

「技術士制度の改善方策について（案）」
（平成11年12月1日 技術士審議会）
に対するご意見と回答

平成12年2月23日

目次

| | |
|---|----|
| 1. 職業倫理 | 1 |
| 技術士に職業倫理を課すだけでは負担。技術士を保護するための措置等が必要。 | 1 |
| 技術士に職業倫理を課すだけでは負担。特権とセットにすべき。 | 2 |
| 現行の技術士は既に職業倫理は有しており、新たに課すことは必要ない。 | 3 |
| 職業倫理は罰則を課すなど厳しく課すべき。 | 3 |
| 職業倫理により担保されるのであるから技術部門の制限は不要。 | 4 |
| 職業倫理の概念の明確化が必要。 | 4 |
| 職業倫理は初等教育の段階からの教育が必要。 | 4 |
| 我が国における職業倫理教育の整備が必要。 | 4 |
| 報告書（案）の明確化等 | 5 |
| その他職業倫理に係る見解等 | 6 |
| 2. 国際的な対応 | 7 |
| 外国の技術者資格を有する者の認定について | 7 |
| ア 基本的に賛成 | 7 |
| イ 外国人 P E で日本の技術士の資格を取得するメリットはない。 | 8 |
| ウ その他外国の技術者資格を有する者の認定方法に係る意見 | 8 |
| A P E C 技術者資格相互承認プロジェクト等への我が国の対応について | 8 |
| ア 重要であり推進すべき。 | 8 |
| イ 相互承認の対応方針に疑問あり。 | 9 |
| ウ 相互承認を行う技術分野はどのようにして決定するのか。 | 11 |
| エ 幅広い技術分野で対応すべき。 | 12 |
| オ A P E C 対応は技術士では対応すべきでない。別途の試験制度（技術士補を含む）等で対応すべき。 | 13 |
| カ 米国、欧州との相互承認を推進すべき。 | 15 |
| キ 外国の技術者資格との相互承認はレベルの違いを認識した上で慎重な検討が必要。 | 15 |
| ク 日本の技術者については、今後職業倫理を他国へどのように説明するかが課題。 | 15 |
| ケ その他の意見 | 16 |
| 報告書（案）の明確化 | 18 |

| | |
|--|----|
| 3. 技術士試験の構成等 | 19 |
| 「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本」とすることについては、大学の工学系に片寄っており、幅広い人材確保の観点から改める必要がある。 | 19 |
| ア エンジニアリング課程が工学を指すならば限定のしすぎ。 | 19 |
| イ 学歴要件を導入するのは反対。 | 21 |
| 第1次試験の受験資格について | 23 |
| ア 大学理工系学部卒業者とその他の教育課程修了者との間で受験資格に差をつけるべき。 | 23 |
| 第1次試験において確認する数学等の基礎的な知識について | 24 |
| ア 1次試験では更に他の科目についても試験を行うべき。 | 24 |
| イ 数学は必須とすべきではない。あるいは科目としての比重を軽くすべき。 | 24 |
| ウ 現行試験の改定に反対。 | 25 |
| エ 技術分野に特定した内容とすべき。 | 25 |
| オ その他1次試験に係る意見 | 26 |
| コミュニケーション能力の確認が必要。 | 26 |
| 第1次試験における学科試験免除等の優遇措置について | 27 |
| ア 学科試験免除等の優遇措置は必要。 | 27 |
| イ 他の資格取得者に係る優遇措置を設定すべき。 | 27 |
| ウ 第1次試験免除は行わない方がよい。 | 28 |
| エ 大学3年次から大学院への飛び級制度等大学のカリキュラムの多様化に応じた優遇措置を設定すべき。 | 28 |
| 技術者教育認定と学科試験免除との関係 | 28 |
| ア 技術者教育認定機関により認定された課程の修了者については第1次試験の学科試験免除等の優遇措置を講ずべき。 | 28 |
| イ J A B E E に係るその他の意見 | 29 |
| 修習技術士の名称は改めるべき | 29 |
| 修習技術士の行う修習プログラム（修習年数を含む）、第2次試験受験資格について | 30 |
| ア 4年の実務経験は短い。 | 30 |
| イ 修習技術士の制度では多くの技術士を作ること無理。 | 30 |
| ウ 指導技術士の下での実務経験の必要はない。 | 31 |
| エ 修習技術士が修習を積める環境を幅広く認め実効性を確保すべき。 | 31 |
| オ 修習技術士を指導する技術士は技術士資格を有しているだけでよいのか。 | 33 |
| カ 4年はもっと短くすべき。 | 33 |

| | | |
|---|--|----|
| キ | 第2次試験受験資格として研修を義務づけるべき。 | 33 |
| ク | 第2次試験受験資格として7年の実務経験を残しておくべき。 | 34 |
| ケ | その他の意見 | 34 |
| | 試験の実施方法、内容について | 36 |
| ア | 試験の実施方法等に係る具体的な内容を明らかにすべき。 | 36 |
| イ | 現行の試験の方法は改める必要がある。 | 36 |
| ウ | 選択肢問題や × 式の試験などではコンサルタントとしての確認はできない。 | 37 |
| エ | 出題等については学会が担当すべき。 | 37 |
| オ | その他試験の出題に関する意見 | 38 |
| | 技術士のレベルについて | 38 |
| ア | 技術士のレベルが下がるのではないか。 | 38 |
| イ | 現行の技術士補をプロフェッショナルエンジニアとし、現行の技術士はコンサルティングエンジニアとすべき。 | 39 |
| | 第2次試験の目的、技術士登録について | 39 |
| ア | 日本技術士会への加入を義務づけること。 | 39 |
| イ | 登録の際の事務所の登録の義務づけは改めるべき。 | 39 |
| ウ | その他の意見 | 39 |
| | 経過措置について | 40 |
| ア | 現行制度の第1次試験合格者等は修習技術士として認めるのが適当。 | 40 |
| イ | 十分な周知期間をおくべき。 | 40 |
| ウ | 第1次試験学科試験免除は短期間のみの規定とすべき。 | 41 |
| エ | 経過措置は短期間にすべき。 | 41 |
| オ | その他の意見 | 41 |
| | 技術士資格の構成について（新しい提案を含む） | 42 |
| ア | 総合監理部門を特別技術士等の名称を用いて、一般の技術士と区別して上位に位置づけるべき。 | 42 |
| イ | 現行の技術士について既得権を認め、特別技術士または上級技術士として位置づけるべき。 | 42 |
| ウ | その他の意見 | 43 |
| | その他技術士資格の構成に係る意見 | 48 |
| | 修士課程年数等の実務経験年数への算定 | 49 |
| | 合否基準等を公開し透明性を高めるべき。 | 49 |
| | その他の意見 | 50 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 4 . 技術部門 | 50 |
| 総合監理部門について(3. アの他の意見) | 50 |
| ア 総合監理部門は既に既存部門で備わっているものであり新設は不必要。 | 50 |
| イ 総合監理部門は他と区別した資格として設けるべき。 | 51 |
| ウ その他の意見 | 53 |
| 技術部門全般に係る意見 | 53 |
| ア 技術部門は簡素化すべき。 | 53 |
| イ 技術部門はもっと充実すべき。 | 53 |
| ウ 技術部門は再編成すべき。 | 53 |
| エ 現行の部門、選択科目が無くなること、縮小することは反対。 | 54 |
| オ その他の意見 | 54 |
| 特定技術分野に係る意見 | 55 |
| 報告書(案)の明確化 | 57 |
| 5 . 継続教育 | 57 |
| 更新・定期的な研修の義務づけなどを行うべき。 | 57 |
| 継続教育に係る義務違反の場合の措置を適切に設定すべき。 | 58 |
| 継続教育を行う環境の整備が必要。 | 58 |
| 継続教育の内容についての提案 | 59 |
| 継続教育の対象を年齢層等によって分けるべき。 | 60 |
| 継続教育の義務化は負担が大きい。 | 61 |
| 継続教育の義務化はなじまない。 | 61 |
| その他の意見 | 61 |
| 報告書(案)の明確化 | 62 |
| 6 . 日本技術士会と学協会の連携 | 62 |
| 学協会だけでなくその他の機関とも連携が必要。 | 62 |
| その他の意見 | 63 |
| 報告書(案)の明確化 | 64 |
| 7 . 普及・拡大 | 65 |
| 技術士資格を業務独占化するなど特権を付与すべき。 | 65 |
| 他の資格等との関係を明確にして連携を積極的に図るべき。 | 67 |

| | |
|--|----|
| 技術士の数の拡大に関する意見 | 71 |
| ア 数を拡大するために質を低下させてはならない。あるいは質は低下せざるをえない。 | 71 |
| イ 既に十分な数の技術者は存在する。 | 73 |
| ウ その他の意見 | 73 |
| 技術士資格に係る広報・周知方策を積極的に展開すべき | 74 |
| 技術士が社会的に認知されるための検討を行うべき | 75 |
| 報告書（案）の明確化 | 76 |
| 8. その他 | 77 |
| 技術士の英文名称について | 77 |
| ア PEとCEを使い分けるべき。 | 77 |
| イ PEの呼称は反対。 | 77 |
| ウ その他の意見 | 78 |
| 検討に当たり幅広く意見を取り入れるべき | 79 |
| 報告書（案）の明確化 | 81 |
| 技術士制度改善に係るスタンスに係る見解 | 82 |
| 意見募集の結果等を公開すること。 | 84 |
| その他の意見 | 84 |

1. 職業倫理

技術士に職業倫理を課すだけでは負担。技術士を保護するための措置等が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| <p>すでにこれまでの技術士法にも秘守義務などは明示してある。一方、弁護士あたりに比べると社会的な問題をおこしたことはニュースなどでほとんど聞いていないので、実質的に（倫理は）高いのではないかと思われる。将来的に懸念される点では、運悪く危ない（？）クライアント企業を担当した場合、どこまで責任的なものがとれるか疑問。顧客がどこまで法律すれすれのようなことをしていたとして（事前にわかったとしても）止められるかという問題が残る。</p> | 6 | <p>職業倫理に関しては、技術士の備えるべきこととして、公共の安全、環境の保全等の公共を害さないよう業務行うことが技術士活動の前提である旨の社会的な責務を明示し、徹底を図ることとしています。また、自己の能力範囲を超える場合には適切な専門的助力を得る等の職業倫理についても、試験や継続教育を通じてその徹底を図ることとしています。</p> <p>これらについては、これまで（社）日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたわけですが、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものです。</p> <p>こうした職業倫理を徹底するには、技術士が属する企業等を含め社会全体がその重要性等について十分に理解することが不可欠であると考えます。</p> |
| <p>職業倫理は国際的に整合しない最大の壁。現時点では、個人の職業倫理を優先する組織人は日本には事実上存在しないからである。個人として職業倫理を主張できるように、個人の保護策を国で講じるなど、社会環境の整備が重要。</p> | 10 | " |
| <p>東海村の事故やコンクリートの崩落などの報告を聞く限り日本にも技術的に中立な機関が必要。職業倫理をいうなら中立機関の設置及び連携・協力が不可欠。</p> | 24 | " |
| <p>社会、公益に対する責任という点は現行法や日本技術士会倫理要綱では不十分。しかし、社会、公益に対する責任が臨界事故や公害事件を指すならば、一技術者の倫理で片づく問題ではない。</p> | 26 | <p>技術に係る安全問題等については、職業倫理の他、技術の特性に応じた規制等の実施が必要ですが、本報告書は、技術士の制度に係るものを対象として考え方をとりまとめたものです。</p> |

| | | |
|--|---------------------|---|
| <p>職業倫理を制度的に要求されるのであれば、その裏付けとして、職業倫理を通じた技術者が不利益を被らない規定と、圧力をかけた雇用者等を公表して社会的制裁をうけさせるなどの仕組みが制度として必要。</p> | <p>158、201</p> | <p>職業倫理に関しては、技術士の備えるべきこととして、公共の安全、環境の保全等の公共を害さないよう業務を行うことが技術士活動の前提である旨の社会的な責務を明示し、徹底を図ることとしています。また、自己の能力範囲を超える場合には適切な専門的助力を得る等の職業倫理についても、試験や継続教育を通じてその徹底を図ることとしています。</p> <p>これらについては、これまで（社）日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたわけですが、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものです。</p> <p>こうした職業倫理を徹底するには、技術士が属する企業等を含め社会全体がその重要性等について十分に理解することが不可欠であると考えます。</p> |
| <p>技術者が会社の倫理と個人の倫理の矛盾に遭遇するケースが往々にしておこる。技術士の資格をとっても技術者個人に重い責任が被ることが起こらないような配慮が必要。</p> | <p>163</p> | <p>〃</p> |
| <p>組織内の技術者には責任や倫理確立は難しい。法人倫理制度も確立すべき。</p> | <p>163</p> | <p>〃</p> |
| <p>技術士が企業に雇用されている場合、技術士の主義主張より企業の方針が優先されるため、職業倫理規定は有名無実になる。</p> | <p>187</p> | <p>〃</p> |
| <p>いわば企業内技術士に内部告発義務を法律で定め、さらに技術士の身分を保証する法律制度が必要。ただし、この方法によれば、企業は社内にたえず爆弾を抱えていることになり、重要な仕事を任せないことになる可能性がある。</p> | <p>187</p> | <p>〃</p> |
| <p>技術士に職業倫理を課すだけでは負担。特権とセットにすべき。</p> | | |
| <p>意見等の概要</p> <p>プロフェッショナルとしての職業倫理を前面に出すには、職業上の特権とセットであるべき。何の見返りもなく倫理や責任を押しつけるのでは理科離れを加速するだけ。</p> | <p>番号</p> <p>35</p> | <p>回答</p> <p>本報告書では、職業倫理を備えた技術士の資格について、活用の促進についても検討し、官民における取り組みの必要性についても指摘しています。</p> |

現行の技術士は既に職業倫理は有しており、新たに課すことは必要ない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 技術者に限らず社会人ならば守るべき倫理は自明の理であり、その人の行為が社会、公益に実害を与えた場合にそれに対する責任をとらせるべく罰則規定がある。この上倫理規定までお上が定めようとするのは個人の尊厳を犯すものであり全体主義的な考え方。 | 26 | 職業倫理については、これまで（社）日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたわけですが、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものであり、必要な対応と考えます。 |
| 技術士倫理については、日本技術士法にも謳われており、定期的に講座等が開催され、技術が社会的基盤として物心両面の安全と倫理、社会的繁栄を達成するには技術者として如何にあるべきか定期的に復習している状況。 | 114 | 〃 |
| 技術士法に倫理規定が設けられているのは中立公正な立場で技術を裨益する技術者だからこそCEが行えるということをより明確にしているのであり、その故に約50年の間本質的な変更が行われなかったと考えられる。 | 122 | 〃 |

職業倫理は罰則を課すなど厳しく課すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 世界的レベルの倫理の徹底を規定し、違反者の罰則を定め、試験制度を倫理の面から見直し、世界のレベルにした大改定を望む。 | 67 | 職業倫理については、これまで（社）日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたわけですが、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものです。 なお、職業倫理に関し、技術士全体の信用を傷つけ、又は技術士全体の不名誉となるような行為を行った場合は、技術士法第44条の信用失墜行為の禁止の規定の対象となります。 |
| 第2章1-(1)について、「徹底」を「さらに徹底」と追記。 | 78 | 〃 |
| 公務員の服務規程に準じて法に明記することを検討すべき。 | 143 | 〃 |
| 刑法、清掃廃棄物処理法及び独占禁止法など公共事業とその周辺の法律違反によって、罰金刑以上を科せられた者に対しては、受験資格も、資格そのものも喪失させるべく、法律改正に臨むべき。 | 176 | 〃 |

職業倫理により担保されるのであるから技術部門の制限は不要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------|---|
| Engineerが常に守らなければならないことは倫理規範。倫理規範の中には当然のことながら業務を行う場合のEngineersの持っているべき能力、その実施の仕方も含まれている。言うならば部門が全くなくてもよいということでもある。 | 67 | 昭和32年の技術士法制定以来40年余の間、技術部門を明示して制度の運用を行ってきた状況を踏まえ、社会的に定着していることを考えれば、現時点で技術部門を撤廃することは困難であると考えます。 |
| 職業倫理の規定強化によって無責任な業務実施の歯止めが可能であることから技術士業務実施について、現在の部門別の限定を原則としてはずすこと。 | 143,162 | 〃 |

職業倫理の概念の明確化が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 科学技術に対する信頼性、安全、安心の確保...：科学（Engineeringではない）がその業務において信頼性、安全、安心の確保が必要であるのか、科学の定義は何かを考えてください。科学者の倫理とEngineersの倫理は明確に異なる。科学者は何を行い、Engineers（日本語の技術者ではない）は何をするのか明確にしてからこれについて語って欲しい。あるいはどの文書をみれば判るのかを明確にして欲しい。 | 67 | 序「高度化、複雑化の著しい科学技術に対する信頼性や安全、安心の確保の観点から」は、科学技術全般に関する状況認識を説明しているものであります。 |
| 「社会...前提」とするとなっているが、2つが対立した場合について不明確であり、海外では明確にProfessionalの意味に基づいて「公益」のみを義務づけている。国際的には明確にすべきではないか。 | 135 | 技術士が、公共の安全の確保、環境の保全その他の公益に対する責任について、技術士法上明確に規定することにより、対外的に明確にすることとしています。 |

職業倫理は初等教育の段階からの教育が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 職業倫理意識は、試験では弁別できず、教育で育成できるものではないはず。特に、倫理の問題は有資格者のみに求められるものではないから、初等教育の段階から身体にしみこませておくことが必要。 | 162 | 技術士制度においては、技術士試験や継続教育を通じて、その徹底を図ることとしています。 |

我が国における職業倫理教育の整備が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|---|
| 倫理が、法の裏付けを待ちながら、具体的な事例に解釈をつけていく場合に、米国及び英国の法体系と日本の法体系との間に問題をはらんでいくであろうことは予見される。それゆえ、技術者の倫理教育は重視されるが既存の大学教育での倫理教育は無きに等しいと思われ、最近、いくらかの大学が講座をもっているやに聞くが、これととも、英語圏技術者の倫理教育の内容と比較しようとする場合、多くの問題点が出るのではなかろうか。 | 60 | 諸外国の例も参考としながら、職業倫理についての試験や継続教育を適切に実施することが必要と考えます。 |

| | | |
|---|----|------------------------------|
| 職業倫理教育は大学での教育課程の整備、特に事例研究に際して、実業界との連携による公開された議論が必要と感じている。 | 60 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
|---|----|------------------------------|

報告書(案)の明確化等

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 1-1は概ね要点を得ているが、基礎となるべき倫理構築視点の討論の必要が記述されるべきではなかったかと感じる。特に、専門性の定義が必要かとも感じた。 | 60 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
| 一番大切な倫理の取り決めである倫理要綱を第三者機関である(社)日本技術士会に任せている。その取り決めの仕方、承認、実行、監査についても記述がない。この案の参考文献の中にも入れてなく内容がわからない。科技庁が技術士会の上位機関なのか倫理要綱は誰がどのようにして作成し、実行させるかを明確にした上位文書、規定があれば参考文献にのせてほしい。技術士会は倫理違反についてどのような業務をしているのか。 | 67 | (社)日本技術士会の倫理要綱は、(社)日本技術士会が自主的に定めたもので、技術士会の会報に掲載されるなど、公開されております。 |
| 福祉の向上とあるが、福利でないか。 | 106 | 技術士の備えるべきこととして、次のようなより適切な表現に修文させていただきます。 「公共の安全、環境の保全等の公益を害することのないよう業務を行うこと」 |
| 「公共の安全の確保、福祉の向上、…」 「公衆の安全の確保、福利の向上…」 | 138 | 〃 |
| 1 - 1 3行目 技術は、(その基本を無視すれば)安全問題や環境問題を生じさせる等、技術に対する基本的認識が欠如すれば、その悪影響は、計り知れない。 | 147 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
| 1 - 1 7行目 高い職業倫理を備え(官僚・政治家は、それを支え)ることが必要 | 147 | 〃 |
| 1 - 1 最終行 ...徹底するためには(まず官僚・政治家が襟を正し、形式的な確認作業・似て非なる行動)に明け暮れず、技術者も、その属する | 147 | 〃 |
| 具体的な行動指針の策定とケーススタディーを用いた教育が必要であるので、是非さらなる具体的内容の記載をお願いしたい。 | 155 | 〃 |
| 第2章1(1) 自己の資格範囲を越える場合 とすべき。 | 157 | 技術士各人が有している能力について、各人が十分に認識した上で業務を行うという主旨であり、資格としての範囲とするよりも、原案の方が適切であると考えています。 |

| | | |
|---|-----|--|
| 職業倫理について、具体的な教育内容のアウトラインを示されたい。 | 163 | 現在継続教育の内容については一般部会で審議を行っているところです。一般部会における今後の継続教育の具体化の検討の中で明らかとしていきたいと考えます。 |
| 技術者の倫理要件に、我が国の憲法前文のように、全人類的ないし地球全体的な視点を強調していただくことを期待する。 | 163 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |

その他職業倫理に係る見解等

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|---|
| PEと称すれば職業倫理ができるとの説明があるが、名前をつければ実現するわけではない。 | 10 | 職業倫理については、試験や継続教育により、その徹底を図ることが適当と考えます。 |
| 技術士の場合は試験合格者が登録することが要件になっている。試験合格者は職業倫理は必要ない。個人の職業倫理を守れない者は元々登録してはならなかったのであるが、日本ではその問題意識がなかったため、なしくずし的に登録した会社員等の技術士に、「実質的に個人の倫理を免責されたPE」という日本独自の誤った概念が生じた。倫理上明確に区別しなければならない登録者と試験合格者を混同した議論が多い。 | 10 | 職業倫理については、これまで(社)日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたものについて、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものであり、必要な対応と考えます。 なお、技術士制度におきましては、技術士、技術士補の資格を有する者の権利、義務を規定するものであり、試験合格者は技術士あるいは技術士補となる資格を有する者という位置づけです。 |
| 高い職業倫理を有する技術士資格は業務資格でないとの説明があるが、業務資格だからこそ職業倫理が必要。 | 10 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。 このような技術士に係る認識を踏まえ、「技術士資格は、高い職業倫理等を有し、責任をもって業務を遂行できる技術者としての能力を保証する技術分野横断的かつ基盤的な資格」とし、その他の技術者資格について「業務資格」として記載したものです。 |
| 会社の利益を至上のものと教育され、和を保つことが個人の主張より大切であると納得している日本人技術者のPE的倫理のなさは世界のEngineerの知るところ。 | 67 | 職業倫理については、これまで(社)日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたものについて、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものであり、必要な対応と考えます。 |

| | | |
|---|-----|--|
| <p>建設部門において極端に人数が多いのは、この部門における技術士が企業にどれだけメリットを与えているかを考えれば全てがわかる。技術士が個人の倫理を離れて企業の利益に利用されだしている現実を危惧する。</p> | 115 | <p>職業倫理に関しては、技術士の備えるべきこととして、公共の安全、環境の保全等の公共の確保が技術士活動の前提である旨の社会的な責務を明示し、徹底を図ることとしています。また、自己の能力範囲を超える場合には適切な専門的助力を得る等の職業倫理についても、試験や継続教育を通じてその徹底を図ることとしています。</p> <p>これらについては、これまで（社）日本技術士会において倫理要綱を定める等により実施してきたわけですが、今般、技術者資格の国際的な同等性の確保の観点とともに、現代社会が技術に依存し、技術が社会に及ぼす影響の大きさが拡大していることを踏まえ、技術士制度において明示し、徹底することとしたものです。</p> <p>こうした職業倫理を徹底するには、技術士が属する企業等を含め社会全体がその重要性等について十分に理解することが不可欠であると考えます。</p> |
| <p>有技術資格者を特別視するのではなく、オーム問題があったような、自己の技術力を理解してくれればどのような仕事でも理解者のために行うというようなことのないように、自己管理ができる技術者の育成が重要。技術士として必要な職業倫理は、技術士として認められた業務に対応して、上記技術者の一般的倫理に重畳されるべきものである。</p> | 162 | <p>技術に携わる者が備えるべき倫理要件として、社会や公益に対する責任を企業等の活動の前提である旨明示し徹底することが重要と考えます。</p> |
| <p>倫理要件を重視していただくことを期待。例えば、安全、環境、人道、福祉等の総合的視野に建ちうる資質。</p> | 163 | " |
| <p>職業倫理の組み込みには賛成。しかし、単に倫理学の科目内容を試験するのではなく、公共の安全確保、福祉の向上、及び環境保全に立脚した技術者としての社会的責任感を問うていただきたい。</p> | 186 | <p>技術士試験や継続教育を通じて、その徹底を図ることが重要と考えています。</p> |
| <p>途上国での重点活動として公共安全・社会福祉・環境保全等に誠心当たらねばならないが、国内での十分な責任と与信条件を備えた制度に依って行う。</p> | 210 | " |

2. 国際的な対応

外国の技術者資格を有する者の認定について

ア 基本的に賛成

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|---|
| <p>外国の技術者資格を有する者の認定については賛成。日本国内の資格者についても認定の余地を検討する必要がある。</p> | 10 | <p>ご意見につきましては、他の技術者資格との相互連携の促進の検討の際の参考とさせていただきます。</p> |

イ 外国人P Eで日本の技術士の資格を取得するメリットはない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| 現状では外国人P Eで日本の技術士の資格を取得するメリットはないはず。日本に技術士の承認が無ければならない文書又は製品がありますか？外国人P Eの国内での技術関連のコンサルティングを禁じているか？ | 67 | 技術士資格は業務独占資格ではないのは事実ですが、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。 |

ウ その他外国の技術者資格を有する者の認定方法に係る意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 外国技術者は試験期間で認定承認すればよい。 | 157 | 指定試験機関は、国が行う試験の実施に関する事務を代行する機関として位置づけられています。一方、外国の技術者資格を有する者については、その能力を国が承認することが適当と考えます。 |
| p 8 (4) 技術者資格を相互承認したのであれば、その資格を持つ技術者はそのまま両方の国で通用すべき。来日した本人を審査することは不当であろう。業務範囲に差異のある場合についても、相互承認の交渉時点でその取扱いを明確にしておくことで解決できる。 | 163 | A P E C 技術者資格相互承認プロジェクト等の国際相互承認の考え方は、各国個有の技術者資格をベースとし、その上で一定の基準を設定し、相互にその基準を認め合うことによって、各国個有の技術者資格を相互に承認し、有資格者の交流促進を図るものです。したがって、一定の基準以上の水準にある技術者については、そのまま両方の国で通用すべきものとするのが基本であると考えます。 しかしながら、例えば、技術者資格を構成する技術分野は、国によって必ずしもその範囲が一致しないことがありますので、相互承認の交渉時において、その取扱いをどのようにするのか明解にしておくことが必要となります。この場合、相互承認した後には、我が国の特定の技術部門の技術士と同等の能力を有することを認めることとなりますので、外国の技術者が有している技術分野と技術士の技術部門の相異に対して、所要の調整が必要となると考えます。 |

A P E C 技術者資格相互承認プロジェクト等への我が国の対応について

ア 重要であり推進すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| A P E C 技術者資格相互承認プロジェクト外でいうレベルの能力の技術者に、法的根拠のある独占呼称の「A P E C 技術者」又は「A P E C エンジニア」の資格を認定し付与することは重要。 | 21 | 「A P E C 技術者」や「A P E C エンジニア」は、A P E C 域内で各々の国の技術者資格に基づいて国際的に相互承認される水準に達したことが認められた者を示す呼称であり、別の資格として新たに創設することは適当でないと考えます。 |

| | | |
|--|----|--|
| 日本の技術士が世界のPEと肩を並べて業務をしたいならば、APEC諸国と同じように米国式のPE制度に従い、国際標準化への流れに乗り遅れないようにしてほしい。現行制度に拘泥してPEを技術士の一部くらいに軽視すれば、APEC、欧米から軽蔑されるのは必定。 | 67 | 今回の技術士制度の改善は、現在急速に進展している、国境を越えて活躍できる技術者（グローバルエンジニア）の具体化の動向に適切に対応するため、主要な要件について国際的な整合性を確保することを基本的考え方の一つにしております。 |
| 自分が認められたいならば、率先して海外に門戸を開き、海外のPEを日本国内で認めることを行うべき。 | 67 | 国際社会の発展のためには、海外の技術者との相互移動を促進することが重要と認識し、技術士制度の国際的な整合性の確保を図り、相互承認の具体化を図ることが重要と考えます。 |
| この10年以内にPEの国際標準化が採用されることになるだろう。ISO 9000の轍をふまないよう国際的な感覚で技術士制度を見直してほしい | 67 | 技術士制度の国際的整合性の確保の重要性はご意見どおりの認識です。 |
| 技術士を取得することが一つのステータスであった時代は終わりを迎え、日本の技術士が国際的に認知されかつ広く取得希望者を創出するために何らかのスピードのある抜本的改革が必要。特にアジア地域の技術をリードする上でもデファクトスタンダードを目指して大量生産が必要。 | 79 | 日本の技術士が国際的に認知され、かつ広く取得志望者を創出するために、必要な改善を実施することが今回の改善の基本的な考え方の一つです。 その結果、数多くの技術者、学生が技術士資格を取得し、国際的に活躍されることが重要と考えます。 |

イ 相互承認の対応方針に疑問あり。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| APECエンジニアについても事実上発展途上国に限られ、また、とりあえずの名目のもとに、ごく一部の技術部門しか対象になっていない。技術士に限らず日本の技術者の大多数には関係ない現状である。 | 10 | APEC技術者資格相互承認プロジェクトに積極的に参加し、調整委員会のメンバーとなっているエコノミーは、プロジェクトの提唱者であるオーストラリアをはじめ、カナダ、ニュージーランド、韓国、香港、マレーシア、タイと日本の8エコノミーです。 我が国と韓国を除く他のエコノミーは、土木、構造、土質、環境、機械、電気、産業、鉱山、化学の9技術分野全てについて相互承認を行うこととしており、我が国が相互承認しようとしている土木、構造以外の分野についても幅広く技術者の流動化が行われることとなっております。 |
| 国境を越えて活躍できる技術者の具体化は現実にはあまり進んでいない。現状は発展途上国に対するシビル関係ないしプラント関係などごく一部の技術分野に限られている。また、一般報道とは異なり、ヨーロッパ大陸及びアメリカ大陸においては、事実上ほとんど進んでいない。我が国として適切な対応をとることが必要との結論は賛成であるが、それが技術士とは限らないことが前提。 | 10 | 技術者資格の国際相互承認の具体化は進展していると認識しています。また、APEC技術者相互承認プロジェクトへは、技術士と一級建築士で対応しています。 |

| | | |
|---|----|---|
| <p>技術者資格の国際的な相互承認ができた結果こうなるということ、相互承認を得るためにこうするという事とは全く異なる議論。特に、欧米先進国とは実際に相互承認を得る見込みがない現状で、相互承認を得た場合の説明をしても実質的な意味がない。</p> | 10 | <p>エンジニアの国際的流動化をより一層促進するため、英、米、加、アイルランド、豪、ニュージーランド、南アフリカ、香港、日本、マレーシア、F E A N I、A P E Cエンジニア調整委員会が参加しているエンジニア流動化フォーラム（Engineer Mobility Forum）（1997年創設）において、インターナショナルエンジニア登録制度の創設についての議論が開始されている状況にあります。</p> <p>このように、我が国を含め、世界的な規模で技術者の流動化に係る議論が急速に展開されているのが現状です。</p> |
| <p>スムーズに相互承認ができるようなことを言っているが、土木、建築だけというのはおかしい。しかも米国はA P E Cエンジニアに参加しない。州単位とでも相互承認できるような努力が必要。W T OとA P E Cエンジニアを同列に扱うのは疑問。W T Oが必ずしも是とは限らず、A P E Cエンジニアも同じ。シンガポールが入る見込みはないし、仮に中国の安い賃金の技術者が日本に大量流入したらどうなるのか。企業内技術士、独立開業技術士</p> | 24 | <p>A P E C技術者相互承認プロジェクトにおいて、現在のところ我が国は土木、構造の2分野で相互承認に臨むこととしておりますが、これに限定しているものではなく、また、技術士制度の改善にあたり、多くの国との相互承認も視野に入れて検討を行いました。</p> <p>また、相互承認により、我が国の技術士の活動の場が拡大するものと考えます。</p> |
| <p>1-2について、欧州、北中米とA P E Cを同一に論ずる点に無理を感じる。過去、同一の文化圏に属し、あるいは緊密性に格段の差があると思われるアジア圏に属するA P E Cで、相互承認の適用は総論的には可能であろうが、実施面で困難が伴うのではと感じる。</p> | 60 | <p>W T O、欧州、北米、A P E Cについて記しておりますのは、現在の技術者資格の国際的な相互承認が加速度的に進行している状況を表しているものです。また、A P E C技術者相互承認プロジェクトは、異なる文化圏に属するエコノミーにより構成されていますが、これまでのプロジェクトは、各エコノミーの積極的な姿勢により順調に進捗しているところであります。</p> <p>なお、本プロジェクトの実現は、将来の国際標準につながるものと期待されているところです。</p> |
| <p>日本の技術者も海外関連の業務をしようとするのであれば、海外の標準にあわせるのは当然。A P E C諸国と歩調をあわせ、業務内容、選抜方法、規則も可能な限り同じものにしてP Eなる名称を使わせていただくように各国をお願いしたらどうか。</p> | 67 | <p>今回の改善は、技術士資格について、その国際的な同等性に関し、透明性があり、かつ、他国に対する明解な説得力を持つよう、その主要な要件に関し、国際的な整合性を確保することを基本的考え方の一つとしています。</p> <p>しかしながら、技術士資格は、教育システムや他の資格との関係など、我が国の社会システムと密接な関係を有していることから、技術者資格の主要な要件の導入にあたっては、例えば、受験資格の設定や、継続教育の方法など、我が国の状況を勘案し、適切に制度を導入していく必要があると考えています。</p> |

| | | |
|--|-----|---|
| <p>A P E C 諸国の欲している相互承認は米国 P E との相互承認であり、日本技術士とのそれではない。日本がどのようにして有利になるかを考える前に、A P E C 諸国の Engineer に何ができるかを考えるべきではないか。</p> | 67 | <p>A P E C 相互承認プロジェクトは、1995 年大阪で開催された A P E C 閣僚会議において、A P E C の発展のためには域内での適切な技術移転が必須であり、技術者の域内での自由な移動を促進することが必要である旨の決議を受け、発足したプロジェクトです。</p> <p>本プロジェクトで固められた A P E C エンジニアの概念は、一定水準以上の優秀なエンジニアであり、このようなエンジニアの流動化を図ることは、域内における技術活動の活性化につながるものと考えます。</p> |
| <p>技術士全体のイメージダウン、品位の低下、大量生産等の犠牲を払って市場開放を実施する意味が真にあるのかどうか疑問。</p> | 140 | <p>今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。</p> |
| <p>国際化は重要だが、日本の資格である以上、まずは日本の国情で活かせるようにすべき。そして国情を国際化することが先決。</p> | 153 | <p>今回の改善は、技術士資格について、その国際的な同等性に関し、透明性があり、かつ、他国に対する明解な説得力を持つよう、その主要な要件に関し、国際的な整合性を確保することを基本的考え方の一つとしています。</p> <p>技術士制度を国際的な整合性を確保することにより、国内における普及拡大につながるものと考えます。</p> |
| <p>国際的相互承認とは、単なる国際的な動向という、所定国の方針への追従ではなく、技術者とはどのような技術力を有すべきかという基本的解析の上に立って各国協議し、設定する必要がある。</p> | 162 | <p>A P E C 相互承認プロジェクトは、1995 年大阪で開催された A P E C 閣僚会議において、A P E C の発展のためには域内での適切な技術移転が必須であり、技術者の域内での自由な移動を促進することが必要である旨の決議を受け、発足したプロジェクトです。</p> <p>A P E C エンジニアの概念は、国際的な協議により、自己の判断による業務遂行能力の保有等の要件が合意されています。</p> |

ウ 相互承認を行う技術分野はどのようにして決定するのか。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| <p>建築士には芸術重視の方と構造重視の方があり、A P E C エンジニアという構造部門の選別はどうやって見極めるのか。</p> | 24 | <p>一級建築士のうち、通算 7 年間の建築構造に関する実務経験を有する者であること等の要件をモニタリング委員会で確認することとなります。</p> |
| <p>海外との調整をした場合、海外の資格の部門に当てはまらない部門の扱いはどうなるのか。</p> | 28 | <p>我が国の技術士制度における技術部門の範囲と諸外国の部門の範囲は、必ずしも一致しない場合があります。これは、具体的な 2 国間相互承認協定等の協議の際に、具体的に調整が行われることとなります。</p> |

| | | |
|---------------------------|----|---|
| 19の技術部門をAPECの9分野にあてはめ可能か。 | 98 | 我が国の技術士制度における技術部門の範囲と諸外国の部門の範囲は、必ずしも一致しない場合があります。これは、具体的な2国間相互承認協定の協議の際に、具体的に調整が行われることとなります。 なお、APECの9分野は、参加エコノミーが、相互承認を行う分野として登録したものであり、技術分野を網羅した形で分類したものではありません。 |
|---------------------------|----|---|

I 幅広い技術分野で対応すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-------|---|
| PE試験に環境や生物工学、衛生工学、宇宙航空工学などが入っていないのはおかしい。建設、建築のみを優遇し、後は他分野の人達の努力というのはアンフェアにみえる。 | 24 | 技術士制度における技術部門には、生物工学部門、衛生工学部門、航空・宇宙部門があります。 |
| APEC対応技術者は、現行の技術士制度と別に考えて、現在存在する土木・電気・機械等の資格者に技術士各部門を対象として、英語試験を含むAPECエンジニアの認定試験を実施し20万～40万人のエンジニアを確保すべき。 | 33 | 我が国におけるAPECエンジニアの審査・登録は、技術士資格及び1級建築士資格を基本として、APECエンジニアの要件である実務経験年数等を確認することにより行うこととなります。したがって、国家資格たる技術士、1級建築士とAPECエンジニアは、必ずしも同じものではありません。 |
| 相互承認する技術分野を（土木、建築以外の分野にも）積極的に拡大する方向性を明確に打ち出すべき。ついては、相互承認を推進する新たな機構を（社）日本技術士会の中に設置することが有効。 | 62,64 | APECエンジニア相互承認プロジェクトにおける技術分野については、現在は我が国は土木、構造の分野で対応することとしていますが、将来的には、その他の分野に範囲を拡大すべきものと考えます。 また、APECエンジニアの審査・登録を行うモニタリング委員会の事務局は、日本技術士会が担当しています。 |
| 人命の安全を確保することは、現在においてはソフトが重要になってきており、これを含めて相互承認の対象にすべき。技術士の建設部門と一級建築士だけを対象にするのは適当でない。 | 105 | APECエンジニア相互承認プロジェクトにおける技術分野については、現在は我が国は土木、構造の分野で対応することとしていますが、将来的には、必要に応じてその他の分野に範囲を拡大していくことが考えられます。 |
| 各分野の技術者を含めたAPEC技術者養成の枠組みをしっかりと構築し、技術士制度はその枠組みの中で技術士の位置づけを明確にした上で、不具合があれば改善案を論議すべき。 | 115 | ご意見のどおり、技術士制度の改善と、APEC技術者資格相互承認プロジェクトへの対応を行っているところです。 |
| APECエンジニアに対する我が国の対応は、土木、建築分野を先行するようだがその他の分野についても積極的な働きかけを要望。 | 120 | ご意見どおり、APEC技術者資格相互承認プロジェクトへの対応は、当面、土木、構造の分野で行うこととしておりますが、その他の分野に範囲を拡大すべきものと考えます。 |
| APEC技術者資格相互承認メカニズムの中で当面9技術分野を登録の対象とするとあるが「農業」が入っていない。「農業土木」の位置づけが不明瞭となり、欠落しかねない不安を払拭できないので、「土木」「構造」の1部門として位置づける措置を講ぜられるよう要望する。 | 134 | APEC技術者資格相互承認プロジェクトにおける技術分野は、参加エコノミーが相互承認を行いたい分野として登録した分野です。 なお我が国の「農業土木」については、「Civil」と「Structural」の分野で対応することとなっております。 |

オ A P E C対応は技術士では対応すべきでない。別途の試験制度（技術士補を含む）等で対応すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-------|---|
| <p>技術士は技術コンサルタントの国家資格であり、これに相当する資格は韓国、台湾にあるが他のアジア・オセアニア各国にはない。広義の貿易拡大のため、国際的に整合性を図らなければならないのは建築士や土木技師等の資格であって、技術士ではないことから、技術士制度の手直しは全く意味がなく必要なし。</p> | 25、31 | <p>技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。</p> <p>このような技術者資格は、オーストラリアではC P E、韓国ではP E、マレーシアではP Eなど、各国に存在しています。</p> |
| <p>現在オレゴン州が日本でP Eの出張試験を行っている。この試験に合格すれば半自動的に日本の技術士資格が与えられるのであれば、受験者は両者を比較し、易しい方を選ぶだろう。我が国の技術士制度が他国の植民地のようにならぬよう望む。</p> | 35 | <p>具体的な技術者の相互承認が開始されるのは、2国間相互承認免除協定により、相互承認する際の条件が詳細に設定された後のこととなります。ただし、相互承認される技術者は、A P E C技術者の要件を満足する優秀な技術者が対象となります。</p> |
| <p>我が国の技術者資格を国際的に整合させることは急務でありそうすべきであるが、その資格を現行の技術士とすることは質の整合の上でかなりの無理がある。むしろ技術士補を充実させ国際資格と整合させた方が現実的。</p> | 53 | <p>技術士制度上、技術士補はあくまでも技術士となるのに必要な技能を修習する者であり、必要な業務経験を有するというA P E C技術者の要件には合致せず、相互承認の対象となる資格としては適当ではありません。</p> <p>なお、技術士補となるために受験する第一次試験は、A P E C技術者に必要な要件のうち、「認定または承認されたエンジニアリング課程の終了」レベルであることを確認するベンチマーク試験としての性格をもっています。</p> |
| <p>A P E Cへの対応であれば、技術士ではなく、R C C Mが性格的にもちようどあっている。</p> | 55 | <p>国際的に相互承認を行おうとする技術者は、A P E C技術者の要件にもあるとおり、一定水準以上の業務経験や、必要な学識を備えていることが求められます。また、幅広い技術分野に対応できることも必要です。このため、技術士制度での対応が適当であると考えています。</p> |
| <p>一級建築士がA P E C技術者として認められるように、日本に存在する数多くの技術資格保有者も要件を満たせばA P E C技術者として認められるようにするか、新たな試験制度を創るべきだと考える。</p> | 76 | <p>具体的な技術資格によるA P E C技術者への対応については、これまでのところ一級建築士及び技術士以外は具体的な形で、その必要性が示されていません。</p> <p>なお、今後、個別の技術資格において、国際的な相互承認の必要性が生じた場合は、当該資格の内容により、相互承認の方法が検討されるものと考えます。</p> |
| <p>A P E Cエンジニア相互認証は技術士制度と切り離れた別組織・別法人で推進すべき。</p> | 82、83 | <p>A P E Cエンジニアの登録は、技術士、建築士のうち、一定の業務経験を積んだ方であることを証明することにより行われることとなりますので、技術士、建築士の登録情報との連携が重要となります。</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| 多くの技術士はコンサルタントでありA P E Cの技術者たりえない。 | 115 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。 A P E C技術者資格相互承認プロジェクトの対象と考えられている技術者資格はこのような性格を有していることが必要です。 |
| 技術士はたくさんのA P E C技術者の中で、企業の利益、プロジェクトの利益、国の利益をも超越して正しい判断を主張する技術者としての立場を堅持すべきである。技術士の数を極端に増やす必要もない。 | 115 | 今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。これは、具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。 |
| A P E C技術者資格に関しては、A P E C技術者試験を別途設け、合格者をA P E C技術者とする。一級建築士及び該当する分野の技術士はA P E C技術者資格試験を免除する。 | 121 | A P E C技術者は、技術士及び建築士のうち、A P E C技術者の要件を満足している方に対して必要な確認を行うことにより、登録されることとなります。 |
| 技術士補の制度を修正してP Eの試験・登録・運用する制度を官民で創設すべき。 | 82 | 技術士制度上、技術士補はあくまでも技術士となるのに必要な技能を修習する者であり、必要な業務経験を有するというA P E C技術者の要件には合致せず、相互承認の対象となる資格としては適当ではありません。 なお、技術士補となるために受験する第一次試験は、A P E C技術者に必要な要件のうち、「認定または承認されたエンジニアリング課程の修了」レベルであることを確認するベンチマーク試験としての性格をもっています。 |
| エンジニアの能力資格を認定する制度及びA P E C対応は現行の技術士補を活用することで十分対応可能。 | 133 | ” |
| 技術士をP Eとするのは技術力のレベルが釣り合いである。P Eを国際的な技術者資格とするなら技術士補が相当するのではないか。 | 135 | 米国のP Eは、専門職業人として認定するための条件を満足している者であり、技術士となるのに必要な技能を修習する技術士補は対応しません。 |
| 米国のP E試験には経験論文がなく専門知識の試験。内容的に試験合格レベルでは、現行の技術士第一次試験が米国P E試験に対応すると考えられる。 | 153 | ” |
| A P E Cとの対応では、外国語の試験を実施し、外国語試験に合格した技術士については、経済活動がグローバル化した社会に対応する技術士として、高い評価を与えてはどうか。 | 158 | A P E C技術者は、技術士及び建築士のうち、A P E C技術者の要件を満足している方に対して必要な確認を行うことにより、登録されることとなります。この際、外国語試験は特に要件とされていませんが、技術者が国際的に活動範囲を拡大するにあたっては、コミュニケーション能力は、実態的に求められるものと考えます。 |

カ 米国、欧州との相互承認を推進すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| アジア、太平洋から手をつけるのも結構だが米国、欧州各国に対してもっと積極的に相互承認を進めるべき。 | 20 | エンジニアの国際的流動化をより一層促進するため、英、米、加、アイルランド、豪、ニュージーランド、南アフリカ、香港、日本、マレーシア、FEANI、APEC調整委員会が参加しているエンジニア流動化フォーラム（Engineer Mobility Forum）（1997年創設）において、国際エンジニア登録制度の創設についての議論が開始されている状況にあります。 このように、世界的な規模で技術者の流動化に係る議論が急速に展開されております。技術士制度の改善は、APECのみならず世界的に通 |
| APECのみならずNAFTA、FEANIにも対応の輪を広げるべき。 | 112 | 〃 |
| 我が国の技術士資格を持っている者は米国PEを自動的にもらえる方向（米国のPEは技術士を自動的に貰えることとはせず、国語検定試験、経験年数を加える、論文試験を課す、口述試験を行う等の条件を課す）で努力されることを希望。 | 196 | 〃 |

キ 外国の技術者資格との相互承認はレベルの違いを認識した上で慎重な検討が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 1-4について、有資格者の増加は必要であることは言うを待たないが、同時に国際的に教育の質を問われる機会ともなることを覚悟すべき。特に米国は州毎に多少の相違があるようで十分な研究を必要としよう。 | 60 | 具体的な個別の国との相互承認にあたっては、相互の国内資格を基に、相互承認に係る具体的な協議により調整が行われた後に行われることとなります。その際には、当然ながら我が国の技術者にとって不利益とならないよう交渉を行う必要があると考えています。 |
| PEについては我が国の技術士制度の方が技術力の面でレベルがかなり高いと思うがこの点での整合性をどのようにとるのか慎重に検討していただきたい。 | 109 | 〃 |
| 相互に不平等にならないようにしていただきたい。なお、外国で取得し日本で使用する者の待遇もあわせて検討する必要がある。 | 109 | 〃 |
| FE/PE資格試験と現行技術士試験は難易度に大きな差があるため、現制度で資格を得た技術士の知識・技術レベルがFE/PE資格者と同程度にみられることに違和感を感じる。 | 111 | 〃 |
| APEC技術者資格やFE/PE制度と国内の技術者資格全体との整合が十分論議されていないように感じる。 | 111 | 〃 |
| 現在の技術士のレベルは決して国際的には低くないことをまずきっちり主張しておいて頂くことが必要であろう。 | 123 | 〃 |

ク 日本の技術者については、今後職業倫理を他国へどのように説明するかが課題。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 技術士に限らず日本の有資格技術者は、能力は十分であるが、今後、個人の職業倫理をどうしたら持つことが許されるのか、また、その職業倫理を他国にどのように説明するかが課題。 | 10 | 職業倫理を制度的に明示すること等により、我が国の技術士制度は職業倫理を備えていることを対外的に十分に説明できることとなると考えています。 |
| 技術者の国際流動化に対して日本国としての雇用倫理、労働倫理を明確にすべき。 | 21 | 〃 |

ケ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| アメリカの P E は日本の建築士その他に相当する技術者が相当いる。一方、技術士には P E に含まれない技術者が多数いる。特に問題は、技術士に多数いる理科系、生物系、農業系、情報系、経営系などが P E の範疇でないこと。 | 10 | 技術者資格の国際的な相互承認を行うにあたっては、各国それぞれの技術者資格の違いを認識した上で行う必要があります。これは、2 国間での相互承認の交渉を具体的にを行う際に、調整が行われることとなります。 |
| カナダのように全面的にアメリカの P E 試験を受かったものにしか国際的に通用する技術者の称号を与えないというのが一番の国際化につながる。 | 18 | 既に我が国の技術士資格を有しておられる方々については、相互承認の対象となる技術者としての能力は備えられていると考えられることから、技術士資格の国際化を図ることは重要であると考えています。 |
| 技術士が世界で認められない、それは、技術士制度そのものが J I S と同じように日本の技術者が海外で活躍することを支援するためにはつくりだされず、海外の P E、Chartered E n g i n e e r の日本における活動を防御するための保護的な制度であるから。 | 67 | 技術士資格は、科学技術に関する高等の専門的応用能力を有することを証明するものであり、職業倫理の明示、継続教育の導入等により、国際的に通用する資格になるものと考えます。 |
| 一般的にみて、世界の E n g i n e e r s の平均的な目からみて、日本人技術者のレベルは先進欧米の国から一段低いことは否めない。それを技術士の資格取得が難しいから数が少ないから技術のレベルが高く、外国の制度が認めて当然と考えるのはその技術士が日本国内で活動している分には笑っているでしょうが、他国技術者の業務の権限を侵すとなれば異なった反応になるのは当然。 | 67 | 技術士は、科学技術に関し、高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、設計等の業務を行う者として、国家試験により、その能力が確認された方に付与する資格です。 その試験水準は、合格率や希少価値で論ずべきものではないと考えています。 |
| 日本では高専の取扱いが難しい。外国では高専は Technician の養成学校とみられるかもしれないので他国との交渉が必要となろう。 | 67 | 技術者資格の国際的な相互承認を行うにあたっては、各国それぞれの技術者資格の違いを認識した上で行う必要があります。これは、2 国間での相互承認の交渉を具体的にを行う際に、調整が行われることとなります。 |
| 欧米の技術士は極めて若い。それで A P E C 統一といえるかどうか？ | 98 | 多くの学生や若い技術者が技術士資格の取得を目指すようにしていくことが必要と考えています。なお、相互承認を行う技術者は、各国個々の技術者資格に、一定の業務経験などを課すことにより設定されます。 |

| | | |
|---|-----|--|
| A P E Cエンジニアがワシントンアコードに加盟し、全世界で承認されるよう我が国が積極的に努力することを希望する。 | 120 | ワシントンアコードは、技術者教育の認定における国際的な同等性を認める枠組みであり、技術者資格の国際的な同等性を認める枠組みとは異なるものです。 |
| 現在学位の英文名称がB E n gとなる国内の工学部卒業生の総てに米国のF E、P Eへの道が開かれている。これを実質的に縮小する制度改革はすべきでない。(日本版F E、P Eが相互認証によって国際的に認知される保証のない段階では、オレゴン州ボードによる認証がなくなるとすれば、海外展開している企業のデメリットは大きい) | 131 | 今回の改善は、米国のP E受験への途とは関係ないものです。 |
| 技術士法改正にあたっては、東アジアの経済発展は日本の技術と資本が非常に大きな寄与をしている現実に対応した、技術者教育プログラム及び認定制度の確立と、日本企業の現地の実地経験をも考慮した、日本の技術者資格の認定を考慮することが好ましい。技術士制度は、日本の制度であるが、日本企業から実務能力の保証を求められることも考えられることから、こうした配慮も考慮する必要がある。 | 163 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
| A P E Cエンジニアの調整は、国家間の相互承認の動きだが、その基盤の技術者能力判定の実地体験は、日本の場とは限らず、国家政策との関連を先取りすることも必要。 | 163 | " |
| 従来からの技術士制度を実あるものすると同時に、海外の諸制度の迎合には注意されたい。 | 186 | 技術士制度の改善にあたっては、我が国にふさわしいものとするのが基本と考えます。 |
| 現在A P E C路線推進の事務局は(社)日本技術士会が引き受け、作業と経費を負担している。社団法人の理事として民法44条にともなうリスクを負っている。 | 208 | ご意見の内容は、今回の制度改善とは関係しない内容です。 |
| 技術士参加の海外業務はほとんど全てがO D A依存で商業ベースは僅少、個人ベースでは残念ながら無に等しい。平等主義に依らない限り相手国エンジニアの一方的な流入に歯止めをかけにくくなるだろう。 | 210 | 具体的な個別の国との相互承認にあたっては、相互承認に係る具体的な交渉により調整が行われた後に行われることとなります。その際には、当然ながら我が国の技術者にとって不利益とならないよう交渉を行う必要があると考えています。 |
| 我が国のO D A無償のタイド・アンタイド論争は図らずも企業の高コスト体質を露呈、ヒトコストが主因とされている。残念ながら個人業務の場合にも現状では避けて通れないハンディ。 | 210 | ご意見の内容は、今回の制度改善とは関係しない内容です。 |
| コンサルタント企業の高コスト体質よりの脱却は構造問題がかかるので容易ではないが、国内業務特権がある。個人業務は支援体制、特に国内業務特権に見合う制度が求められる。 | 210 | " |

| | | |
|--|-----|---|
| A P E C 関係相手国エンジニアへの対応は取り上げる段階ではないが受益バランスがらみから決して軽視はできないだろう。我が方の派遣業務、支援業務、国内特権業務、制度など事業部規模での対応が必要と考えられ | 210 | ” |
| 現地よりの欧米コンサルタントに対し、O D A コンサルタントの非力をみとめ J I C A では膨大な研修費を投じている新部増設は時宜に即した提案と信じる。 | 210 | ” |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 国際的な認定の各種問題、例えば、ISO規格の審査、標示、継続審査等の状況を考えても、社会が具体的に認証するのは巨大企業や、業界団体の認めるものでなければ具体的な問題で通用しないこととなる。グローバル化する状況に即応できる程度の表現で定めておくことが望ましい。 | 60 | 外国の技術者資格を有する者の認定の際の参考とすべきと考えます。 |
| 域内での技術者の自由な移動・・・この移動とは何を意味するかわからない。 | 147 | 具体的に技術者が他の国で活動を行うことを指しています。 |
| 技術者資格の概念とあるが、この概念が不明。不利益を被らないよう、ということは、外国の公共事業の受注をしやすくするというのであれば、はっきりとそのことを書いたらよい。 | 147 | 参考4に示しております「A P E C 技術者の概念」のことを指しています。また、「不利益を被らないよう」とありますのは、我が国の技術者が、海外との関係においてその能力を正当に評価されないようなことが起こらないようにすることを総称して表現しているものです。 |
| 日本の技術士は国際的にみるとどのような位置にあるのか、どのような特色や性格を有しているのか明確に説明されることが必要ではないか。 | 158 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。 このことを明確にするため、報告書(案)の必要な修文を行いました。 また、A P E C 技術者の協議において、技術士は各国の技術者資格に |

3. 技術士試験の構成等

「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本」とすることについては、大学の工学系に片寄っており、幅広い人材確保の観点から改める必要がある。

ア エンジニアリング課程が工学を指すならば限定のしすぎ。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|--------|--|
| <p>第一次試験の受験要件については非常に問題あり。コンピューター系については（情報工学）、経営学や文科系の課程でも一流のエンジニアになることは可能（生物系、農業などについても同様の問題があるのでは）。また、現在大学の基礎学力は低下しており、多くの大学の課程はあまり実務技術や応用性には意味がない。文学部哲学科卒業でもトップクラスのエンジニアは日本の企業に多くいる。18歳くらいでなんとなく決めた自分の将来だけで、長い社会人生活、技術者生活が影響を受けては若手の優秀な人材にとって残念。</p> | 6 | <p>米国のプロフェッショナル・エンジニアをはじめとする国際的に通用する技術者資格は、技術者として備えるべき幅広い技術に関する一般的な学識や倫理等について、大学のエンジニアリング課程を修了したレベルであることが明確に確認されております。</p> <p>このため、技術者資格に係る国際的な同等性の確保の観点から、第一次試験を、技術士として備えるべき幅広い技術に関する一般的な学識や倫理等について、大学のエンジニアリング課程により習得する能力を有するかどうかを確認する内容に改めることとしてしています。</p> <p>ここで、エンジニアリング課程という用語については、多くの方より、大学の工学部卒業者と解釈され、ご意見をいただきましたので、今回報告書（案）について、エンジニアリング課程の意味を明確にするため、次のように修文することとしました。</p> <p>「第一次試験の目的は、上記に示すように技術士としての基礎的な能力を確認する試験であり、また、国際的な同等性の確保の観点から、第一次試験は大学のエンジニアリング課程（工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む）により習得すべき能力を確認することが適当である。</p> <p>なお、これ以外の教育を受けた者についても、受験でき得ることを確保すべきである。」</p> |
| <p>エンジニアリング課程の捉え方として狭義にはプロセスエンジニアの課程を指す場合が多い。現在の技術士制度では、理学、材料、分析系の専門分野も多い。これらの分野の技術士が将来無くなる、あるいは減少することがあってはならない。</p> | 62,155 | " |
| <p>技術または工学という今まで日本で使われてきた言葉を使わずにエンジニアリングという言葉を使うにはその定義の違いとその使用の理由の説明が必要。</p> | 67 | " |
| <p>生物系や農学系の技術者は技術士の対象外ということであれば、本案は日本の科学技術に対する視野の狭さを示すもの。もし技術士の範囲を科学ではなく工学に限定するのなら、日本語名称の技術士は適切でなく工業士とでもすべき。そうすれば英語名称も P E で問題はない。</p> | 80 | " |

| | | |
|---|---------|---|
| 修習技術士の受験資格が大学のエンジニアリング課程を卒業した者と条件がつくが、現在の技術士には農業・林業・水産・生物工学などの部門も含まれていることもあり、実力がある者には受験ができる道を作っておくべ | 102 | 〃 |
| 「大学エンジニアリング課程修了者を基本とする」は工学部出身者を指しての考え方であれば限定しすぎ。特に第一次試験では広い分野から人材を求めたらよい。 | 113,182 | 〃 |
| 全ての者に開かれた第二次試験受験資格について、大学の一定の教育課程修了者でなければ第一次試験免除で修習技術士になれないという仕組みは我が国の実態からみて肯首せざるを得ない。 | 125 | 〃 |
| 「エンジニアリング」とは工学技術全般を指すものと考えられるところ、「エンジニアリング課程修了者」であれば、数学は必須科目で差し支えないが、今後ますます技術融合が必要となる環境問題を含め工学系のみに限定することは技術士の質の低下と縦割りの行政、学協会の難点をさらに助長する結果となることは明白。技術士は「幅広い応用能力と高度の専門技術」という現行制度の利点を維持向上する方向で検討いただきたい。 「数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力」 「自然科学に関する技術の基礎的な知識とその応用能力」 | 126 | 〃 |
| エンジニアリング課程の修了者が工学課程の修了者のことを意味しているとすれば大問題。 | 151 | 〃 |
| 国際的な同等性の確保の観点から、大学課程の修了者を基本とすることが適当。実務経験を重要視するのならば、エンジニアリング課程の修了でなくとも理工学系学部卒業で十分。理工系学部卒業以外の者についての受験しうる方法としては、会計士の試験のように、予備試験の導入が考えられる。 | 153 | 〃 |
| エンジニア＝技術（テクノロジー）の解釈を、工学・理工学とするのは狭 | 154 | 〃 |
| 大学のエンジニアリング課程というのはどのような学部、学科のことを指しているのか不明。 | 157 | 〃 |
| エンジニア教育を主目的にしない部門（理学部出身応用理学部門や環境部門の一部、農学部出身の農業、林業部門の一部）をどのように扱うことになるのか。これらの科目の出身で応用部門に進む者の道を閉ざすことのないように対応を講じられたい。 | 163 | 〃 |
| 今回の改善策は工学部門主体に進められているときいているが、今後理学の扱い、すなわち応用理学の位置づけをどのように考えているのか示されたい。 | 163 | 〃 |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>一般的に「エンジニアリング」といった場合、理学、農学、生物学などは含まないと解釈される。もっと広い言葉にすべき。</p> <p>「大学のエンジニアリング課程」の修文案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の技術系課程 ・大学の技術系課程 ・大学の技術系課程（含む自然科学系） ・自然科学に関する大学技術系課程 ・大学の技術者教育課程 ・大学の理科課程 ・大学の技術課程 ・大学の工学、農林水産、応用生物、化学課程 ・大学のエンジニアリング課程及び理学課程 ・大学の自然科学課程 ・大学の科学課程 ・大学の理系課程 ・自然科学にかかわる大学技術系課程 ・大学の、工学系、理学系課程 ・大学の、工学系、理学系、農学系といった理科系の課程 | <p>37、38、 62、64、 71、106、 112、118、 124、125、 126、128、 129、132、 136、142、 175、145、 156、172、 173、174、 185、191</p> | <p>”</p> |
|---|--|----------|

イ 学歴要件を導入するのは反対。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-------|--|
| <p>原則として大学の工学課程の修了が条件として提示されているようであるが、学歴要件を新規に導入するやり方は、学歴偏重が社会的是正の対象ともなっている現在、時代に逆行すると考えられるので反対。</p> | 12 | <p>今回の改正においては、技術士資格の国際的な同等性の確保の観点から、数学、自然科学、及び技術に関する一般的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の習得の確認を目的とする第一次試験の合格を技術士資格取得の条件とすることとしております。</p> <p>なお、報告書（案）におきまして、「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本とする」との表現につきましては、第一次試験により確認するレベルを表現したものであり、その主旨を明確にするため、次のように修文することとしました。</p> <p>「第一次試験は大学のエンジニアリング課程（工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む）により習得すべき能力を確認することが適当」</p> |
| <p>今回の案の受験要項は学歴偏重の助長が危惧される。</p> | 23、25 | ” |
| <p>学歴偏重社会からの脱皮が叫ばれている昨今から、この資格の受験要領に受験資格を設けず、門戸を広くひろげるべき。</p> | 88 | ” |

| | | |
|--|-----|--|
| 工科系の大学は卒業していなくても、これと同等以上の実力（知識及び体験）を有している高校卒の技術者も多い。これらの人達にも技術士への道を考慮してほしい。 | 96 | 〃 |
| 受験資格に学歴を条件とすることには反対。 | 105 | 〃 |
| 高校・高専の卒業生で実務経験豊かな技術者も技術士の資格を取得しうるルートを残し、幅広くユニークな技術士の確保が大切である。 | 123 | 〃 |
| 国際資格は文化（宗教が基盤にある）の違いを埋めようとするものであり、どこかで折り合わなければならないが、日本文化の高い「社会的平等性」を埋もれさせたくない。学歴による受験資格以外に門戸を開けておき | 135 | 〃 |
| 昭和58年の旧技術士法改正のうちに廃止された学歴が復活したようで残念。現在の技術士試験制度は、筆記試験と口頭試験だけで選抜するので、公平かつ合理的で現状の教育システムのもとでは最適と思われる。 | 161 | 〃 |
| 技術者は所定の教育機関での教育のみで育つものではなく、特定のプログラム履修者が特別の技術的能力を持っている保証はない。自己学習の努力で実力を備えるようになった人達を無視し、希望の門戸を閉ざさないように考慮すべき。 | 162 | 〃 |
| 学歴に対して開かれた技術士認定制度を期待。 | 163 | 〃 |
| 現行の制度では「全ての者」が受験の機会を有しているのに対し、大学のエンジニアリング課程の修了者のみに受験機会を与えることとするのは反対。 | 197 | 〃 |
| 修習技術士は大学院生が多くなり、高専、高校出身者が少なくなる傾向となりがちであるが、有能な後者の救済措置（語学等一辺党の見方）を考慮されたい。 | 190 | <p>第一次試験のレベルについては、大学のエンジニアリング課程により習得する能力を有する者を基本とすることであり、これは、現行の第一次試験に要求されるレベルと同様であると考えております。</p> <p>また、今回の改善により、技術士資格取得志望者は、第一次試験を受験することが必要となりますが、有能な技術者であれば備わっている学識を確認するものでありますので、高専、高校出身者の方につきましても、現行どおり、試験を受けていただくことにより、技術士を目指していただきたいと考えます。</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| <p>改善案では今後高校卒業者の資格取得が難しくなると思う。技術者としての経験を評価する仕組みを残して欲しい。</p> | 72 | <p>第一次試験のレベルについては、大学のエンジニアリング課程により習得する能力を有する者を基本とすることであり、これは、現行の第一次試験に要求されるレベルと同様であると考えております。</p> <p>また、今回の改善により、技術士資格取得志望者は、第一次試験を受験することが必要となりますが、有能な技術者であれば備わっている学識を確認するものでありますので、高専、高校出身者の方につきましても、現行どおり、試験を受けていただくことにより、技術士を目指していただきたいと考えております。</p> <p>なお、第一次試験につきましては、技術士となるのに必要な学識を、また、第二次試験につきましては、実務経験に基づき、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を、それぞれ確認することとなります。</p> |
| <p>技術者教育認定を受けた過程を卒業していない技術者に対して、かつての大検と同じように、課程卒業者と同等程度に基礎技術力を有していることを検討できる制度を設置することを提言する。</p> | 163 | " |

第一次試験の受験資格について

ア 大学理工系学部卒業者とその他の教育課程修了者との間で受験資格に差をつけるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| <p>大学の理工系学部卒業者については、卒業と同時に修習技術士の受験資格を得るものとし、その他の教育課程修了者については、4年程度の実務経験をもって受験資格を得ることを要望する。</p> | 63 | <p>今回の改善により、技術士資格取得志望者は、第一次試験を受験することが必要となりますが、これは、技術士資格に係る国際的同等性を確保するため、大学のエンジニアリング課程により習得する学識を有するかどうかを確認するものであり、実務経験により得られる能力とはその性格を異にするものと考えております。</p> <p>したがって、大学の理工学部卒業者以外の教育課程修了者においても、試験によりその学識を有するかどうかを確認されればよいので、特段の実務経験が必要とは考えていません。</p> <p>また、大学の理工学部卒業者であっても、必要な学識が備わっていることを確認するため、第一次試験を受験していただく必要があると考えております。</p> |

第一次試験において確認する数学等の基礎的な知識について

ア 一次試験では更に他の科目についても試験を行うべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| コンサルタントエンジニアにふさわしい一般常識等も試験の範囲に入れる。 | 1 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されています。 このように、幅広い業態において活躍する技術士について、コンサルティングエンジニアという一業態に特化した一般常識等の試験を課すことは適当でなく、むしろ経験や自己研鑽により身につけるべきものであると考えます。 |
| 国境を越えて活躍できる技術者の具体化に関し、生活習慣を異にする国民との共存が前提となることから、例えば契約の概念とそれに起因する責任の明確化などは時として職業倫理と一体をなすものになる。このあたりの備えも一次試験の対象としての必須事項としたいものである。 | 42 | 今回の改善において、新たに第一次試験において職業倫理の確認を行うこととしております。ご意見の内容については、今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。 |
| 第一次試験に社会問題、法律、経済、国際関係、政治他の一般常識を加える。 | 93 | 第一次試験については、技術士となるのに必要な学識を確認することを目的としています。ご指摘の点につきましては、試験で確認すべき内容というよりも、むしろ日頃の社会活動の中で、経験や自己研鑽により身につけるべきものであると考えます。 |
| 新技術士制度では理学（数学、物理、化学、生物、地学、バイオ、情報数理など）を明確に位置づけ、技術士試験に含めることが肝要。 | 106 | 第一次試験については、技術士となるのに必要な学識を確認することを目的とし、数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の習得の確認を行うこととしています。 |

イ 数学は必須とすべきではない。あるいは科目としての比重を軽くすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 第一次試験科目に数学が必須となっているが、農学、生物系学部では数学を必須としているところは少ない。このままでは門戸を狭めることとなる。 | 38 | 第一次試験については、数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の習得の確認を目的としています。数学及び自然科学につきましては、現行と同様、選択式にする方針としております。 |
| 生物科学系修了者には、数学を苦手とする者が多く、高校程度の数学レベル（大学受験共通一次試験問題程度）とし、しかも配点を低くしてほし | 129 | 〃 |
| 数学は「自然科学、及び技術に関する基礎的な知識」の中に当然含まれており、あえて科目として特定する必要はないと思われる。専門分野によっては数学よりもむしろ化学や生物学が重要な部門もあるため、物理学、化学、生物学などを含めて選択が可能な試験制度とするよう検討されたい。 | 142 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 試験に数学が特定されることには反対。自然科学、及び技術に関する基礎的な知識の中で扱うべき。数学が出題されることには意義はない。 | 156 | 〃 |
| 各部門毎に数学の重要性、必要な数学のレベルが異なることから、数学を加えたとしたら、二次試験で各部門ごとに課するのが適当。 | 174 | 〃 |

ウ 現行試験の改定に反対。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 技術士試験はコンサルタントとして必要な高等な専門的応用能力を評価する試験であり、幅広く正確な基礎知識とそれを応用するP E試験と全く異なるので、これを廃止することは反対。 | 133 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格です。 今回の試験に関する改善は、技術士資格の国際的な同等性に関し、透明性があり、かつ、他国に対する明解な説得力を持つよう改善を行うものであり、我が国にとって緊急の課題であると認識しています。 |
| 既に各分野において専門性をもって業務を開始している者が、専門性のない単なる基礎知識の確認試験のために時間を費やすのはもったいない。 | 153 | 今回の改正は、技術士資格について、その国際的な同等性に関し、透明性があり、かつ、他国に対する明解な説得力を持つよう、その主要な要件に関する国際的な整合性を確保することを目的の一つとしております。 このため、技術士試験について、幅広い技術に関する基礎的な学識や職業倫理等を確認するプロセスを課すことが必要であります。 なお、第一次試験を受験していただくことが必要となりますが、有能な技術者であれば備わっている学識を確認するだけのものと考えています。 |
| 理工系大学課程の修了を前提とするのならば、FE試験に相当する試験は必要ない。わざわざF E試験に相当する必要があるのか、そこまで大学は信用できなくなってしまうのかという気がする。 | 153 | 〃 |

イ 技術分野に特定した内容とすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 技術士補の試験内容がF Eに近いのは反対。自然科学などの広い知識より「その専門分野に関する広い知識」を試験対象とすべき。建設部門でいえば、大学で取得した単位の中から10単位くらいを対象として選択制にするなど。 | 79 | 今回の改正により、第一次試験については、数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の修得の確認を行うこととしております。 これは、国際的な同等性を確保する観点から、幅広い分野の基礎的な学識等を備えていることを確認することが必要であるためです。また、技術の総合化が進んでいることを踏まえ、必要であると考えます。 |
| 試験内容は、技術分野に特定した内容とすべきである。物理、数学等は不要。 | 189 | 〃 |

オ その他一次試験に係る意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 基礎学力についての物理分野に日本物理学会の見解が反映できるような場を設けることを提案する。 | 165 | 受験者の能力について確認する方法の改善を図るため、試験方法や出題方法等について検討を行うこととしております。ご意見は今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。 |

コミュニケーション能力の確認が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------------------------|--|
| 試験への英語科目の導入について検討すべき。 | 12、15、 18、42、 57、93 | コミュニケーション能力については、英語の試験等の語学力そのものの試験といった個別の科目ではなく、第一次試験における記述式の設問に対する答案の作成等を通じて確認することが適切と考えますが、今後の試験の方法等の検討において具体的な内容について検討を行っていくこととしています。 |
| また、読み書きは当然であるが、会話能力が最も必要。 | 43 | 〃 |
| 外国で通用するには外国語、コンピューター（プログラミング）の能力も必須。外国語での試験を含め検討しなければならない。 | 67 | 〃 |
| コンサルタントが国境を越えて活躍するには、まず、外国語でのコンサルティングの能力が試されるべき。 | 115 | 〃 |
| 国際的に活躍できる技術者を育てるためにはコミュニケーション能力の育成は避けておれない。試験または継続教育の中で考慮すべき。 | 144 | 〃 |
| 発表や報告等を通じて自ら発信する能力やチームで業務を推進する能力さらには国際舞台で活躍できる英語能力も要請されている。 | 150 | 〃 |
| 外国に通じる技術者育成のためには、コミュニケーション能力とエンジニアリング技術のバランスをどうとるのか？試験や教育等に工夫が必要。場合によっては、国際技術士と国内技術士の2本だても考えられる。 | 163 | 〃 |
| 技術士制度の一部に語学力を加え、海外の制度にかみ合わせておくことも重要。 | 186 | 〃 |

第一次試験における学科試験免除等の優遇措置について

ア 学科試験免除等の優遇措置は必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| エンジニアリング課程修了者についてはP Eの第一次試験を免除すべき。 | 57 | 今回の改善により、技術士資格取得志望者は、第一次試験を受験することが必要となりますが、これは、技術士資格に係る国際的同等性を確保するため、大学のエンジニアリング課程により習得する学識を有するかどうかを確認するものです。 したがって、大学の理工学部卒業者であっても、必要な学識が備わっていることを確認するため、第一次試験を受験していただく必要があると考えます。 |
| 大学エンジニアリング課程修了者はすべて第一次試験免除するという考え方もある。 | 163 | 〃 |

イ 他の資格取得者に係る優遇措置を設定すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------|---|
| 今回の改革案の一つにある修習技術士制度は、エンジニア教育との関連も明確となり、プロの技術者への道が示せたという点で評価できる。しかし、現行制度においてほとんどの方が二次試験から受験していることを考えれば、技術士への道が一步遠くなったといえる。そこで、修習技術士の資格取得には既存の資格の代用を可とすることを提案する。 | 22 | 第一次試験につきましては、現行の第一次試験におきましても、既に一部の既存の有資格者について、共通科目免除を行っております。この考え方は、今回の改正においても同様です。 |
| 工業高校生が在学中に取得した資格を技術士制度の中に位置づけること。「修習技術士（仮称）」の取得にあたり、高校在学中に取得した（又は卒業後に取得する）基礎資格を確実に位置づけること。 | 137,159 | 〃 |
| 情報工学部門の一次試験受験資格として、情報処理技術者認定試験の「第1種情報処理技術者」認定者に対しても受験資格を有するようしてほしい。 | 160、202 | 〃 |

ウ 第一次試験免除は行わない方がよい。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|-----------------------------------|-----|---|
| 技術者教育認定課程修了者以外は全員全科目を受験する制度にすること。 | 148 | 技術者教育の専門認定が今後機能する段階において、第一次試験の学科試験免除等の優遇措置を行いうるような制度とすべきと考えております。また、それ以外の教育課程の修了者につきましては、現行の第一次試験におきましても、既に一部の既存の有資格者について、共通科目免除を行っており、この考え方は今回の改正においても同様と考えています。 |

| | | |
|--|-----|--|
| <p>第一次試験免除を行わない方がよい。修習技術士の質の低下をまねく。昭和33年技術士制度が施行されたとき、試験免除はなかった。</p> | 189 | <p>昭和32年の技術士法制定時においては、技術士試験は予備試験と本試験で構成されており、その後昭和58年の技術士法改正により現在の制度となっております。 現行制度におきましても、第一次試験の一部免除は行われており、今回の改正においては、現行制度と同じ考え方に基つき第一次試験免除を行うこととしております。</p> |
|--|-----|--|

I 大学3年次から大学院への飛び級制度等大学のカリキュラムの多様化に応じた優遇措置を設定すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| <p>大学3年次から大学院へ飛び級を行っているところが結構あるが、その場合大学卒の資格が得られない。したがって大学院卒でありながら大学卒は持っていないため、第一次試験の基礎科目免除にならない。今後は更に大学のカリキュラムも多様化してくると考えられるので、たとえば3年次までの成績表等を元にした審査制度の有無を議論して欲しい。</p> | 54 | <p>現行の教育制度と整合性のある技術士制度となるようにするのが基本であり、ご意見については、今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。</p> |

技術者教育認定と学科試験免除との関係

ア 技術者教育認定機関により認定された課程の修了者については第一次試験の学科試験免除等の優遇措置を講ずべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| <p>第一次試験の学科試験免除等の優遇措置は、広く優秀な技術士を確保するために必要。あらかじめ認定された大学、学部、学科を定め、何々の科目を履修・修得していることの証明書の取得で認定する方法が良いのではないかと。ただし、認定された大学、学部、学科については、別に定めた審査機関・部門の審査によるものとし、定期的に見直しを行うようにする。ここに認定されることが、大学、学部、学科の名誉であるような位置づけができるのが望ましい。</p> | 9 | <p>高等教育機関の技術者教育の専門認定については、現在、日本技術者教育認定機構（JABEE）による認定が準備中です。このような認定が機能する段階には、技術者教育と技術士資格付与の整合性、一貫性をとることの重要性に鑑み、認定された教育プログラム修了者に対し、第一次試験の学科試験免除等の優遇措置を行いうるような制度とすべきと考えますが、具体的には、認定の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じることが適切と考えています。</p> |
| <p>JABEEで認定された大学の学科卒業生に対して一次試験免除の優遇措置は是非実現すべきである。さもないとJABEEは有名無実になる。</p> | 120 | " |
| <p>将来大学卒業時の認定制度ができた場合、その制度との連携を配慮していただきたい。</p> | 150 | " |
| <p>p7 最終段落 我が国の制度としては適切な指摘であるが、米国PEなどのように認定された工学教育に基づく専門技術者資格とは矛盾する。</p> | 163 | <p>ご意見の箇所につきましては、一般的に教育機関における履修学科における制約を設けないことについて述べています。</p> |

イ JABEEに係るその他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 第一次試験の受験要件については賛成。ただしJABEEの目的が、JABEE認定をもって大学のエンジニアリング課程とすることにあり、そこがポイントであることを考慮する必要がある。 | 10 | 高等教育機関の技術者教育の専門認定については、現在、日本技術者教育認定機構（JABEE）による認定が準備中です。このような認定が機能する段階には、技術者教育と技術士資格付与の整合性、一貫性をとることの重要性に鑑み、認定された教育プログラム修了者に対し、第一次試験の学科試験免除等の優遇措置を行いうるような制度とすべきと考えますが、具体的には、認定の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じることが適当と考えています。 |
| 我が国の技術者はいろいろな教育課程を経て育成されていた歴史を尊重し、JABEE認定の範囲をいわゆる工学系の学部限定せず、厳格な認定基準を適用すれば、広く他の学部（たとえば農学部、理学部等）にも広げることができることを説明すべき。 | 90 | JABEE認定の範囲については、今回の改正の範囲外と考えています。 |
| 分野別基準が分野名すら全く公表されていない技術者教育認定制度を答申に織り込み参考3の図を示すことは時期尚早。 | 131 | 技術者教育と技術士資格の整合性、一貫性をとることの重要性にかんがみ、技術者教育の専門認定に係る動きが現実にある中で、こうした認定と技術士資格の関係を示しておくことが重要との観点から報告書（案）において記載をしたものです。当然ながら、具体的には、認定の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じることが適当と考えていま |
| JABEEによる認定された教育プログラム修了者は全員一次試験の能力があるとは考えにくい。少なくとも数学（及び物理）は免除しない方がよ | 146 | 具体的な優遇措置等の設定については、認定の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じることが適当と考えています。 |
| JABEEの分野区分は我が国の実情にあったものを設定し、それに基づいた分野別プログラム基準案をABETに提示していく姿勢があってもよいのでは。 | 163 | JABEEの具体的な内容については、今回の検討の範囲外と考えています。 |
| JABEEの制度は工学系中心とされておりこの点についても疑問。 | 174 | JABEE認定の範囲については、今回の検討の範囲外と考えていま |

修習技術士の名称は改めるべき

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 第一次試験に合格した者は、現行制度との整合性を踏まえ、「修習技術士」ではなく「技術士補」と呼ぶ方が適切。 | 5 | 第一次試験に合格し、技術士資格の取得を目指して、修習を行っている者については、技術士補を含めた3つの方途に共通した呼称を検討すべきであり、例えば修習技術者と言う呼称が考えられます。 |
| 第一次試験の目的等については賛成。ただし技術士補と大差ないので技術士補の名称を変更する必要がない。 | 10 | 〃 |
| 修習技術士のネーミングについて、技術士補や若い技術士からの提案を求めて、ネーミングの工夫に努力してほしい。 | 69 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 修習技術士という表現も耳慣れず、一度聞いただけではなんのことかすぐにわからない。従来の技術士補または技術士見習などで十分ではないか。だれでもすぐに理解できる用語にすべきだと思う。 | 191 | ” |
| 修習技術士は見習い的な受け止め方をされるのではないかと思われることからこれまでとおり技術士補の名称を使用、もしくは名称を再度考え直していただきたい。 | 202 | ” |

修習技術士の行う修習プログラム(修習年数を含む)、第二次試験受験資格について

ア 4年の実務経験は短い。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|-------------------------------|--------|--|
| 4年程度の実務で「高度な技術者」とは呼べないのではないか。 | 6 | 実務経験年数の設定については、技術士となるのに必要な技能を修習できるだけの期間とすることが必要となります。現行制度における技術士補における実務経験年数も踏まえ、適当と考えます。 |
| 修習技術士の実務経験は5年以上としたい。 | 93、112 | ” |

イ 修習技術士の制度では多くの技術士を作ることは無理。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 修習技術士の制度では多くの技術士を作ることは無理。企業は技術士の養成のために企業活動を行っているわけではないから、指導技術士の指導を受けさせる必要性を認めないし、ましてや事前に認定されたプログラムを4年以上も実施する義務を認めない。 | 91 | 今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係わらず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を解消するためのものであり、第二次試験の受験資格を得るための方途を上げたものです。 また、修習プログラムについては、例えば、企業における業務について、適切な指導者のもとで、それに就いていれば必要な技能を修習できるもの事を指しており、通常の企業活動と全く違うものを想定しているわけではありません。 |
| 第一次試験合格者が技術士補として登録している人が少ないことを認めていながら現状よりさらに多くの条件をつけて第二次試験受験要件としている。はたして第二次試験受験者が増えるかどうか疑問。 | 157 | 今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係わらず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を解消するためのものであり、第二次試験の受験資格を得るための方途を追加するものです。 また、第二次試験受験者の数の増加については、技術士資格の魅力を高め、技術士制度の普及拡大が必要と考えています。 このため、今回の改善により、技術士資格に係る国際的な同等性を確保して、技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士制度の活用の促進や技術士制度に関する社会的認識を喚起、増進させることが必要であると考えています。 |

| | | |
|--|-----|---|
| 所定の要件を満たした修習技術士のみが技術士第二次試験を受験可能との改善案は、質の向上には効果があると思うが、十分な数には逆効果。 | 198 | " |
|--|-----|---|

ウ 指導技術士の下での実務経験の必要はない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 修習技術士について指導技術士の下での実務経験の必要性はない。それよりも修習技術士に社会的評価を与え例えばR C C Mの様に企業の技術力評価に加える様にし、4年の実務経験を得て直接第一次試験を受験できるようにシンプルにすべきだと思う。 | 103 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係わらず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を解消するためのものであり、第二次試験の受験資格を得るための方途を追加するものです。</p> <p>報告書(案)において、このことを明確にするため、次のように修文することとしました。</p> <p>「具体的な第二次試験受験要件については、技術士補を経て第二次試験を受験する場合において、第一次試験合格者の約4分の1の者が、指導技術士の確保ができないとの理由により、技術士補の登録を行っていないとの状況を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術士補の資格を得て指導技術士の下、実務経験を集積する場合及び 2) 7年間の実務経験と第一次試験合格による場合に追加して、新たな方途として、 3) 優れた技術者の指導の下での4年間を基本とする修習プログラムの実行 <p>により受験可能とする方途を加えることが適当である。この新たな方途については、技術士補が指導技術士の下での実務経験を集積する場合と同等となるよう配慮することが必要である。この方途が、十分に吟味された実務、研鑽等による修習プログラムとなるよう、学協会等の連携・協力による(社)日本技術士会の支援を受けつつ、実務経験を積み、受験するような仕組みを設けることが考えられるが、具体的な方法等については、さらに検討を進める必要がある。」</p> |

I 修習技術士が修習を積める環境を幅広く認め実効性を確保すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|---|
| 理学、工学、農学等の大学院博士課程に「技術士育成コース」を設け(指定大学院)、技術士一次試験合格者に入学資格を与え、指定大学院の修了後技術士第二次試験の受験資格を求めるようにしてはどうか。 | 2 | 修習プログラムの内容につきましては、技術士審議会一般部会で、具体的な検討を行っているところです。ご意見につきましては、一般部会における検討の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|-----|---|
| 第二次試験の要件として、審査は面接等で行うこととして、日本の技術者が日本に限らないいかなる国で経験したもので優れた4年以上の経験であれば認める柔軟性が必須であると考える。 | 42 | 〃 |
| 指導技術士の下での4年間の実務経験には問題がある。若い技術者が4年間も同じ上司と一緒に仕事をするのは通常の会社では異例である。あまり意味のない条件をつけずに、修習技術士が受けるべき講習は何ポイントか定め、必要なポイント数を受講させるようにすべきである。 | 53 | 〃 |
| 修習プログラムに基づく研修等は、高度な専門性が必要となる学会等が行う継続教育と異なり、産業団体が主体となって行う方が実効があがると思われる。 | 59 | 〃 |
| 事前に認定されたプログラムに製造業等での4年以上の実務経験をその条件の一つとして入れていただきたい。 | 63 | 〃 |
| 指導技術士の指導による修習技術士あるいは技術士補の4年以上の実務経験の要件は、実態として困難と思われる。複雑化し多機能の社会情勢の中では、かなりミスマッチが起こっている。修習技術士自らの研修プログラムとその実行を技術士会または公的機関で評価する方法が有効的であると思う。 | 106 | 〃 |
| 二次試験の受験資格は、一次試験合格後の4年間以上の実務経験（2年間の重要な経験を含む）と考える。4年以上の中に技術士にふさわしい業務が含まれているかどうかであって、指導技術士の確保にこだわる必要はないと思う。本提案の場合、一次試験合格者の名称を「準技術士」のような名称がふさわしいと考えられる。 | 153 | 〃 |
| 企業内に多くの指導技術士をもっている企業に在籍している修習技術士以外の場合を考慮に入れて、外部において実務経験が積めるような修習の場を設けていく必要がある。 | 155 | 〃 |
| 修習プログラムの認定機関として、指導教官単位とするのではなく、専攻または系・コース別の単位による認定（JABEEによる専門分野別プログラム認定に相当）を採り入れる方が実情に即し、合理的。 | 163 | 〃 |
| 国の地方部局等での職員研修制度の中に、民間人を含めた教育プログラムを設定し、それを同等の要件に位置付けられないか。 | 176 | 〃 |
| 第二次試験の受験要件として、指導技術士の確保が困難であるため技術士補の登録を行っていないが、継続して4年以上の実務経験を集積している者の取扱いについて、所属企業等の業務経歴証明書をもって第二次試験の受験資格を付与するものとして頂きたい。 | 178 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 修習技術士には賛成であるが、大学及び大学院教育との連携を図ることを考えていただきたい。 | 186 | ” |
| 業種によって異なると思うが、専門をつきつめれば会社の中で専門の技術士を用意できない場合が生ずる。他の会社の技術士を使用できるような制度が望ましい。 | 211 | ” |

オ 修習技術士を指導する技術士は技術士資格を有しているだけでよいのか。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 修習技術士を教育する技術士の資格は、単に技術士資格を持っていることだけでいいのか、それに付け加えるべき内容を示すべき。 | 163 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係らず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を解消するためのものであり、第二次試験の受験資格を得るための方途を追加するものです。</p> <p>ご意見につきましては、現行の技術士補の経路のことであり、指導者が技術士の場合、技術士補が補助した期間が所要の年数以上であれば、第二次試験の受験資格を得ることができますので、更に付加的に条件を課すことは必要ないと考えます。</p> |

カ 4年はもっと短くすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 少なくとも欧州では工学士取得後直ちに実務を行う。企業では一般に学卒は3年で評価される。したがって、4年はもっと短期間にすべき。 | 163 | <p>欧州との比較は、技術者教育と資格との関係の違いを念頭に置いておく必要があります。技術士となるのに必要な技能の修習期間につきましては、現行制度におきます期間との関係も考慮に入れつつ適切に設定していきたいと考えています。</p> |

キ 第二次試験受験資格として研修を義務づけるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|----------------------------------|----|--|
| 司法試験など一部の試験にあるように資格取得時の研修を義務づける。 | 1 | <p>技術士試験の受験資格として、一定以上の実務経験を有していることを確認すれば足りること、また、技術士資格取得時においては、技術士資格を取得されようとしている方は、技術者として現に企業等で活躍されている方であること等であることにかんがみ、現時点で研修の義務づけは必要ではないと考えます。</p> |

ケ 第二次試験受験資格として7年の実務経験を残しておくべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------|--|
| 新幹線コンクリート、JCO、ロケット失敗等技術力の低下、世界的信用低下がいわれている。実務経験7年はまもってほしい。 | 98 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係らず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を解消するためのものであり、第二次試験の受験資格を得るための方途を拡げたものです。</p> <p>したがって、今回の改正は、これまでの7年以上の実務経験を要する方途を単純に4年に短縮するものではなく、計画的に実務経験を積むことを目指したものです。このことを明確にするため、次のような修文を行うこととしました。</p> <p>「現行の7年の実務経験をもって第二次試験を受験する場合については廃止」 「現行の7年の実務経験のみをもって第二次試験を受験する方途については廃止」</p> |
| 7年間の実務経験は技術力を含めた幅広い視野で業務全体を見極めるための必須期間。逆に、経験年数はRCCM並の12～13年以上が必要と思える。 | 99 | 〃 |
| 従来7年の実務経験を経て受験するルートも廃止するのではなく残す必要がある。 | 123 | 〃 |
| 現行の7年の実務経験の取扱いについて、経過措置後に廃止するとの文言を是非廃止していただきたい。今後もバイパスルートとして残すべき。第二次試験の前にどうしても第一次試験に合格していることが必要ということであるならば、修習技術士に課せられる「4年間の認定修習プログラム」を特例として第一次試験の前に移行することの是非について検討して | 143 | 〃 |
| 現行の実務経験7年を有する受験者の受験ルートも残しておき、実務経験だけで受験できる制度を残して置く必要がある。 | 180、182 | 〃 |
| 米国のPEのように大学を出て少しの経験ですぐ受験できる方向に向かっていること(試験を易しくする)ことが気になる。 | 196 | 〃 |

ケ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| 経験4年で受験する者をいかなる試験方法や出題方法によって認定するのか明らかにする必要がある。 | 3 | <p>修習プログラムの内容につきましては、技術士審議会一般部会で、具体的な検討を行っているところです。ご意見につきましては、一般部会における検討の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|--|-----|---|
| 第二次試験の受験要件については賛成。ただし実務経験の証明は組織ではなく、ピア（個人）が行うことがポイントであることを考慮する必要がある。 | 10 | ” |
| 修習技術士は指導者の存在や認定されたプログラムがないと一人前になれない半端技術者というイメージ。半端技術者をつくるような制度は基本から間違っているのでは。 | 91 | 修習プログラムによる新たな方途の設定は、現行の技術士補制度における問題点を解消するためのもので、第二次試験の受験資格を充実させるためのものです。 なお、現行の技術士補は、技術士になるために必要な技能を修習する者に対する資格です。 |
| 技術士の受験要件は修習技術士の資格を有する者になっているが、年配の技術士受験者のために年齢制限を設け、ある歳以上の人であれば現状どおり実務経験だけで受験ができる道は残しておくべき。 | 102 | 技術士となるのに必要な学識と実務経験については、一定の年齢層の全ての方に備わっているとはいえないものですので、年齢によって区別することは適当でないと考えています。 |
| 技術士の受験条件7年はあまりにも長すぎる。経験年数は少なくとも能力を持つ人は存在することから25才で受験資格を与えるようにしたらどう | 105 | ” |
| 修習技術士は中途半端であり確立された資格と名称としたい。 | 135 | 修習プログラムによる新たな方途の設定は、現行の技術士補制度における問題点を解消するためのもので、第二次試験の受験資格を充実させるためのものです。 なお、現行の技術士補は、技術士になるために必要な技能を修習する者に対する資格です。 |
| 専門性のない修習技術士（仮称）では産業界にとっては魅力の少ない存在。 | 153 | 第一次試験においては、数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の修得の確認を行うことを目的としており、この中には当然専門に係る学識の確認も行われることとなります。 |
| 実務経験4年は、所定の技術的能力を得るのに十分ではなく、最低限度の年数であろう。しかも、実務経験過程における具体的実務内容に対する自らの学習態度が重要であり、上司の指導内容によっても大きく影響する。したがって、継続教育の必要性も理解できる。 | 162 | ご意見どおりと考えており、技術士の資格取得後の経験を積み、技術士として能力の向上を図るものと理解しています。 |
| 一次試験に仮に合格しても4年間は指をくわえてみていなければならないことから、一次試験の合格者に対しては、二次試験にトライできるようなシステムを導入していただきたい。 | 194 | 技術士になるためには、4年間の計画的な実務経験あるいは7年間の実務経験は必要と考えます。 |

試験の実施方法、内容について

ア 試験の実施方法等に係る具体的な内容を明らかにすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|-------------------------|----|--|
| 試験の実施方法等については賛成。問題は具体策。 | 10 | 受験者の能力をより適切に確認するため、試験方法や出題方法等の改善について検討を進める必要があり、具体的には、技術士審議会試験部会で検討を行うこととしております。 |

イ 現行の試験の方法は改める必要がある。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-------|--|
| 現行の出題の形式と内容は、他の国家資格の出題のそれら及び現在の一般社会の業務の慣行と大きく異なるハンド記述による旧帝大的内容であり、A P E C 諸国、米国の実状及び等価的な一級建築士、高度情報処理技術者試験等のそれらを参酌されるのが望ましい。 | 13 | 受験者の能力をより適切に確認するため、試験方法や出題方法等の改善について検討を進める必要があり、具体的には、技術士審議会試験部会で検討を行うこととしております。ご意見につきましては、今後の技術士審議会試験部会における検討の参考とさせていただきます。 |
| 技術士試験そのものが倫理に反する可能性が高いという理由で試験の受験を断念している。 | 17 | 〃 |
| 試験は覚えてきた事前原稿を原稿用紙に移すだけのもの。どうして暗記に偏った試験問題とするのか。参考書は持ち込みできて、それをベースに考える問題とすべき。 | 18、27 | 〃 |
| 現行の試験制度では本当に高度な技術を有しているか判断できているか。特に、筆記試験は、事実上事前の訓練が必要で、本当の技術力を判断しているとはいえないと思う。 | 40 | 〃 |
| 平均合格年令をどこへおくかで若手が得意な問題、ベテランが得意な問題をバランスさせて決めるべき。 | 53 | 〃 |
| 第二次試験の中核をなす実務経験の試験審査にある。大部分のEngineerの業務は製品の開発、設計の業務であり、これらの業務内容は履歴書に書くレベル以上のものは倫理上さらに契約上承認された文書でない限り組織の外には出してはならないもの。米国ではとても許されない審査方法。 | 67 | 〃 |
| P E 試験の申し込みのための P E の推薦は日本人が創造する以上に厳しい。技術士試験でも推薦状を重視し、判定の大きな部分を占めるようにすべき。 | 67 | 〃 |

| | | |
|--|-----|--|
| 現行の技術士試験の内容は、全てが論文形式で採点が主観的に行われており客観性に欠けるという難点があるように見受けられる。ただ技術士法が高度の専門的応用能力を判定基準にしている限り少なくとも経験論文だけは残す必要がある。その他は廃止して客観的に採点できる内容とした方がよい。試験の内容は技術者として必要な知識となる、数学、物理または化学（生物や医学、農学等も含ませるのが良いと考えられる。）、外国語、時事経済、工業所有権法が考えられる。 | 105 | 〃 |
| 最近の試験の傾向として、落第のための問題が多すぎる。 | 108 | 〃 |
| 試験内容の改善として、出願時、400字×2枚程度の技術士にふさわしい技術体験を事前に提示させる。出題のうち、技術士としてどう活躍するか、具体的な技術、展開の抱負をかかせる。技術士補合格者は、の小論文審査と面接のみで合否を決定する。 | 108 | 〃 |
| 同一の日に共通科目と選択科目の試験では受験者の負担が大きいことから、別の日（年数回）にマークシート方式で行えばよいと考える。予備試験では、大学で単位をとるように科目合格方式も有効と思われる。 | 153 | 〃 |
| 資格試験においては、試験官には、出身学校名や、実務経験をした企業名は先入観を抱かぬように伏せるべきである。 | 162 | 現行の試験においても、試験の採点にあたっては、試験委員は、受験番号とその答案のみで採点を実施しております。 |
| 論文能力のみで技術者の優劣を評価する第2次筆記試験の不合理性を強く感じる。高等の専門的応用能力よりも採点官をクライアントにみたてたストーリー性と読みやすさのみが合格のための唯一絶対のポイントになっていないかと懸念する。 | 198 | 受験者の能力をより適切に確認するため、試験方法や出題方法等の改善について検討を進める必要があり、具体的には、技術士審議会試験部会で検討を行うこととしております。ご意見につきましては、今後の技術士審議会試験部会における検討の参考とさせていただきます。 |
| 筆記試験は出題範囲を広くした選択問題も必要ではないか。 | 211 | 〃 |

ウ 選択肢問題や × 式の試験などではコンサルタントとしての確認はできない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--------------------------------------|-----|----|
| 選択肢問題や × 式の試験などではコンサルタントとしての確認はできない。 | 115 | 〃 |

エ 出題等については学会が担当すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|---------|----|
| 出題については学会が担当することとしたい。なお、試験は技術士会が実施することでよいと思う。 | 120 | 〃 |
| 学協会の役割については、協議する体制のみでなく実施面に関しても制度的に組み込む必要がある。具体的には、各技術分野毎に担当学協会を組み込み、当該分野における産学の専門家である学協会会員をして試験問題の作成、面接等を行わせるようにすべき。 | 149,150 | 〃 |

オ その他試験の出題に関する意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 試験の際、国家資格「技術士」がマイクロソフトなどの企業資格と差別化する意味を持つべき。 | 6 | 技術士の資格は法律に基づく資格であり、他の民間資格と比較しても、その位置づけや、名称を用いて業務を行うにあたっての権利・義務など、明確に区別されるものです。 |

技術士のレベルについて

ア 技術士のレベルが下がるのではないか。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|--------|--|
| 国際的な相互承認という観点で考えると、提案でいう修習技術士が実質的な技術士としての資格になると思われる。そうすると現制度での技術士の位置づけはどうなるのか。 | 28,152 | 現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。両者の違いとしては、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 なお、第一次試験に係る受験資格として実務経験は要求いたしておりませんので、第一次試験合格をもって直ちに国際的にも通用する技術者とするのは困難です。 |
| 新制度の試験は合格レベルが現在よりかなり低くなると思う。これまでの難しい試験により取得した技術士資格には、何らかのプラスアルファをつけることを望む。 | 35 | 現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。両者の違いとしては、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 |
| 新技術士は、現在の技術士とは異なり、企業で言えば入社10年目位のレベルを想定しているように思える。ベテラン技術者の自己啓発の目標になりうる高等な応用能力を必要とする技術資格が消滅するのは問題。 | 47 | 〃 |
| 今回の改善案の施行で第二次試験合格採点基準が仮に低められるとしたら、現行制度合格者との区別が設けられることが妥当。 | 117 | 〃 |
| 案の試験制度では、技術士のレベルを大幅に低下させる懸念があり反対。技術士をなぜ米国PEと同じにしなければならないのかという疑問がある。 | 153 | 〃 |
| 二次試験の合格率を上げるには、こうした技術者の総合力を養う教育制度の確立、就職後の一貫した指導が必要であり、二次試験のレベルを下げるべきではない。 | 200 | 〃 |
| 改正後の呼称に全く同一の名称を許容することは、技術士の看板とイメージに羊頭狗肉の誤認、誤解を与えるおそれがあり、明確な区別が必要。 | 208 | 〃 |

イ 現行の技術士補をプロフェッショナルエンジニアとし、現行の技術士はコンサルティングエンジニアとすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|----|
| 修習技術士は大学が技術教育を修了した証明とすべきと考え、60%程度の合格率が適当。次の段階の技術士は、一級建築士と同様に30歳程度で合格し、20～30万人程度を目指すべき。ただし、制度改正にあたっては、現行の技術士補を改正し、技術士（プロフェッショナルエンジニア）とすべき。現行の技術士は、質の上で諸外国と整合できないので現行のままとし、技術士（コンサルティングエンジニア）とすべき。 | 53 | 〃 |
| 現行の技術士制度では、国際化等の対応には不十分であり、現在の技術士補の活用を暫定措置として考えるべき。 | 94 | 〃 |

第二次試験の目的、技術士登録について

ア 日本技術士会への加入を義務づけること。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---------------------------------------|----|---|
| 二次試験合格者は（社）日本技術士会への加入者のみを登録するよう改めること。 | 93 | 現行制度において、日本技術士会への技術士の加入は任意でよく、これを改めるには相当の検討が必要であると考えます。 |

イ 登録の際の事務所の登録の義務づけは改めるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|----------------------------------|
| 登録に際して勤務先の承諾が必要な現行制度については、資格確定上の本質箇所を他所で左右している不都合があって、改正の必要性がある。 | 117 | ご意見については、今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。 |

ウ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 第二次試験の目的等については賛成。ただし「修習技術士となる資格」を有するが正確な表現。 | 10 | ご意見の箇所については、次のように修文することとしました。 「第二次試験については、第一次試験を合格し、かつ所要の実務経験を有することを受験要件とすることが適当である。」 |
| 教育機関における履修技術部門による制約は設けないことが適当である。とあるが、これは是非「制約を設けない」ことにすべき。また、ある部門の技術士を取得した後、別の部門の仕事に従事することもあるので、この新たな部門の技術士を取得するときは何らかの簡易化（例えば実務年限を減らす等）を検討してほしい。 | 120 | 技術動向の変化等に柔軟に対応できることが重要と考えます。 |

経過措置について

ア 現行制度の第一次試験合格者等は修習技術士として認めるのが適当。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 現行試験制度での第一次試験合格者は技術士補の登録の有無にかかわらず、修習技術士となることができるのが適切。 | 5 | 現行制度におきます第一次試験合格者は、そのまま新制度におきます第1次合格者とみなすのが適当と考えています。 |
| 現行制度上、実務経験7年と技術士補（指導技術士の者と4年の実務経験）は第二次試験の受験資格を得ているわけであるから、現行制度で、実務経験により第二次試験を受験した者及び現在の技術士補（二次試験資格を有する者）は自動的に修習技術士となるべき。 | 197 | 第二次試験の受験資格として、不利益が生じないようにするため、適切な経過措置を講ずることとしております。 |
| 第一次試験の内容は技術部門を特定せず、基礎科学などの試験と職業倫理になるようであるが、これは至近の大学卒業者には有利だが、現在活躍している実務者にとって合格は難しいのでは。事前講習や移行措置など手当が必要。 | 199 | 今回の改正は、技術士資格について、その国際的な同等性に関し、透明性があり、かつ、他国に対する明解な説得力を持つよう、その主要な要件に関する国際的な整合性を確保することを目的の一つとしております。 このため、技術士試験については、従来の科目に加えて、幅広い技術に関する基礎的な学識や職業倫理等を確認するプロセスを課すことが必要であります。 なお、第一次試験を受験していただくことが必要となりますが、有能な技術者であれば備わっている学識を確認するだけのものと考えています。 |

イ 十分な周知期間をおくべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 制度の改革には、2～3年前に公示すべき。 | 40 | 今回の改正が国際的な整合性の確保等の観点から緊急性を要するものであり、可及的速やかに新制度への移行を行うべきですが、新制度への移行が円滑に行われるよう適切に周知期間を置くこととしております。 |
| 制度改善にあたっては、一定の周知期間が必要であるので、実施時期、試験内容等について速やかな情報提供をお願いする。 | 59 | 〃 |
| 新制度の発足後数年間は現行の受験資格程度で第2次技術士試験の受験を認めることを要望する。 | 63 | 〃 |
| 業務経験7年以上の者に対しては、4年間（修習技術士（仮称）が受験するまで）に限り、直接、技術士に受験できる緊急措置を計画されたい。 | 94 | 〃 |
| 技術士試験の構成は従来の制度と今度の案の2本立てとし（5～10年）、適当な時期に現行を廃止すべきである。 | 112 | 〃 |

ウ 第一次試験学科試験免除は短期間のみの規定とすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 第一次試験学科試験免除を規定しているが、この措置は改訂案施行後2年程度とすべき。地位向上を目指す以上、このような救済措置は短期間にすべき。 | 109 | 第一次試験学科免除については、現行制度においても同様の制度があり、第一次試験の一部の試験科目について、客観的にみて当然当該科目に係る知識は有しているとみなされる者に対して措置するものであり、これは今後とも同様にすべきであると考えています。 |

エ 経過措置は短期間にすべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 国際標準の立場から早急に試験制度を変革すべき。一次試験の合格4年後に二次試験を受験する制度に移行期間を短くして実施しないといけない。遅くとも2001年度の試験からは現在二次試験を受験している者への経過措置を止めて完全実施しなければならない。 | 204 | 今回の改正が国際的な整合性の確保等の観点から緊急性を要するものであり、可及的速やかに新制度への移行を行うべきですが、新制度への移行が円滑に行われるよう適切に周知期間を置くことが必要と考えます。 |

オ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 技術士補で登録して、業務経験7年以上で技術士補登録4年以上の者に対して、技術論文提出と口頭試験を行い技術士登用への過渡的措置を図られたい。 | 94 | 第二次試験の受験資格としての現行制度の技術士補に係る方途は廃止することはなく、今後も継続されます。 |
| 現行制度で技術士を有する者の取扱いについて、具体的考え方(方向性)を明示すべき。 | 163 | 現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 なお、既に技術士の資格を取得し、責任ある立場で一定の年数以上技術業務に就いている現行の技術士については、基本的に総合的な技術的監理に関する能力を備えているものと考えているところであり、新設を考えている総合的な技術的監理に関する部門の技術士の活用や認定方法については、このことを踏まえ検討することとしています。 |
| 適切な経過措置について具体的考え方(方向性)を明示すべき。 | 163 | 具体的な経過措置の内容については、今後法的措置を講ずる際に明確に示されるものと考えています。 |

技術士資格の構成について（新しい提案を含む）

ア 総合監理部門を特別技術士等の名称を用いて、一般の技術士と区別して上位に位置づけるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|--|---|
| 今回の変更による量産体制の新技术士と、難関を突破した技術士ではスキルが違うので、総合監理部門を特別技術士とし、一般の技術士と区別すべき。特別技術士は、現試験制度における技術士のうち所定の申請をし、審査に合格した者、または、新試験制度における技術士で7年の実務経歴があり、所定の申請をし、審査に合格した者とする。 | 32、39、 45、62、 63、110、 112、127、 128、142、 155、209 | 現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 一方、既に技術士の資格を取得し、責任ある立場で一定の年数以上技術業務に就いている現行の技術士については、基本的に総合的な技術的監理に関する能力を備えているものと考えているところであり、新設を考えている総合的な技術的監理に関する部門の技術士の活用や認定方法については、このことを踏まえ検討することとしています。 |
| 国際的整合性を方針として打ち出すのであれば、現在の技術士と技術士補の間にPEに相当する資格を新設するのが本来の姿。第一次試験（FE相当）、第二次試験（PE相当）、第3次試験（現在の二次試験相当：第二次試験合格後3年以上の実務経験を必要、シニア技術士（仮称）とし現在の技術士は全て第3次試験合格とみなす。） 総合監理に関しては、全技術部門が関係してくるので、技術部門を新設するというのではなく、第3次試験に組み込むことが適当。また、第3次試験合格者に関しては「総合監理」に関する教育を継続教育の中で行う。 | 81 | 現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 したがって、制度改善の前後を問わず、技術士としての資格は同一であると考えています。 なお、既に技術士の資格を取得し、責任ある立場で一定の年数以上技術業務に就いている現行の技術士については、基本的に総合的な技術的監理に関する能力を備えているものと考えているところであり、新設を考えている総合的な技術的監理に関する部門の技術士の活用や認定方法については、このことを踏まえ検討することとしています。 |

イ 現行の技術士について既得権を認め、特別技術士または上級技術士として位置づけるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|--------------------|----|
| これまでの技術士には上級技術士の既得権を認めるとともに、各省庁が認める特権も上級技術士のみ限定されるべき。（FE、PE、上級技術士の3回の試験が必要）そして、日本の技術的レベルの高さを確保すべき。 | 24 | 〃 |
| 新技术士制度の中に、現在の技術士に相当するレベルを要求する”上級技術士”あるいは”技術コンサルタント部門”を設けてはどうか。 | 47 | 〃 |
| 現在の試験制度で技術士の資格を取得している者は上級又は特別技術士とすることが適格。なお、新制度で技術士を取得した者が所定の実務経験を積んだ後に試験・実務経験審査などを受けて上級又は特別技術士を取得する制度とすることが適正。 | 63、130、 180、195 | 〃 |

| | | |
|--|-------|---|
| 現行制度で取得した技術士に対しては上級技術士として特別に扱う必要がある。 | 65 | 〃 |
| 新制度の技術士は4年の実務経験に基づいており、明らかに現制度に基づく技術士と新制度の技術士では実務経験において差があり、その能力にも差がある。修習技術士、技術士、上級技術士（現行の技術士）の3区分にして頂きたい。 | 68、71 | 〃 |
| 上級技術者の復活と、建設省の建設コンサルタント登録は「上級技術士」のみと明文化すること。したがって、建設部門の技術士は、将来的に修習技術士、技術士、上級技術士の受験を行うこと。年配者はR C C Mと技術士を同価とする。 | 89 | 〃 |
| 登録済み技術士の既得権を優先して欲しい。旧制度と新制度において差をつけてもらいたい。 | 89 | 〃 |
| 新技術士制度に比べ、技術に対する経験そしてレベルにおいて従来の技術士が上位と考えられ、特別技術士（仮称）の制度ができれば優先して従来技術士の認定にあたってほしいと考える。 | 118 | 〃 |

ウ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|-------------------------|
| 試験の構成については賛成。ただし実質を重視し、国際的に形式上整合させることを目的としてはならない。 | 10 | 今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。 |
| 世界で通用する日本人ENGINEERS（技術者、科学者ではない）をつくり、ENGINEERSの日本語訳として「工業技術者」という言葉を使い限定し、欧米のENGINEERSと範囲を合わせる。試験内容を、人間のバランス、法規、倫理、社会常識に重点をおく、推薦を重視する、技術的な知識は雇用者が判断できるので諸外国のものと共通なものにする。実施を伴う工業技術者としてのETHICSを外国のものと同レベルのものを取得厳守させる。企業のENGINEERSによる技術歴史及び倫理教育、外国語、会話の取得を義務づける。 | 17 | 〃 |
| 全般的に賛成。これで第一次試験、第二次試験という名称が内容とマッチする。現在の技術士補はまったく中途半端な存在。 | 35 | 〃 |

| | | |
|--|----|--|
| <p>第二次試験の受験要件（第2章1の（2）の（ ））中の複雑な内容は徹底的に単純化すべき。</p> <p>要件を備えたとする大学卒の「受験免除」も制度を複雑にするだけであるので「試験」のみにすべき。まして、徒弟制度的な個人指導を制度化するなど時代遅れで、若手に余分な負担を与えるだけ。</p> <p>資格要件、合否判定基準を明示し、技術士第1種、第2種の試験のみにすべき。啓発、能力アップの手段は個人の自由裁量にまかせるべき。教育ビジネスは完全自由化すべき。独学でも何の支障もないはず。</p> <p>第一次試験を発展的に解消して第1種（プロフェッショナルエンジニア）、第2種（コンサルティングエンジニア）とするのが最も簡明でわか</p> | 44 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係わらず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を踏まえ、第二次試験の受験資格を得るための新たな3番目の方途を追加するものです。</p> <p>なお、技術士資格を得るための方途については、できるだけ柔軟な対応とすることが、より多くの技術者、学生が技術士になれるために重要と考えます。</p> |
| <p>次のような制度的改正も有効な方策。 技師 = 一次試験合格者、 主任技師 = 二次試験合格者、 技術士 = 現在の技術士 + 新制度での有資格者（ ）で一定の基準（一定の業務実績を満たす等）を満たしたものの。</p> | 56 | <p>現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。</p> <p>したがって、制度改善の前後を問わず、技術士としての資格は同一であると考えています。</p> |
| <p>3年程度の実務経験がある第一次試験合格者を全て技術士即ちPEとし、第二次試験受験者は高度応用力及び総合監理に合格することにより監理技術士すなわちCEとするべき。</p> | 91 | <p>技術士という法律に基づく資格を得るためには第二次試験を合格し登録していただく必要があります。なお、総合的な技術的監理に関する部門はあくまでも技術部門の一つであり、また、技術士の資格は、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。</p> |

| | | |
|--|---------|---|
| <p>技術士補の4分の1が指導技術士を確保できず、技術士補の登録を行っていないという意見は詭弁。技術士補合格者の中には大学生も含まれている。すなわち、実務を経験できない環境の人材を合格させてしまう現在の試験制度に誤りがあるのではないか。</p> <p>技術士補受験合格者が登録を行わない理由としては、社会的に技術士補の特典が与えられていない、技術士補は第二次試験までの実務年数が4年間に圧縮されるだけ、技術士の活動は大幅に制限されている。</p> <p>第1次合格後4年間で第二次試験を受験できるようになると、受験得意な机上技術者が乱造されるおそれが高い。</p> <p>第一次試験を受験するまでに最低4年間の経験を必要とする、第一次試験合格から4年間の経験後、第二次試験受験が可能、第一次試験合格者は技術士補（修習技術士・2級技術士）として種々の特典があり、多少の制限下であるが技術士活動もできる。第二次試験合格者は技術士（1級技術士）として制限なく活動できる。</p> | 99 | <p>技術士補の4分の1が指導技術士を確保できず、技術士補の登録を行っていないという現状は、日本技術士会において行われたアンケート調査の結果の基づくものです。</p> <p>また、第一次試験は、技術士として備えるべき幅広い技術に関する基礎的な学識や職業倫理等を確認するものであるため、第一次試験の受験資格として実務経験を要求するのは適当ではないと考えています。当然ながら、第二次試験においては、実務経験に基づく高等な専門的応用能力を確認することとなりますので、受験得意な机上技術者の乱造とはならないものと考えています。</p> |
| <p>日本版P Eを作るのなら「技術士」制度を変更するのではなく新たな制度を作るべき。（A P E Cエンジニア制度とか米国のP E制度をそのまま活用させてもらうのも選択肢の一つ。）</p> | 102,181 | <p>技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であり、米国P E等の世界の技術者資格に対応するものです。</p> |
| <p>P E資格に関しては、P E試験を別途に設け合格者をP Eとする。</p> | | <p>”</p> |

| | | |
|---|-----|----------------------------------|
| <p>一次試験を各部門における幅広い知識があることを確認する試験と位置づけて必須とし、一次試験合格者が4年以上の実務経験（2年間の重要な経験を含む）の後に二次試験受験資格を得るとするのが適当。一次試験をマークシートでの択一式試験とし、出題数を100～200問にすることで試験内容におけるあたりはずれをなくし、各部門における幅広い知識があることを確認することができる。</p> <p>一次試験合格者は、4年以上の実務経験の認定により実務認定一次試験合格者として二次試験受験資格者とする。この認定は、現行の二次試験の受験申請書での業務認定の方法と同等で十分。随時認定を受け付けて実務認定一次試験合格者の番号を発行し、二次試験の受験にはその番号で申し込むようにすれば、受験申請書の作成も容易になり、現行の受付側の負担も軽減できると思われる。</p> <p>二次試験については伝統ある現行の二次試験方法で行うべきと考える。現在の技術士のステータスは現行の二次試験方法で築かれてきたもの。むやみな変更はすべきでない。ただ、筆記試験にあたりはずれがある、知識に隔たりがでる場合があるという指摘は事実。これは、一次試験の変更により解消できる。</p> <p>選択問題での専門性を容認し、選択記述問題の選択肢を増やすことで受験者の専門性のとりこぼしを減らすことができる。</p> <p>一次試験必須に移行する場合には、その時点で経験4～5年以上の者は、以後の経験による7年の実務経験で受験資格ができる。その時点で経験3～4年以上の者は、一次試験合格以前の実務経験を加味できる。というような移行措置を時限的に行うことが必要。</p> <p>現行の二次試験受験資格者はそのまま継続されるべき。現行の技術士補は当然のことながら一次試験合格者であり、技術士補に合格してからの実務経験で二次試験受験資格を得るのが適当。</p> <p>職業倫理を試験科目にする場合、一次試験、二次試験でそれぞれ行うことが適当。一次試験においては共通科目として数題（択一式）とし、二次試験においては、現行の筆記試験において最後に1時間ほど別枠を設け、職業倫理として1枚（600～800字）程度の試験が考えられる。内容的には技術士会が、公共の安全の確保、福祉の向上、環境の保全等の社会的な責務の職業倫理憲章のようなものを作成し、これを確認するものが適当と考えられる。</p> | 153 | <p>今後の試験方法等の検討の参考とさせていただきます。</p> |
|---|-----|----------------------------------|

| | | |
|--|-----|--|
| <p>技術士補<専門技術士 (Professional Engineer)> <上級技術士 (Consulting Engineer)>とし、技術士補は現行+若干条件見直し、専門技術士は現行技術士補+4年程度の実務経験とそのレベルを確認するためのレポート審査合格、上級技術士は現行技術士とし、専門技術士を新設することで、現行制度と国際相互承認資格の整合性をとりやすくすること。</p> | 78 | <p>技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。</p> <p>また、現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。</p> <p>したがって、制度改善の前後を問わず、技術士としての資格は同一であると考えています。</p> |
| <p>少なくとも我が国の技術者資格は、私案では4つの階層を形成すべき。</p> | 162 | " |
| <p>第一次試験は、技術に関する基礎的・専門的学識の確認、職業倫理、英語(必須)能力の確認、第二次試験は各技術部門に係わる実務経験(7年以上)と高等の専門的学識・応用能力の確認とし、試験科目は3年ごとの見直し、更新とする。</p> | 169 | 今後、検討を行う際の参考とします。 |
| <p>修習技術士と技術士の中間にある技術士補制度は存続していただき、技術士補の専門分野(登録部門)をできるだけ拡大(技術士の登録部門の3~5倍)して頂きたい。</p> | 186 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係わらず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を踏まえ、第二次試験の受験資格を得るための新たな3番目の方途を追加するものです。</p> <p>したがって、技術士補による経路は存続されます。なお、技術士補の技術部門を拡大することについては、技術士の技術部門とも連動する問題でありますので、ご意見は今後、検討を行う際の参考とします。</p> |
| <p>複数の技術士補を修得することで技術士資格を得ることも一考。</p> | 186 | <p>技術士となるには高等の専門的応用能力を有しているかどうか試験により確認する必要があります。そのための試験は必須であると考えています。</p> |
| <p>他の国との整合性という点からは、現行の技術士補と技術士の間にPE同等レベルの資格を追加すればすむこと。</p> | 192 | <p>技術士資格は、科学技術に関する高等の専門的応用能力を認定するものであり、これ以外の水準について新たな資格を設定することは適当ではないと考えます。</p> |

| | | |
|---|-----|--|
| 技術士補：FE、PE 技術士：EPE と設定するのが妥当。 | 202 | <p>現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。</p> <p>したがって、制度改善の前後を問わず、技術士としての資格は同一であると考えていますので、現行の改善を施す必要があると考えています。</p> <p>なお、第一次試験の受験資格として実務経験は必要としておりませんので、技術士補をPEとするのは適当でないと考えます。</p> |
| 技術士補と語学力検定の両方に合格できた者を国際的PEとし、技術士はさらに高度なCEとして今までの試験制度を維持し、世界に誇れる技術者集団として我が国の国家的政策として維持発展させていただきたい。 | 203 | " |

その他技術士資格の構成に係る意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 技術士、技術士補に代えて米国のPE、FEをあてようという考え方には賛成できない。学校の授業の追認試験のような内容になっているPE、FE試験では、技術士法の主旨に則った能力の判定はできないと考えられる。 | 105 | <p>今回の改善により、第一次試験は技術士として備えるべき幅広い技術に関する基礎的な知識とその応用能力や職業倫理等を確認する試験、第二次試験は現行どおり当該技術部門に係る実務経験や専門的学識等を確認する試験により構成されることとなります。</p> <p>第二次試験において確認する能力は、現行と同様でありますので、制度改善後においても適切に技術部門ごとの高等の専門的応用能力について認定されることとなります。</p> |
| 現在技術士の試験以外で、規制緩和の流れから簡略化が図られているものもあるが技術士という資格の性格上、それに応じた内容とすべきであって、時代の流れに逆行するものではないと考える。 | 105 | <p>今回新たに設けることとした修習プログラムによる方途は、現行制度において折角第一次試験に合格したにも係らず指導技術士が確保できないために第二次試験の受験資格が得られない方がいる問題を踏まえ、第二次試験の受験資格を得るための新たな3番目の方途を追加するものです。</p> |
| 技術士制度の資格は単に技術士のみでよいと考える。(技術士補から技術士になるのに指導を受ける機会がある者となない者の間に不公平があり優秀な人材を逃すおそれがあるため) | 105 | " |

| | | |
|---|-----|---|
| 共通と技術分野毎の特徴を踏まえ、現実の技術行為に適切に対応できる能力の認定を重視すべき。 | 163 | 今回の改善により、第一次試験は技術士として備えるべき幅広い技術に関する基礎的な知識とその応用能力や職業倫理等を確認する試験、第二次試験は現行どおり当該技術部門に係る実務経験や専門的学識等を確認する試験により構成されることとなります。 第二次試験において確認する能力は、現行と同様でありますので、制度改善後においても適切に技術部門ごとの高等の専門的応用能力について認定されることとなります。 |
| 技術士とコンサルティングエンジニアとの違いが従来から混乱していたが今回の改善案でも明確となっていない。 | 187 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このことを明確にするため、第2章の第2段落において、この旨明記することとしました。 |

修士課程年数等の実務経験年数への算定

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------|---|
| 修士課程の年数を経験年数に組み込む場合、2年としたらどうか。 | 109、163 | 修士課程修了者等に係る実務経験年数の具体的な算定については、今後技術士審議会一般部会において、具体的な第二次試験の受験資格の設定にあたって詳細な検討が必要となります。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 大学院を修了して修士または博士の学位を取得したものに對してはなんらかの配慮があって然るべきもの。 | 120 | 〃 |
| 博士課程年数はどのように扱われるか。 | 144 | 〃 |
| 博士課程中途退学者で5年以上経験した者（実務経験者ではない）、もっと難しいのは課程修了者で博士の称号を有する者の扱い。どちらも二次試験の受験要件年数以上だが扱いはどうなるのか。 | 199 | 〃 |
| 第二次試験では、修士課程修了者の年数を履修内容に応じて考慮しているがこれにはアクレディテーションは不要なのか。アクレディテートされていない大学での修士課程を事前に認定されたプログラムと判断するのは矛盾ではないか。 | 199 | 〃 |

合否基準等を公開し透明性を高めるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|----------------------------------|----|--|
| 試験問題を持ち帰れないのは試験の透明性という観点から改善すべき。 | 53 | 試験制度の透明性の観点は重要な課題であると認識しております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|-----|---|
| 試験の実施方法等において、一層の試験の公正、透明性を確保する方法の改善を図ることを検討の目的に追記して欲しい。(試験委員の公表、試験問題の公表、採点基準の公表、採点結果(平均値、合格限界)の公表を検討すべき。) | 90 | " |
| 採点基準の公表、受験者別採点の公表、科目別合否等の採用により合否基準の公開と透明化を図るべき。 | 198 | " |

その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | |
|---|-------|--|
| 技術士補が師事する技術士を得ず技術士になれないのは部門の再編や国際的な技術資格の相互認証とは別の問題。受験に要する労力と資格取得によるメリットを天秤にかけた結果。 | 23、25 | 第一次試験合格者の4分の1が指導技術士を確保できず、技術士補の登録を行っていないという現状は、日本技術士会において行われたアンケート調査の結果の基づくものです。 |
| 英語での、かつ海外での受験制度も早急に整備すべき。 | 79 | ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 採点等の負担が多すぎる等現行の試験委員制度も問題点が多いので改善が必要。 | 163 | " |
| 1次(補)、2次(士)という一連の試験問題であるような誤解を招く名称は使用しないでほしい。 | 211 | 今回の改善により、第一次試験は、技術士資格取得志望者全ての方に受けていただくこととなります。 |

4. 技術部門

総合監理部門について(3. アの他の意見)

ア 総合監理部門は既に既存部門で備わっているものであり新設は不必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------|--|
| 現技術士は各部門でそれぞれ総合監理は当然備わっている資質であり、総合監理部門の新設がなぜ必要か、またその位置づけが判然としない。不必要。 | 106,182 | <p>技術業務の複雑化、大規模化等に伴い、当該技術業務自体はもちろん、外部環境への影響まで含めて、業務を適格に遂行するため、総合的に監理することの必要性が増大しています。</p> <p>このため、他の部門に比べ、長い実務経験年数を受験要件とする等広範な技術力を必要とし、具体的には技術士資格取得の後に就く実務のような高度な実務経験を含め、十分な実務経験を積むことにより得られる、設計の審査・照査、信頼性評価等の能力を基本とし、これに、代替案の評価・選択等のリスクマネジメント、知的資源管理、人的資源管理等に係る能力を加えて評価し、認定される新たな技術部門が必要であると考えています。</p> <p>以上は、報告書(案)に記載してあるところですが、具体的な内容については、技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。</p> |

| | | |
|--|------------|--|
| <p>既設の経営工学部門に総合監理にあたるプロジェクト・エンジニアリング部門が存在し、この部門と重なるおそれがある。</p> | <p>130</p> | <p>経営工学部門のプロジェクト・エンジニアリングは、プロジェクトに係る調査、開発、設計、調達、製作、建設その他の段階における技術、日程、費用及び組織の管理に関する事項をその内容としており、業務をシステムとしてとらえ多面的かつ並列的に俯瞰し、安全確保をはじめとする総合的な監理を行う技術者とは異なるものと認識しています。なお、具体的な内容については、技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。</p> |
|--|------------|--|

イ 総合監理部門は他と区別した資格として設けるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|------------|--|
| <p>現在の制度の下での技術士と新制技術士との間で表現上の差別化が必要。特に新制技術士が総合監理能力をもたないとすれば、すでに総合監理能力を有する現技術士と区別する必要がある。</p> | <p>157</p> | <p>総合的な技術的監理に関する部門に求められる能力として、技術士資格取得後に就く実務のような高度の実務経験を含む十分な実務経験を積むことによって得られる設計の審査・照査、信頼性評価等の能力は、今回の改善の前後を問わず、得ることができることから、改善前後の技術士について表現上の区別は必要ないものと考えます。なお、具体的な内容については、技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。</p> |
| <p>一般の技術士とは別分野にし能力のある人はだぶってもてる制度が適当。</p> | <p>163</p> | <p>総合的な技術的監理に関する部門は、既存の19の技術部門とは別に新たな部門として新設することとして一般部会において検討が行われています。</p> |
| <p>総合監理的技術部門の技術士に特別な名称を設けること。</p> | <p>166</p> | <p>総合的な技術的監理に関する部門は技術士制度の中の一技術部門として新設することを一般部会において検討しているところです。</p> |
| <p>総合監理が行える技術士を、新制度による技術士と区別し、Fellow P.E.またはLaureate P.E.（桂冠技術士）という名称使用権を与える。</p> | <p>167</p> | <p>総合的な技術的監理に関する部門に求められる能力として、技術士資格取得後に就く実務のような高度の実務経験を含む十分な実務経験を積むことによって得られる設計の審査・照査、信頼性評価等の能力は、今回の改善の前後を問わず、得ることができることから、改善前後の技術士について表現上の区別は必要ないものと考えます。なお、具体的な内容については、技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。</p> |
| <p>19部門の横並びの新設部門を設けて国家資格とするよりは別途高度な専門技術力を判断するための国家資格を設けた方がよく、その中で現行の技術士を取り込んでいくのが最善。</p> | <p>199</p> | <p>技術士は、技術士法において、高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、設計等の業務を行うものとして定義されています。総合的な技術的監理を行う技術者についても、この技術士の部門における新たな部門として位置づけることが適当と考えます。</p> |

ウ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-------|---|
| 技術部門については賛成。既に他の技術者資格ではできている。 | 10 | - |
| 総合監理の視点を項目を改めて記載した方が理解しやすい。 | 13 | 総合的な技術的監理に関する部門に係る事項については、現在技術士審議会一般部会で検討が行われているところです。この一般部会における検討により明確にお示しできると考えています。 |
| 「例えば、現行制度において... 7年以上の実務経験」の記載は、修習技術士の最低実務経験年数4年という規定と矛盾すると誤解されるので削除が望ましい。 | 13 | 総合的な技術的監理に関する部門に必要な能力としては、他の技術部門の受験に必要な実務経験年数よりも多い年数が必要と考えています。 |
| 設計の審査・照査・信頼性を重視するなら、少なくとも7年の実務経験と筆記試験合格者には口頭試問を行い技術力や人間性をみるべき。その合格者を上級技術士とする。 | 24 | 第二次試験では、筆記試験と口頭試験に合格することが必要です。総合的な技術的監理に関する部門の受験者についても同様です。なお、総合的な技術的監理に関する部門は、技術士の一技術部門としての位置づけとして、技術士審議会一般部会で検討が行われています。 |
| 日本が技術士資格の中に総合監理 = プロジェクトマネージャーということで盛り込んだ場合は、国際的に異端なものとなり、将来のPMの国際間相互承認に齟齬をきたすことになるので、総合監理とPMは別のものとし、英文名としてもPMを使わないようにすることが必要。 | 52、59 | 技術士制度の一技術部門である総合的な技術的監理に関する部門については、その技術的能力を認定するものであり、技術以外の能力も必要とするPM制度とは全く異なるものと認識しています。 なお、ご意見の内容も踏まえ、総合的な技術的監理に関する部門に係る事項については、現在技術士審議会一般部会において検討が行われているところです。 |
| 設計の審査・照査、信頼性評価等の能力という記述はあまりにも建設業務に限定した記述であるから、製造業関係の技術経験の代表的なもの、たとえば、生産管理、製品試験、研究開発等を追記すべき。 | 90 | ご意見につきましては、技術士審議会一般部会における検討の参考とさせていただきます。 |
| 「多面的かつ並列的に俯瞰し、安全確保をはじめとする総合的な監理」とあるが、製造（構築）という最終段階を考慮した上での総合的な技術力を持つことが必要と考える。しかし、現状ではややもする計画、設計のウェイトが高すぎてこの点に技術力が片寄っている。したがって、この傾向をどうするかという方向で技術力を評価することを考えて頂きたい。 | 109 | 〃 |
| 新たな部門ができる中、この場合経験豊かなこれまでの技術士から資格を有するものを認定して制度をつくっていただきたい。 | 118 | 既に技術士の資格を取得し、責任ある立場で一定の年数以上技術業務に就いている現行の技術士については、基本的にこのような総合的な技術的監理に関する能力を備えているものと考えます。具体的な認定方法等につきましては、技術士審議会一般部会で検討が行われているところです。 |
| 総合監理部門の特性上からして新たな試験を課するのではなく、技術士としての一定の経験年数を得た者を総合監理部門の技術士とすべき。 | 132 | 技術士制度の一技術部門として、十分な実務経験により得られる能力等を確認するための一定の試験の実施は必要です。 |

| | | |
|--|-----|--|
| 現行制度で認定しているような高度な実務経験、リスクマネジメント能力、知的資源管理能力、人的資源管理能力等を有する技術士は、独立開業技術士としてコンサルティングする力量がある技術者である。このような高度な能力を有するか否かを新制度による第1次、第二次試験ではかれるとは思えない。 | 62 | 当該技術部門に係る受験資格と第二次試験（筆記試験、口頭試験）により行うことができると考えています。具体的には、技術士審議会一般部会において検討が行われているところです。 |
| これまで建設部門等コンサルティング可能な部門はこの分野が広いのか、その他の分野は、総合的な技術をカバーする部門の分野を新設してほしい。 | 72 | ご意見につきましては、技術士審議会一般部会における検討の参考とさせていただきます。なお、総合的な技術的監理に関する部門に関しては、建設部門等のコンサルティングのみを念頭においたものではありません。 |
| 「監理」に係る形容詞からすると「管理」が適切ではないか。 | 163 | 監督、管理の意味を含む「監理」の用語が適切と考えます。 |
| p 7下5 技術士資格取得の後に就く高度な実務経験を十分に、例えば」とすることでよいのでは。 | 163 | 技術士としての実務経験と同等の高度の実務経験が十分に積まれることにより得られる能力であるので、報告書（案）の表現は適切であると考えます。 |

技術部門全般に係る意見

ア 技術部門は簡素化すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--------------------------------------|----|--|
| 技術士の部門を時代に沿ったものに再編する。思い切って部門数を簡素化する。 | 1 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 |

イ 技術部門はもっと充実すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-------|----|
| 技術士適用を広めようとする場合現在の19の部門分類で十分か疑問。特に、生産技術のような職種では、いわゆるオールラウンドプレーヤーが望まれているが、この手の職種の人を選択できる部門がない。生産技術業務に限らず、実社会における技術の実態を考慮して、部門分類を考えるべ | 4 | 〃 |
| 今回の案は工学系に技術分野を絞り込むもので、ボーダレス化して急速に発展する技術の流れに逆行する。部門の減少や受験を工学系に絞らずむしろ部門増や選択科目増で複雑化する科学技術の現状に合わせるのが妥当。 | 23、25 | 〃 |

ウ 技術部門は再編成すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--------------------------------------|----|----|
| 相互承認のさらなる推進のためには既存の技術分野の再編も視野に入れるべき。 | 64 | 〃 |

| | | |
|--|---------|--|
| 現行の19技術部門の構成は既に50年近くの年月を経て古く当然再編成すべき時期に達している。広い視野で比較的長期にわたり技術部門が陳腐化しないような構成にしておく必要がある。 | 113,116 | " |
| 分野区分の定期的な再考を検討いただきたい。 | 150 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 なお、これまでも概ね5年おき程度のに、科学技術の進展等の状況にかんがみ、技術部門や選択科目について見直しを行ってきておりますし、今後も必要に応じて見直しに行くべきものと考えております。 |

I 現行の部門、選択科目が無くなること、縮小することは反対。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 今回の改善によりなくなることになる「選択科目」があると聞いた。その場合の旧資格所持者の扱いはどうなるか不安。間違っても今回の改善により不利益を被る人が出ないように配慮願いたい。 | 36 | 既存の技術部門、選択科目の見直しは今後の検討課題です。これまでのところ具体的に選択科目の廃止等決定した経緯はありません。 |
| 国際統合化という観点から切り捨てられる技術部門があってはならない。 | 81 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 |
| 現行の部門、選択科目が無くなることは反対（既存部門の統合はやむをえないが） | 121 | " |
| 国際的整合性为名目で技術部門を実質的に縮小することには反対。 | 131 | " |

オ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| 技術業務のグローバル化が進む現在のようない時代において、部門の固定化は不可能に等しい。総合的な監理のための部門新設も考えられる記述となっているが、国際的な基準であるISO規定の動きを見て欲しい。進歩的な部門では、ISO規定の上を行く規定が業界で定められ、その基準がまかりとおることとなっているやに聞く。このあたりはグローバル化の進展で進路を見定める方がよいのではないかと思う。 | 60 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 なお、これまでも概ね5年おき程度のに、科学技術の進展等の状況にかんがみ、技術部門や選択科目について見直しを行ってきておりますし、今後も必要に応じて見直しに行くべきものと考えております。 |

| | | |
|--|-----|--|
| 技術部門の見直しを行う時は必ず学協会と協議をしてもらいたい。 | 120 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 |
| 技術士法の技術部門と一般的な用語の技術部門が混同して用いられているように見える。 | 157 | P7の最終段落における「教育機関における履修技術部門」という用語については、技術士法の技術部門と明確に区別するため、「履修技術分野等」と修正いたしました。 |
| 技術部門にもよるが、地方分権を促している社会環境における土木建設と地域社会との関わりは、環境との係わりと同時に、経営・経済的な視点が重視されなければ、社会的な基盤が損なわれかねない状況がある。この視点を重視して、技術部門の整備を図る必要がある。 | 158 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 |
| 技術士と同等レベルにある技術が、登録部門の固定化によって認知されないことへの課題はある。したがって、境界領域の専門分野に留意された | 186 | 〃 |

特定技術分野に係る意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 今回の案では、「もの」を如何につくるかというエンジニアリングの技術部門に重点がおかれ、何を作るのかというWhatの部分、即ち、材料、製品分野等の技術部門が軽視されているように思う。 | 30 | 今回の報告書（案）に係る検討において、材料、製品分野等の技術部門を軽視していることはありません。 |
| 部門改正に際し、米国P E制度を参考にすると産業の根底を支える材料技術者の切り捨てになる。 | 47 | 既存の技術部門に関しましては、社会的な重要や科学技術の進展状況を踏まえるとともに、技術士制度の活用の観点も加え、別途見直しについて検討することとしております。ご意見につきましては、その検討の参考とさせていただきます。 |
| 新設される以外の部門が海外と同一内容であって、その上に日本の地象などの自然条件などを十分に反映するエンジニアリング部門とする、ということが明記されるべき。日本は諸外国と異なり、3つのプレートにまたがり自然災害が多く、脆弱な地形、複雑な地象という前提をかかえているのであるから、地盤エンジニアリング部門をなくして日本でのエンジニアリングはなりたたないし、国際貢献できる技術部門を積極的にPRする方向に向かうべき。 | 57 | 〃 |
| 地盤に係わる部門（建設部門の一部や応用理学部門の一部）の取扱いについては、是非とも（社）全国地質調査業協会連合会からも意見を徴していただきたい。 | 59 | 〃 |

| | | |
|---|---------|---|
| 「食料・農業・農村基本法」の制定に伴い、今後の農業は幅広い知識の構築が必要であるが、現在の選択科目の区分とその内容に疑問をもっている。新しい時代の法律、制度にあわせた選択科目とその内容について、再検討を行い、幅広い技術者が技術士として活躍できるよう、選択科目についても具体的な見直しを行うこと。 | 66 | 〃 |
| 大賛成。現行の電気・電子部門をその専門性から判断して、再度2つに分けることも視野に入れていただきたい。 | 78 | 〃 |
| 情報工学は技術士からはずして通産省の資格に統合したらどうか。 | 91 | 〃 |
| 原子力部門を追加すべき。 | 93 | 〃 |
| 21世紀に向けてのキーワードとされる情報・環境・生命等の技術部門の充実を図るべき。(MITやCaltechで生物学系科目が必修化されている現状を先取りすべき) | 131 | 〃 |
| PEは、土木、プラント関係の分野に限定されるため、現行の理学部・農学部系及び工学部系でも材料系の技術部門・選択科目はなくなる。これは科学技術創造立国という目的に反し、国益を損なうばかりか、現在これらの部門で活躍する技術士の人権侵害にあたる。 | 133 | 〃 |
| 平成6年の部門見直しのおりには今後の検討事項とされ、関連学協会からも試験科目として、応用理学部門に”測地及び地理”新設の要望書が出されたが懸案のまま今日に至り、その要望の背景となる事情はさらに緊迫化している。懸案の測地及び地理を応用理学部門の科目に新設することの早急な実現を要望する。 | 139,164 | 〃 |
| Geotechnical Engineerと応用理学の地質と建設の土質をどのように統合させていくのかに関して、技術士の部門区分を見直すことが可能か示されたい。 | 163 | 〃 |
| 技術者としての産業区分がものづくり主体で、都市計画のようなソフト技術の領域が認められていない。区分を再考ねがいたい。 | 163,186 | 〃 |
| 現在JABEEには、計装エンジニアとの整合性を考慮して、計測・制御・システム工学関連分野として認定プログラムに加えていたたくべく提案している。これとの整合の観点より、新たに計測制御部門を新設することを提案する。 | 170 | 〃 |
| 交通工学、環境工学、建築計画、防災工学など中間(総合)領域分野あるいは高度化された分野への配慮が不足しているように思われるので今後の検討材料に加えて欲しい。 | 206 | 〃 |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 1) について、技術士制度の中でどのような位置づけになるのか具体的に提示してもらいたい。 | 68 | 総合監理能力を有する者に係る認定、及びこれに対応する部門のあり方については、現在技術士審議会一般部会において検討を行っているところです。その検討結果を踏まえ明らかにしていきたいと考えています。 |
| 2) について、具体的に部門構成、及びその内容案を提示していただきたい。 | 68 | 〃 |
| 「部門の新設を含めて…」の意味がよくわからない。 | 120 | 次のように修文することといたしました。 「…を加えて評価し、認定することが考えられるが、その活用、既に技術士の資格を有する者の認定方法や試験の実施方法を含めてさらに検討を進める必要がある。」 |

5. 継続教育

更新・定期的な研修の義務づけなどを行うべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 資格取得後も定期的(3～5年)に研修を義務づけるべき。 | 1 | 継続教育に関しては、その在り方、内容等に関する検討とともに、技術士の活用を促進する観点も加えて、継続教育の実績等に関する定期的な登録等の措置を講じることも含め、現在技術士審議会一般部会において、検討を行っているところです。頂いたご意見は、一般部会の検討の参考とさせていただきます。 |
| 5年おき程度で厳しく資格再審査すべき。複数の第三者審査員への技術士活動状況の報告と口頭による質疑応答がよい。 | 7 | 〃 |
| 継続教育等に関する定期的な登録等は、次の条件で10年に1回等が望まれる。技術士としての必須科目(倫理や関連法律の改正の解説等)を定めておき、この必須科目を受講。この受講を定期的な登録の条件とする。技術士としての必須科目(自己啓発を含め業務、講習会受講、見学会参加、講師、論文発表等々)を定めておき、この受講等は個人の自由とし、定期的な登録時はこれ等を参考として斟酌していくこととする。 | 63 | 〃 |
| 例えば最低4年に一回は新しい研究発表を行うことや、講演会、研修会への参加等技術士としての称号に相応しい行動を義務づけたい。 | 96 | 〃 |
| 技術士資格の登録に関し、数年間隔で更新するような変更を具体化すべき。 | 117 | 〃 |
| 資格の認定期間を限定することを検討いただきたい。 | 150 | 〃 |

| | | |
|--|-----|---|
| 技術士資格取得者を前提とした専門分野の資格制度を創設し、更新制度を盛り込んで、技術者を活用する事業者や利用者がその技術者を採用するときに、継続教育を受けていることを明確にした方がわかりやすい制度となる。その際には、継続教育の内容の認定や登録は、全分野を包括する機関ではなく、関係学会や関係団体など専門分野毎に認定機関を別途設けることが理解しやすい。 | 199 | " |
|--|-----|---|

継続教育に係る義務違反の場合の措置を適切に設定すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 犯罪などのため倫理違反で資格剥奪は当たり前であるが、努力をサボり技術レベルを保てない場合は、資格剥奪までの間に猶予期間を提供させるべき。また、経営者、管理職になったために専門職的なエンジニアでなくなってしまった場合に資格を剥奪することは避けるべき。 | 6 | 技術士が自らの技術的能力の維持・向上について研鑽することを怠った場合、そのことによって技術士全体の信用を失わせたり、不名誉になると考えられる場合は、技術士法の信用失墜行為の禁止にあたるものとして、一定の処分の対象となることも考えられます。 これは、現行制度においても同様です。 |
| ペナルティも設け、4年間技術士としての行動が認められなかった人については称号の取消(返上)を行ってもよいのでは。 | 96 | " |
| 継続教育は賛成。ただし、ペナルティー条項は積極的、明確に表記すべき。 | 163 | " |

継続教育を行う環境の整備が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| 企業内技術士が技術士にふさわしい業務を実施するための環境が整備されているかどうかを定期的に調査し公表する。 | 8 | 技術士自らの能力の維持・向上を図るには、研修、講習等だけでなく、日頃の業務を通じての研鑽努力も含まれます。一義的に企業内の教育訓練体制のみが係わるわけではないと考えます。 |
| 高齢者には名義だけの人もおり、公的な講習会を行うべき。 | 24 | 継続教育に関しては、その在り方、内容等に関する検討とともに、技術士の活用を促進する観点も加えて、継続教育の実績等に関する定期的な登録等の措置を講じることも含め、現在技術士審議会一般部会において、検討を行っているところです。頂いたご意見は、一般部会の検討の参考とさせていただきます。 |
| 継続教育は国際的にも必要なこと。内容として、学会活動、セミナー講師、講演会、種々プロジェクトへの参加(JICAなど)等、幅広い対応がのぞましい。 | 106 | " |
| 日本技術士会への入会率の低さから、日本技術士会の定款における技術士の資質向上機能が不十分。よって、入会促進に資する法的根拠が求められる。 | 117 | 現行制度において、日本技術士会への技術士の加入は任意でよく、これを改めるには相当の検討が必要であると考えます。 |

| | | |
|--|-----|--|
| 米国の継続教育の組織的な運営（エンジニア資格認定機関と技術者団体、学会の間できちんと構築されていること）は個人のボランティアの積み重ねに依存するところが大きい。そのようなシステムを日本でも構築するような努力が望まれる。ただし日本の学会、技術者団体でそのような取り組みが本当にできるか疑問。 | 64 | 継続教育については、日本技術士会と学協会等との密接な連携協力の下、実施することが効果的かつ効率的であると考えます。 |
| 技術士の再教育は、大学等に任せず日本技術士会が主体となって実施すべき。 | 74 | 〃 |
| 賛成。さらに進めて技術士等は全て日本技術士会に入会を義務づける。ただし年会費が少々高いので見直しが必要。 | 78 | 現行制度において、日本技術士会への技術士の加入は任意でよく、これを改めるには相当の検討が必要であると考えます。 |
| 技術はそれを業務に用いてさらに研鑽するものであるから技術士合格後に経験を怠る者は少ない。ただ技術を続ける環境が継続するかということはある。あまりこだわると、せっかく技術士になっても以後それを活かさないでいる者、活かすチャンスを待っている者の芽をつんでしまう。 | 153 | 継続教育に関しては、その在り方、内容等に関する検討とともに、技術士の活用を促進する観点も加えて、継続教育の実績等に関する定期的な登録等の措置を講じることも含め、現在技術士審議会一般部会において、検討を行っているところです。頂いたご意見は、一般部会の検討の参考とさせていただきます。 |
| 諸外国においてというような無条件の外国追従姿勢ではなく、我が国が必要とする技術的創造力を備えた技術者がもつべき技術力の本質と有技術者資格者の生涯学習姿勢等とも対応して決定すべき問題。技術者に生涯学習の意欲を与え、自己学習の援助としての、教育、資料提供、等の、援助機能の整備が重要。 | 162 | 〃 |
| 継続教育の実施にあたっては、学会側にも受験者側にもかなりの財政的負担がかかるが、財政的支援について考えているか。財政的負担があまり大きいと資格者数の増大の障害となることが心配される。 | 163 | 〃 |
| 学協会という公的な機関に加えて、企業内教育も考慮しなければならないと思われるが、そのときに一定のレベルを保持するための歯止めを設けると共に、小規模な企業の自助努力にも配慮した方策を定めておくべき。 | 163 | 〃 |
| 大学の社会人大学院、学士入学制（ダブル・バチュラー）を活用していただきたい。 | 186 | 〃 |

継続教育の内容についての提案

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|-------------------------------------|----|----|
| 国際協力のノウハウを知らない技術者にも教育の機会を与えていただきたい。 | 24 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| グローバル化する現代社会での技術者の在り方は、常に時代の変遷に速やかに追従できるものであることが肝要。その中での倫理教育は重要視される必要がある。米国その他で実施されている程度の教育を継続教育の場で課すべきであり、やり方としてインターネット等を通じての実施が考えられる。 | 60 | ” |
| 講習会などの知育教育の他に、論文、学会発表、特許、業務による成果物などの技術ノウハウに対する考慮が必要。 | 202 | ” |

継続教育の対象を年齢層等によって分けるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 単純な専門性だけならば30歳台の現場エンジニアが高いに決まっているが、応用力を持ち、他者に経営的なコンサルタント業務ができるようになると現場の専門性は低くなる。「現場主義的なその場に足どまり」しているかのような専門技術者を継続育成しているのであるような方向性があった場合は、日本経済にも大きな損失。逆に、年をとって勉強していないにもかかわらず、技術士であるという顔をされるのもよくはない。継続教育の質の検討が重要。 | 6 | ” |
| 継続教育については賛成。ただし、実際に施行するときは、60歳以上の者はリタイアの扱いにするのが現実的。60歳以上の技術士には事実上無関係と説明すべき。 | 10 | 技術士業務は年齢層によって制限を設けられるべきものではありませんので、年齢層によって技術士法の適用を変えるのは適当ではないと考えます。 |
| 日本技術士会及びその下部機関が行う「技術士のための講習会」を受講することは望ましい。ただし、継続受講が15年間に達した時点で継続教育は修了にしてもよいのでは？ これ以外の技術講習会にも履修単位を設け、年間単位数が規定以上あれば継続教育を履修したと見なす。 | 99 | 科学技術は日進月歩であり、常に最新の知見を身につけているのが基本であると考えます。したがって、技術士を名乗って業務を行う限りにおいては、継続的に研鑽することは必要であると考えます。 |

継続教育の義務化は負担が大きい。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-------|---|
| 継続教育が業務繁多などで受けられない、更新費用と継続教育の負担を負いきれるか疑問。 | 23、25 | 技術士の能力の維持・向上の方法としては様々な形態が考えられます。常に技術の現場の最先端の業務に携わっている方は、それ自体で既に、その能力の維持・向上が図られているといえます。このような点も含め、技術士審議会一般部会において検討を行っているところです。 |
| 実際に活動している技術士を更に教育するのは極めて困難。むしろ技術士活動の実績評価にすべき。例えば海外で長期間技術指導をしている技術士は、日本国内の研修会に出ることは困難であり、今現に業務を継続していることを実績として評価すべき。また、数年毎に過去の実績をレビューし、再登録する制度を導入すべき。 | 35 | ” |

継続教育の義務化はなじまない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 技術士資格を有する者は、職業倫理上、他から言われなくても自己研鑽するのは当然であるので継続教育に係る法的拘束はなじまない。 | 49 | 継続教育に係る改善は、技術業務を常に高い水準にするとともに技術士制度の国際的整合性を確保するため、技術士制度において、明示していく必要があります。なお、継続教育を怠り、著しく技術士の信用を失墜させたり、不名誉となるような場合においては、現行制度においても、信用失墜行為の禁止の規定により行政処分の対象になります。 |
| 継続教育に関しては、業務を活動している限りは不可欠に求められるべきのところ、教育ではなく継続の自己研鑽が妥当。 | 117 | ” |

その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|--|
| 倫理をはじめとした情報化時代対応、環境保全のようなこれからの技術者に不可欠な継続教育は必要。 | 112 | 技術士は、常に新たな知見や技術を取り入れることが重要と考えます。 |
| 会社からの実務報告だけでは虚偽のおそれがあり信頼性がないので止めてもらいたい。 | 89 | 技術士制度はあくまでも技術士本人に係る規定であり、技術士が所属する組織にまで一定の義務を課す制度ではありません。 |
| 単に講義を受けてとるような制度ではなく、真に技術士が維持・向上できる制度を考えてもらいたい。（独立技術士でも大学・官庁・企業等の研究機関等で一定期間仕事をするなどの制度） | 102 | 継続教育に関しては、その在り方、内容等に関する検討とともに、技術士の活用を促進する観点も加えて、継続教育の実績等に関する定期的な登録等の措置を講じることも含め、現在技術士審議会一般部会において、検討を行っているところです。頂いたご意見は、一般部会の検討の参考とさせていただきます。 |
| 受講実績登録証を発効して頂きたい。実施については十分PRし、部門毎にわかるようにして頂きたい。 | 109 | ” |

| | | |
|--|-----|---|
| 継続教育について、登録したポイントを業務の際に評価するなどの何らかのプラスになるインセンティブを考慮すること。 | 144 | " |
| 従来技術士各人が自主的に新技術に対する研鑽を行っているがそれで不十分であれば、技術士会等の研修会等に参加した場合や、自己申請による継続教育の確認を行うようにしたらよい。 | 157 | " |
| 継続教育を要件として明示することを求める。 | 163 | - |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 継続教育の具体的方法について明らかにされたい。(p 8、19行目について説明求む) | 98 | 継続教育に関しては、その在り方、内容等に関する検討とともに、技術士の活用を促進する観点も加えて、継続教育の実績等に関する定期的な登録等の措置を講じることも含め、現在技術士審議会一般部会において、検討を行っているところです。 |
| 継続教育の内容をどのように考えているかがわからない。製造(構築)という点から検討して頂きたい。 | 109 | " |

6. 日本技術士会と学協会の連携

学協会だけでなく他の機関とも連携が必要。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 第2章第1-(5)の中に技術士の受入先である産業社会との協力が触れられていない。新たな技術士制度が発足せんとしているこの時期にあたり、すべからく産業界との接触を早急に開始し、それら産業社会との連携協力の方策を真剣に検討すべき。 | 104 | <p>科学技術創造立国を目指す我が国が必要とする、質が高く、かつ、十分な数の技術者の育成、確保にあたり、技術士制度は、技術者が能力向上を目指し研鑽する動機を与える等技術者の育成上の重要な機能を果たすことから、制度の普及拡大により、我が国の技術力の向上を図ることは極めて重要な課題と認識しております。</p> <p>このため、政府及び関係機関は、技術士制度に関する社会的認識を喚起、増進するよう、周知に努めることが必要であると考え、その旨報告書(案)に記載しているところです。ご指摘のとおり、産業界との連携は、技術士制度の普及拡大と活用の促進の観点からも極めて重要な課題であると認識しております。</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| <p>技術者を育成するには、教育機関や教育プログラムも含めた総合的な検討を推進することが必要であり、学位授与機構やJ A B E Eとの連携を図るべき。</p> | 150 | <p>第1章1 - 3において、科学技術創造立国を目指す我が国が必要とする、質が高く、十分な数の技術者の育成、確保のためには、技術者教育の段階から、技術士資格付与、継続教育までの生涯に亘る一貫した整合性のあるシステムを構築し、これが十分に機能することが重要であると記載しております。</p> <p>また、第2章1(2)において記載しておりますように、高等教育機関の技術者教育の専門認定と第一次試験免除等の優遇措置を行いうるような制度とする等、所要の措置を講ずることが適当であると考えます。</p> |
|--|-----|--|

その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| <p>一部の学会のレベルの低さには恥ずかしささえ感じるときがある。また、閉鎖的、古典的な運営の大学の方々は連携することで悪くなることも予想される。</p> | 6 | <p>修習プログラムの認定及び継続教育の内容等については、実効性のあるものとするべく、一般部会において審議が行われているところです。ご意見は、一般部会の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>賛成。日本技術士会の自主努力に期待すべきもので、政府が指示することもない。</p> | 10 | " |
| <p>共通的かつ一般的分野は技術士会の実施でよいと思うが、専門分野については各学会が実施すべき。</p> | 120 | " |
| <p>技術士の継続教育の実施については技術士の団体が科学技術庁の支援をえて主体性をもって行うのが適当である。必要に応じ学協会の協力を求めていくことは当然である。</p> | 123 | " |
| <p>これが日本技術士会に欠けていた。学会のみならず、役所だけでなく、P E制度乃至技術士を活用していただく一般企業の団体とも気脈をつうじておくことも大切。</p> | 147 | " |
| <p>日本技術士会及び学協会は、いずれも組織であって、それ自体が構築した体制を実行する能力を持つものではないのは当然。各団体に所属する一部の人の常識や思想に基づく体制づくりにならないように考慮して、実質的な有能技術者の選別と育成体制が実現できるように、多くの知識と厳密な解析に基づいて実行する必要がある。</p> | 162 | " |

| | | |
|---|-----|--|
| <p>継続教育については、日本技術士会と学協会からなる公的資格認定機関の通常業務とすべき。協議組織では不十分。</p> | 163 | <p>継続教育に係る個別の業務については、日本技術士会、学協会等の個別具体的な業務として実施されることとなります。「日本技術士会と学協会等との密接な連携協力のために協議する体制の構築」とは、別途の協議組織を設けてそこが継続教育を実施するというのではなく、各組織が行う業務について、効果的、効率的に実施することができるよう、緊密な連携協力が必要であり、そのための役割分担の設定や、情報交換が密に行われるような体制をとる必要性について述べているものであります。</p> |
| <p>学協会は技術士の区分や分野と整合をとって設立されたものではなく、隙間やオーバーラップがある。学協会の選択についてどのような考え方があるのかを示されたい。</p> | 163 | <p>修習プログラムの認定及び継続教育の内容等については、実効性のあるものとするべく、一般部会において審議が行われているところです。</p> |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|--|
| <p>日本技術士会は実務的なニーズによるアプリケーション能力と共通、一般的事項の能力育成がメインであり、学協会は学問的専門知識のシーズを教育していくのが良いことから、 各技術分野に共通の 各技術分野の実務的 継続教育における実務的な教育等については、専門能力等を有する 学協会 継続教育における専門分野の学問的教育については、深い専門知識 等...</p> | 34 | <p>については、修習プログラム履行への支援及び継続教育の実施に係る事務についての記載でありますので、「共通的」の用語の方が適当と考えます。 については、継続教育における「実務的、専門的な教育等」と修文いたしました。</p> |
| <p>「今回の改善に係る第二次試験受験のための修習技術士のプログラムの認定及び継続教育の実施については、技術士試験の実施に関する事務を行う(社)日本技術士会が、学協会等との連携協力を得つつ実施することが適当である。また、技術士の継続教育の実施においては、(社)日本技術士会は独自に行う研鑽のほか、専門分野における学問的な教育等について専門能力等を有する学協会等による実効性の高い研究集会への参加実績を活用する等…」とすべき。</p> | 143 | <p>継続教育に係る記載について、「実務的、専門的な教育等については、専門能力等を有する…」と修文いたしました。</p> |
| <p>継続教育の語は、1(3)項で技術士のみで定義されているので修習技術士に対しては用いない方がよい。</p> | 146 | <p>ご意見の修正案につきましては、継続教育の内容が実務経験の実施のみに限定されて誤解を受ける可能性があることから原案どおりとさせていただきます。</p> |
| <p>「...専門能力等を有する(社)日本技術士会及び学協会等による...」</p> | 146 | <p>報告書(案)の記載は、日本技術士会と学協会の基本的な役割分担を明確にするために記載をかき分けているものであり、日本技術士会を排除しているものではありません。</p> |

7. 普及・拡大

技術士資格を業務独占化するなど特権を付与すべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----------------------|---|
| 名称独占資格から業務独占資格への法改正を切望。(・技術コンサルタント開業のための必須資格とすること。・企業業務の実行のためには関連技術士を確保することを必須とすること、・産学共同プロジェクト参画者、海外技術協力員、教育機関でのエンジニア教育者、地域活性化プロジェクト等で活躍する技術者は技術士取得を必須条件とする) | 11 | 技術士制度の普及拡大と活用の促進については、質が高く十分な数の技術者の育成、確保の実現のために極めて重要な課題であると認識しています。 このため、技術士制度の改善に伴い、普及拡大と活用促進のための具体的な方策について、技術士審議会において継続して審議を行っているところです。 |
| 技術士に特権業務を定めることが最も効果的。 | 35 | 〃 |
| 資格と権限は一体であるべきであり、試験制度の改正だけに終わらず、建設だけでなく他の部門全てにわたって、例えば米国P Eに与えられている権限、すなわち政府設計図面の提出や、企業間のやりとりの調整等と同じ権限を技術士にも与え、そこで初めてP Eとの相互認証を行うべき。 | 41 | 〃 |
| 国際的相互承認のベースが整合することによるトラブルの未然防止と国際的信用の獲得、世界に通用する優秀な技術者の永続的確保の観点から職業独占資格として法的整備を行うべき。 | 49 | 〃 |
| 有資格者の技術者というからには何らかの独占業務がないと用語の使い方として誤り。 | 53 | 一般に国家資格には、業務独占資格、名称独占資格及び必置資格の3種類があり、業務独占資格でない「資格」と呼ばないというご指摘は誤りです。 |
| 現行制度における建設部門において人数も多く平均年齢も若くなっているのは建設部門の技術士には占有業務が認め得ているから。 | 62 | 現行の技術士制度において、建設部門の技術士は約半数を占めているのは、ご意見どおりの面があるのは確かであると考えています。したがって、今後、建設部門を含め、他の部門において技術士資格取得の動機を付与する観点から、報告書(案)「2 技術士制度の普及拡大と活用の促進」に記載しております内容の検討を引き続き進めることとしております。 |
| 名称独占資格のみならず業務独占資格を付与する措置が必要。 | 63、78、79、106、171、183 | 技術士制度の普及拡大と活用の促進については、質が高く十分な数の技術者の育成、確保の実現のために極めて重要な課題であると認識しています。 このため、技術士制度の改善に伴い、普及拡大と活用促進のための具体的な方策について、技術士審議会において継続して審議を行っているところです。 |
| 高い専門性が要求されるのに対し、多くの部門において業務独占資格となっていない。法律において技術士の業務独占資格を拡大していくことが必要。 | 71 | 〃 |

| | | |
|--|-----|--|
| 技術士制度が発展しなかったのは専管業務権がないため職業として成立しにくかったから。したがって技術士法を職業法として改正する必要がある。 | 105 | 〃 |
| 技術士の中で建設部門だけが建設コンサルタントとして実質的な専管業務権を持つ。他の部門にも専管業務権をもたせるべき。 | 105 | 今後、建設部門を含め、他の部門において技術士資格取得の動機を付与する観点から、報告書(案)「2 技術士制度の普及拡大と活用の促進」に記載しております内容の検討を引き続き進めることとしております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 技術士制度の発展のためには、職業として成り立つ保証が必要。 | 105 | 〃 |
| 弁護士や医師が有する業務上権威ある資格位置づけと同様に、社会的資格と位置づけを権威あるものにすれば技術士数は米国並となると思う。 | 114 | 技術士制度の普及拡大と活用の促進については、質が高く十分な数の技術者の育成、確保の実現のために極めて重要な課題であると認識しています。 このため、技術士制度の改善に伴い、普及拡大と活用促進のための具体的な方策について、技術士審議会において継続して審議を行っているところです。 |
| 技術士の社会的評価が十分でなく、一般には知らない人が遙かに多いのは、技術士が名称独占資格であって、業務独占資格でないことも一因。 | 138 | 技術士制度の普及拡大と活用の促進については、質が高く十分な数の技術者の育成、確保の実現のために極めて重要な課題であると認識しています。このため、技術士制度の改善に伴い、普及拡大と活用促進のための具体的な方策について、技術士審議会において継続して審議を行っているところです。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 法的専管業務を増やすことは必ずしも好ましくないが、安全確保が必要な業務については技術士を活用することを明記した法体制をつくることは必要。 | 160 | 〃 |
| 独占業務ではなくてもその能力を活かした公的業務を可能にすべき。 | 162 | 〃 |
| 一部の公共事業のコンサルタント業務では、入札要件に技術士を位置付けられてきているが、今後さらに拡大するよう公共事業発注官公署に強力に申し入れること。 | 176 | 〃 |
| 一層活用される技術士制度とするためには、そのメリットを明確にすること、すなわち業務資格的性格の導入や、各種優遇方策などの展開が望まれる。 | 179 | 〃 |
| 技術士の数の増加のためなら業務独占資格とすれば自然と数が増加する。 | 176 | 〃 |
| 職業資格にしない限り有名無実。 | 187 | 〃 |
| 修習技術士に対する特権の設定を行っていただきたい。 | 202 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 独占業務の策定には関係省庁との折衝等があり難しい面が多いと考えられるが早急に進めて欲しい。まずは科技庁所管の原子力関係とかに制度を用いるべき。原子力関係施設の設計・監理・アセスメント等に関して技術士の建設、機械、電気・電子、衛生工学、環境部門の資格者でなければならないとしてどうか。 | 204 | 〃 |
| 電気・電子部門や衛生工学の空気調和施設、建築環境施設の技術士に独占業務をさせてはどうか。 | 204 | 〃 |
| 医師や弁護士のような資格に対する保証がなければ社会的認知は難しいように思う。 | 211 | 〃 |

他の資格等との関係を明確にして連携を積極的に図るべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----------|----|
| 電気主任技術者（1、2種）、エネルギー管理者、建築士、安全コンサルタント、エネルギー管理士など他の技術関係の資格との整合性を図り、相互乗り入れを行う。 | 1、29、179 | 〃 |
| 技術士と他の資格との関係や技術士の位置づけを明確にする。 | 8、18、 | 〃 |
| 建設分野に限らず社会的重要なプロジェクト、たとえば、情報インフラの整備などの設計には、一定の資格を要件とする。さらにその責任を明確にするためその責任者の氏名を明記することが必要。 | 8 | 〃 |
| 一般の技術者が技術士を目指すにあたってのメリットを具体化する。 | 8 | 〃 |
| 公共の安全の確保、福祉の向上、環境保全等に関する官公庁、公共団体、公共機関の発注する事業を遂行する場合は、該当する専門分野の技術士が、事業の遂行を管理・監督し落成検査を実施することを義務的要件として定めることにしてもらいたい。 | 9 | 〃 |
| 技術士が存在するだけで安全確保の証明にはならない。個人として責任を持つという職業倫理があってはじめて信用される。特権業務のない技術士では職業倫理をアピールすることが重要で、官民、とくに官がその能力を活用することに重点を置くべきではない。修習技術士も同様。 | 10 | 〃 |
| 他省庁関連資格取得に際し、技術士資格者は講習のみで取得できるものを増やしたり、技術士取得者をエンジニア教育、ベンチャー育成支援者として登録させ、大学、高等専門学校、自治体で活用する。 | 11 | 〃 |
| 他の公的資格との相互活用により、試験制度のより一層の透明性を確保することが必要。 | 12 | 〃 |

| | | |
|--|----|---|
| 主要な官庁の仕事、海外ODA、その他民間仕事等に技術士を必ず参画させ、その報酬を破格にするような政策が必要。 | 15 | 〃 |
| 4年制の理工系大学を卒業し、数学及び物理学、化学等、自然科学分野で所定の単位数を修得したもの、1級または1種の国家技術者資格を取得しているもの、関連分野において開発、設計、設備運用、発明等、所定年数の実務経験を有するもの の3条件を満たす国家技術者資格保有者に関して技術士として認定してはどうか。 | 29 | 〃 |
| 有資格者を増やすには、他部門の方にとっても必要性を高くすることが一番。例えば企業における特許申請者は博士又は技術士の資格を必要要件とする等。 | 56 | 〃 |
| 行政機関が公共事業等の発注を行う場合、事業を請負う機関の技術士有資格者の管理による企画・設計、施工、診断、評価を行うことを契約条件になりつつあるが、事業を発注し管理監督を行う立場の技術者は「技術士」と同等かそれ以上の技術力をもった人材を内部にもち、査定・評価する体制の整備が今後必要と思われる。 | 66 | 〃 |
| これからの農業においては、生産と流通、技術と経済、ハードとソフトなど領域に最も大事な課題が潜んでいると思われる。したがって技術士はそうした学際、業際領域に目配せする中で、両面を結びつける接点の機能・役割ができるよう訓練が必要。そのため、活動領域を広めるとともに、技術水準を高めるために常に自己研鑽を積むよう心がけると同時に、有資格者の増強や継続教育などを制度的に支援する体制を強化すべき。 | 66 | 〃 |
| 技術士の特典を具体的に設定してほしい。現状ではほとんどメリットがない。例えば、政府又は地方自治体で技術士の氏名を登録しておき、国内又は国外において優先的に活用するとか、大学等の教育機関と連携して、実務経験を持つ特別な教育者としての資格を与えとかが考えられる。 | 74 | 〃 |
| コンサルタントエンジニアとしての開業以外に、技術士資格が有効な職場がなくては今以上に技術士は普及しない。 | 84 | 〃 |
| 技術士の経験知識が十分に活用されずに埋もれてしまうことが多い。それで技術士を産業技術者の人材育成に貢献してもらうべく一定の資格条件の下で、人材育成士のような形で認定してはどうか。 | 86 | 〃 |
| 国内で普及させるためには、まず官公庁が発注する仕事に技術士の存在を指定することから始める必要があると思う。 | 91 | 〃 |
| 産学官の協力体制の中に技術士を参加させる様強く要請すべき。 | 96 | 〃 |

| | | |
|--|-----|---|
| 現在の制度のまま技術士補を修習技術士とし、この名称で各種の特典を与える。例えば、「1次官庁の管理技術者には、技術士・技術士補・RCCMの資格を必要とする」とすればよい。 | 99 | 〃 |
| 仮に技術士を1級（技術士）・2級（技術士補）と区分し、業務の難易度に応じて技術士の使い分けを行う。発注額に応じて技術士を使い分け | 99 | 〃 |
| 産業社会で重視される技術の伝承について「技術士」の役割が明確になっていなかったことが、産業社会における技術士資格の活用状況並びに技術士制度の認知度が低調な一因。 | 104 | 〃 |
| 技術を技術士の対象とするのではなく科学も対象にすべき。この意味で「技術士」を「科学技術士」と代えた方が適切。そうすれば大学の研究分野からも資格の取得を希望する人が多くなるのでは。 | 105 | 〃 |
| 博士課程と技術士制度の相互連携につき検討審議が必要。 | 106 | 〃 |
| 特に、原子力、食品衛生のような実際的な分野で活用するように拡大した | 112 | 〃 |
| 今回の制度改善により、技術士の数を増やすのとあわせ、全ての省庁、都道府県で技術士を活用されることを願う。 | 127 | 〃 |
| 技術系の他の国家資格の取得に際しては有機的にリンクさせること、及び、他の国家資格者に限定されている業務を技術士も実施可能とする分野、または範囲の拡大をどの程度実現できるかについて各省庁の理解と協力が是非必要。 | 143 | 〃 |
| 一次試験合格者を、当該部門分野における技術知識をもった者の資格（準技術士のような名称を用いて）として扱うことで、一次試験合格者を産業界が積極的に活用しやすくなると思う。 | 153 | 〃 |
| 公務員の技術士資格の取得に関し、機関や部署によって関係者の見解がばらばらであり、このことは受験に対する意欲にも関係している。また、登録要領に曖昧なところがあり、解釈が困難な場合がある。公務員には一定の制約条件をつけてもよいので登録が円滑にできるようにすべきである。 | 66 | 〃 |
| これからの持続的な発展を指向する社会の構築には、環境保全についての大きな役割を認識し、そのための確で高度の技能を備えている技術士の適切な活用が望ましい。技術士（環境部門）の具体的な活用の施策を図られるよう要望する。 | 155 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 技術者の育成、確保の手段あるいは仕組みは、努力が報われる風通しのよい条件の下におくことが必要であると考え、また、資格取得へのアプローチの手法としては多様なルートを設けておくことの方がよいのでは。 | 158 | 〃 |
| 修習技術士を集中的に育てるのもよいが、若いときに特権が与えられると倫理に係わる問題も生じやすいので、この点に配慮したシステムの形成の下で進めることが必要である。 | 158 | 〃 |
| 国及び公的機関の審議会、委員会への委員に技術士を起用、企業や地方公共団体等の技術的決定にあたって、民間専門家として技術士の活用の義務づけ、国・中小企業事業団・都道府県の技術アドバイザーへの技術士の積極的採用により技術士活用促進を図る。 | 160 | 〃 |
| 自営技術士及び自営予備軍の技術士を対象とした、技術士開業マニュアルを作成し、ベンチャー指向の若手技術士、スピンアウトによる中年技術士、知的労働を継続する定年技術士の創業を支援する。 | 160 | 〃 |
| 大・中企業が、自社を退職した技術士を活用して関連会社からの技術指導を行う仕組みをつくる。国としても雇用対策に資することから、この種の事業に対して補助金を交付する。 | 160 | 〃 |
| 新事業創出促進法の支援対象に技術士を優遇する項目を含める、官公需業務にアドバイザー業務を含め、技術士に積極的開示、発注を推進する、JICA、JODCへ技術士を積極的に活用し、技術士の有効活用を図る。 | 160 | 〃 |
| 技術士の創業支援を進める施策をつくる。 | 160 | 〃 |
| 国家プロジェクト等に技術士が第三者の立場で関与し設計・製作・組立て・据え付け・建設等の監督を行うことを明記した法体制をつくる。 | 160 | 〃 |
| 社会的に有資格の技術者が活用できる場を増大するとともに、社会がその能力を理解し、認識し、活用する態勢を形成すべき。 | 162 | 〃 |
| 技術者資格を取得した個人に対しては、何らかの優遇措置を与えられるような社会的環境を醸成していくより他に方策はない。そこで、技術士制度を従来型の国内的技術士と国際的技術士に分類して、個人への優遇措置は国際的技術者の資格を取得した者に対してのみ与えられるものとする。 | 163 | 〃 |
| 技術士資格の整備を進めるにあたっては、その資格保有者がふさわしい扱いを受ける環境整備もあわせて国が進めるべき。 | 163 | 〃 |
| 技術士の活用にあたっての標準的な報酬単価を示してはどうか。 | 171 | 〃 |
| 各技術部門が平等な扱いになることが、技術士制度の普及拡大と科学技術の振興にむすびつく要因であると考える。 | 182 | 〃 |

| | | |
|---|-----|---|
| 日本国内には各種資格がたくさんあり、その中で技術士だけを特別視するのは人事政策上不都合であると考えている大企業の人事政策もある。 | 187 | 〃 |
| 建築士、弁護士、税理士、弁理士等のような使用も考慮されたい。(有資格者の有効利用、積極的使用) | 190 | 〃 |
| 技術士の取得が、社会的位置を高くする配慮や制度が必要である。 | 193 | 〃 |
| 専門・工業高校の卒業にあたり技術士資格取得者に対して、大学進学や産業界に対し、有利な保障制度をおく。 | 193 | 〃 |
| 官公庁発注の建築施設のプロポーザルを1級建築士に任せ、建設、電気・電子、衛生工学の3部門の技術士の連名がなければならないようにすべき。 | 204 | 〃 |

技術士の数の拡大に関する意見

ア 数を拡大するために質を低下させてはならない。あるいは質は低下せざるをえない。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|---------------------------|---|
| 量的拡大を求めるだけではだめで、今まで培ってきた技術士制度、試験制度の水準は絶対確保すべき。安易に技術士の試験レベルを下げ、資格技術者を増やすことは資格のレベルダウン、技術者の質の低下等問題がある。また、現制度の技術士の立場の低下も懸念される。 | 12、15、 28、33、 56、92 | <p>今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。これは、具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。</p> <p>今回の改善に係る基本的な考え方を明確にするため、次のような修文を行うこととしました。</p> <p>1 - 5 技術士の数</p> <p>今後、技術者資格の国際相互承認の具体化等の諸状況の変化の下、活用の促進とともに、以下のような具体的な改善により、技術士資格取得志望者、特に、現在、活用が進んでいない部門を中心に全部門に亘って資格取得志望者数が拡大し、技術士の質を維持しつつ、技術士の数が増大することは、科学技術創造立国を目指す我が国として極めて重要である。我が国の...</p> |

| | | |
|---|-----|---|
| 「質が高く」と「十分な数」は反比例の関係にある。仮に現状の質（レベル）を保ちつつ、出きる限り数を増やすためには、弁護士等のように独占業務を付与する必要がある。（建設部門では約50万人の技術者のうち、約2万人の技術士が存在するが、この割合を全部門で考えれば約240万人の技術者に対し10万人近くまでは現行制度でも可能だが、これ以上の数が必要となれば、「質」を下げざるを得ない。従って240万人のうち何人を技術士とするか、という目標値が設定されれば技術士の偏差値は自ずと決定され、国際的に偏差値が整合する質で、数を決めるのであれば異論はない。やはり、技術士補を改正することが現実的。 | 53 | ” |
| 国際的な相互承認のバランスをとるために、技術士の数を急増する必要性から、試験レベルを下げるようにも読みとれる部分については、本末転倒の感を拭い得ない。 | 78 | ” |
| 欧米並の30～40万人の技術士を生み出すことは、我が国技術者240万人の10人に1人が技術士となってしまい、技術士に求められている技術力の低下が心配。また、現在の年間受験者数は約16,000人であり、30万人の技術士を確保することは20年間にわたり無試験で技術士を粗造するに等しい。 | 99 | ” |
| 改善案自体が単純に対外的技術士の増員を図ることが目的であり、技術者の能力や資質を無視しているのが問題。 | 99 | ” |
| 質の高い技術者を技術士とするといいいながら数を増やすというのは矛盾している。 | 157 | ” |
| 数を増やすことと、技術士の資格に要求される項目やその水準の記述が根本的に相反する結果につながる気がする。質を確保しつつ数を増大させる方法をどのように考えているか。 | 163 | ” |
| 技術士レベルが他国のレベルにダウンしてあわされることにより、国内の若者の目標が低くなり、創造力の養成も小さくなることを懸念する。 | 168 | ” |
| 原案では改善ではなく改悪のおそれがあり、技術士の人数を増加させたいとの意図に反して、若い技術者の受験意欲をそぎ、少なくとも生物系では技術士の数が減少することは明白。 | 174 | ” |

イ 既に十分な数の技術者は存在する。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|---|
| いわゆる形容詞 + 名詞としてのProfessional Engineerは、日本では、一級建築士の半分、一級土木施行管理技士、建築設備士に技術士などの資格者を合計すれば、20万人以上となり、アメリカのPEの数に十分匹敵している。技術士だけで充足しようとするのは急速かつ抵抗の大きい方策。 | 10 | 技術士をはじめ世界の技術者資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識経験を有し、自律して技術業務を行える能力を認めるものであり、この点を踏まえれば、我が国の技術者総数である約240万人に対し、技術士が約4万人である状況から、技術士の数は増加すべきものと考えます。 |
| 米国PE、英国CEレベルの技術者は、我が国では一級建築士をはじめとして各種の資格技術者をあわせると十分に比肩する数の技術者は存在する。 | 21 | " |

ウ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|--|
| 技術士制度はCEの育成を目的として作られ、その趣旨はCEの厳しい職業倫理を主張することで価値を持つことであった。しかし、職業倫理よりも組織の論理が優先する日本の現状では、一般の組織人(会社員等)の技術士はその価値を持つことができない。従って、職業倫理が希薄でも業務特権を持つことができる他の技術者資格に比べ、厳しい職業倫理を要求されて業務特権のない技術士が普及しない現状は、そのまま実態を表しているだけ。 | 10 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このような資格であることを踏まえ、幅広く技術士制度の普及拡大、活用促進を図っていく必要があると考えています。 |
| 240万人の技術者のうちどれくらいを技術士にしようとしているか不明。仮に10万人としても資格に相当する需要があるのか疑問。 | 24 | 我が国の技術士の人数については、当面の目標と考えられる欧米程度に向けて増大することを期待しています。なお、当然ながら、そのため技術士制度の普及拡大と活用促進の具体化が重要であると認識しています。 |
| 1-5 技術士の数については、今後の社会情勢と共に変化が生じると考えられることを考慮すべき。 | 60 | ご意見につきましては今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 資格の総数にも限度を設け濫造を避けること。 | 89 | 今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。これは、具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。 したがって、数を増やすために質を低下させるのは本末転倒であると考えていますが、資格保有者の総数を設定することは、技術士資格の性格上適当ではないと考えています。 |

| | | |
|--|-----|---|
| <p>質が高く十分な数の技術者の育成、確保をうたいながら試験制度は現状技術士制度とほとんど変わらず数的確保が難しい。</p> | 91 | <p>今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。これは、具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。</p> <p>今回の改善に係る基本的な考え方を明確にするため、次のような修文を行うこととしました。</p> <p>1 - 5 技術士の数</p> <p>今後、技術者資格の国際相互承認の具体化等の諸状況の変化の下、活用の促進とともに、以下のような具体的な改善により、技術士資格取得志望者、特に、現在、活用が進んでいない部門を中心に全部門に亘って資格取得志望者数が拡大し、技術士の質を維持しつつ、技術士の数が増大することは、科学技術創造立国を目指す我が国として極めて重要である。我が国の...</p> |
| <p>技術士の数は広範な技術者が活用できる程度（15万～18万）に増加させていただきたい。あまりにも少なすぎる。</p> | 112 | <p>ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。</p> |
| <p>日本における技術者は270万人といわれている。しかし技術士の資格を有する数はわずか4万人であり、しかも専門分野はかなり偏重している。あたらしい技術士制度改革にあたって、十分に配慮すべき事項と思われる</p> | 163 | <p>”</p> |
| <p>試験制度を改正して技術士を増員するのは主客転倒。職業的にも魅力ある技術士であるなら試験制度は改正しなくても技術士受験者は増大する。</p> | 187 | <p>今回の改善においては、技術士の質を保ちつつ、かつ十分な数の技術士を確保することを基本的な考え方としております。これは、具体的には、国際的な同等性を確保して技術士の活動領域を世界的な規模に拡大するとともに、技術士資格の普及拡大、活用促進を図り、技術士資格取得志望者の拡大を図ることにより対応する考えです。</p> |
| <p>どの分野の技術士をどのくらい増加させたいのかわからない。例えば製造業に係る分野についてはニーズが少ないと思う。このため、全分野にわたり一律に増やすというのはよくない。</p> | 189 | <p>技術士資格取得志望者については、現在、活用が進んでいない部門を中心に全部門に亘って資格取得志望者の拡大を図ることが重要と考えます。</p> |

技術士資格に係る広報・周知方策を積極的に展開すべき

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|----------|
| <p>技術士補（あるいは修習技術士）の試験を工科系大学の卒業時にほぼ全員受験させるように、学界及び産業界に働きかけることは可能であり、一刻も早く実現すべき。</p> | 10 | <p>”</p> |

| | | |
|--|-----------|-----------|
| 技術士資格の名実ともの充実・発展には全国横断的な組織体・運動体が不可欠。日本技術士会がその役割を担うよう、法改正を含めて検討すべき。 | 12 | 〃 |
| 技術士が少ないのは、資格取得によるメリットが不足していること、技術士が実用に耐えるコンサルティング能力を保證するものだというPR不足が原因。 | 23、25 | 〃 |
| 技術士の認知度が薄く活用が図られていないのは、人数が少ないことではなく、技術士自身が企業内資格者の役割を主として市民と接する機会がないことに起因している。効果的な広報により、技術士法の存在を広く市民に認知していただくことが先決。 | 33 | 〃 |
| FE試験とまったく同じである技術士第一次試験をなんとか多数の若い技術者に受けてもらうことは意義のあることであるから是非宣伝し受けてもらうようにすべき。 | 67 | 〃 |
| 米国でのPE制度の位置づけのように理工系学生への教育、洗脳を授業を通じて普及させることが必須。 | 79 | 〃 |
| 技術士・修習技術士の意義をもっと大学等にPRする施策が必要。 | 102 | 〃 |
| 今回の改正を機会にせっきくの技術士制度が社会的に知名度が低いということ認識し、大いに活用される制度となるようにすべき。 | 123 | 〃 |
| 現状では技術士の資格を知られるべき範囲において知られていなく、活用されていない。少なくともこれは早急に解決すべき。 | 158 | 〃 |
| 技術士制度における技術士取得のカリキュラム、評価法、効力・活用の範囲を公開し、広く告知の徹底を要望する。 | 159 | 〃 |
| 技術士会会員の知的データベースを構築し、インターネットと接続して技術士業務開拓に資する照会を可能とし、技術士有効活用を図る。 | 160 | 〃 |
| 新聞、テレビなどで根気よく宣伝することが重要。 | 163 | 〃 |
| 技術士が社会的に認知されるための検討を行うべき | | |
| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
| 省庁を横断した「技術士活用推進委員会」を政府内に設置するよう強く提言すべき。 | 62 | 〃 |

| | | |
|--|---------|---|
| 技術士が利益を得ることのみに汲々としている制度が世に受け入れられるわけがない。自分が社会から利益を得ることを考える前に社会に対し技術士が何をできるかを考えるべき。米国のPEは権利を主張することよりも社会に対する義務感の方が強くそれを実施する誇りという代償を得ているという考え方をする。 | 67 | " |
| 社会にとっても企業にとっても存在価値のない制度が社会的認識を得るのは難しい。法がその価値を支援しているとは思えないし、また現状のままでは(倫理に裏付けされない、それが実行することが危ぶまれる技術士では)法規により支援されるべきではない。 | 67 | " |
| 有資格者の活用のシステムを早急に整備する必要がある。有資格者の活用を民間に先んじて国が推し進める必要がある。関係省庁間の連携をもって活用システムの早期の整備を希望。 | 72 | " |
| 建設部門以外では技術者の母数に対する技術士の割合が少ないため、各分野において技術士制度のさらなる活用が図られるよう検討すべき。 | 152,200 | " |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 技術的能力の保証する資格：急激に変動する技術の中でどのような技術の能力の保証を誰がするのか。この保証の意味を説明してほしい。 | 67 | 国家試験により、一定の能力を有しているとして国家試験により確認されていることを表現しています。 |
| 技術士制度の認知が高まると技術者の処遇改善、技術者の活性化にどうしてつながるのか説明がなくその論理がわからない。 | 67 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このようなことから、技術士制度の認知度が高まることは、技術者全体について評価が適切に行われることになるとともに、質の高い技術者の数の拡大にもつながることから、技術者の活性化に資すると考えているところです。 |
| p 1 0 2行目「一方一般の業務資格は...」 | 143 | 業務資格の表現は一般的な意味で用いていますので原案どおりとさせていただきます。 |
| p 1 0 5行目「技術業務の実施に際して「技術士」は当該業務実施における安全確保等に関する能力も十分保有している旨説明すること」 | 143 | 次のように修文いたしました。 技術業務の説明責任を果たす一環として、技術士資格を当該業務の安全確保等に関する能力が一定の水準にあることについての証明(尺度)として活用すること |

| | | |
|---|-----|--|
| 技術士の半数をしめる建設関係を例題にした様な改革は、外の部門の技術士にとっては一部迷惑な面もあるが、今までの各官庁の技術士に対する対応の仕方の整合性が無かったための結果であると考えれば、その面に全く触れていないのは方手落ちというべき。 | 147 | 今回の改善は、我が国の技術者の活性化等の観点より実施するものであり、特定の技術分野に限った考え方ではありません。 |
|---|-----|--|

8. その他

技術士の英文名称について

ア PEとCEを使い分けるべき。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|-----|---|
| 技術士は元々独立開業を目的としたコンサルティングエンジニア制度であることを考えると、企業、団体に所属する技術士はprofessional engineerとし、独立開業した技術士は、consulting engineerとする。 | 11 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 また、技術士資格はあくまでも1つのものであることをかんがみれば、名称を使い分けることは混乱を招き適当ではないと考えます。 |
| 今後の国際化のためには項目を分けて明確に英文表記の欄を設けるべきではないか。また、Consulting Engineerの名称との区別も明確にすべき。 | 187 | 〃 |
| 英語名称の決定は、従来の経過と米国のCE制度とPE制度との関係を明確にしなればますます混乱するだけ。 | 187 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であります。 したがって、PE制度やCE制度に対応する資格制度です。 |

イ PEの呼称は反対。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|--|---|
| PEの名称を使うということは、CEということで仕事をしている人達の基本的な権利の重大な侵害であるとともに、米国で法的根拠をもって独占呼称している米国のPEから、権利、利益を侵害されたとして訴訟を起こされる危険がある。 | 10、18、 21、24 (89)、 46、83、 97、114、 133、141 | 英文名称については、次のように修文することとし、ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 「また、技術士資格の英文表示については、技術士が高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されていることを踏まえ、また、外国の相当する資格との整合性を考慮して、適切な呼称を検討することが重要と考える。」 |

| | | |
|---|--|---|
| 技術士の英語呼称を C E から P E に変更することに反対。 | 15、46、 70、82、 181、188、 | " |
| 日本の技術士（ C E ）は英語圏の P E とは異質 / 低質であり、Consultant と称するのが妥当であり Engineer とはいえず、 P E と改称すべきではな | 19 | " |
| 安易な考えで P E という称号を勝手に使用し、物まね上手な姑息なうそ吐き日本技術者という風評がさらに広がらないようにお願いします。米国では P E はもちろんのこと、 E n g i n e e r という言葉でさえ法律でその使用を制限しており、最近では F A A の Maintenance e n g i n e e r、と Novell の Certified E n g i n e e r に対しての Engineer の使用の妥当性が法廷で検 | 67 | " |
| 技術士が外国で認められるには P E という称号を盗用するのが手っ取り早いという提案である。 | 67、73 | " |
| P E とすることに反対。なお、自分は Authrized Consulting Engineer として | 76 | " |
| 英語名称を P E とすることは絶対反対。他国の長い歴史のある名称に便乗するのは卑屈、 P E と技術士の趣旨が違う等の理由。 | 95、101、 102、107、 108、115、 182 | " |
| 英文名称の P E は各国比較で決して多数派ではなく（参考6）、これを拘束する答申とすべきではない。 | 131 | " |
| P E はアメリカの州の資格であり、国家資格である技術士の名前をアメリカの名前にすり寄せる必要はないと思われる。より適切な英語名を考えるべき。 | 144 | " |
| 技術士の英文表示を P E とすることには抵抗がある。 | 153 | " |

ウ その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|----|
| 技術士の表記に英語での呼称を示しているが、これとて EC 圏内でも同じ呼称を使っている国はいくつあるかと感じる。APEC の場合、共通語が英語となることが予想され、そのために英語での呼称が示されたものと思うが、グローバルな進行方向を凝視しつつ、柔軟に対処すべきではなからう | 60 | " |
| いち早く国際資格になる技術士であるから、国際的に表示する英文名称を先に決定して、そのカタカナ表示、またはその略称を日本語表示する、例えば、技術士が「 J P E 」、技術士補が「 J P E I T 」などよいのでは | 69 | " |

| | | |
|---|-----|---|
| 資格呼称によりどの国において取得した資格であるのかがわかり、かつ各国の資格が相互に認証されているというのが理想的なシステム。たとえば、Professional Engineer (Japan)、Consulting Engineerがよい。もし、世界での呼称が統一できればそれに越したことは | 71 | " |
| 現技術士に英語表記の標準がないのは問題あり。早急な対応が必要。 | 79 | " |
| 技術士の外国語呼称としては「プロフェッショナルエンジニアをコーディネートする者」と位置づけて「エンジニアリング コーディネーター」とすれば技術士法の精神に近づくと考えられる。 | 105 | " |
| 国際的整合性のためであれば、現在の技術士会員であり、コンサルタントを営んでいる者には、米IEEEでのFellowというような形式の称号を与えることとし、Professional Engineer (官庁への証明のための資格)を技術士会の一般会員の英文名称とすればよい。 | 147 | " |
| 従来CEでは国際整合性がないという理由がはっきりしない。 | 157 | " |
| 英文名称をCEとするかPEとするかは、独立志向の技術士と企業内技術士との間での長年にわたる技術士会を2分する論争。それでRegistered Engineerを提案する。 | 160 | " |
| 日本技術士会英文呼称は、日本技術士会が認可された昭和34年以来JCEAのため、ほとんどの技術士がCEを自負しているため、これを納得させる必要がある。 | 168 | " |

検討に当たり幅広く意見を取り入れるべき

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----------|---|
| 数年前から日本でPEを受験できる状況。本場アメリカのものがあるにもかかわらず、なぜ今頃になって、日本的PEを無理して作らなければならないのか、しかも、それになぜ技術士をあてなければならないのか妥当な理由がない。大手ゼネコンやエンジニアリング会社には技術士でかつPEの人が数十人存在している。この人達の意見も十分に採り入れるべき。 | 10 | 現在国際的に、国境を越えて活躍できる技術者（グローバルエンジニア）の具体化が加速度的に進行している状況の下、我が国の技術者が、国際的にその能力を適切に評価され、不利益を被らないよう、技術者資格に関する国際的な相互承認に関する必要な対応をとることは極めて重要であると認識しています。 これは、我が国の技術者がわざわざ米国のPE資格をとらなくとも、我が国における技術士資格をとることで十分対応できるようにしておくことが重要であることを意図しているものです。 |
| 科技庁、関係官庁、関係機関等の組織の意見だけでなく、個人の意見が重要。とくに、当事者である技術士個人の意見を尊重する必要がある。 | 10、35、55 | 今回の意見募集により数多くの方のご意見を頂戴しました。いただきましたご意見は、当審議会の検討に反映させていただきます。 |

| | | |
|--|---------|--|
| 関係機関や技術士当事者からの意見がどれだけ反映されているのか、また、どれだけの関係者にこれを説明しているか明らかにして欲しい。また、全体の流れにおけるこの意見募集の位置づけを明らかにして欲しい。(再度意見を出す場があるかどうか) | 28 | 今回の意見募集により数多くの方のご意見を頂戴しました。いただきましたご意見は、当審議会の検討に反映させていただきます。なお、今回の意見募集は、技術士審議会の報告書のとりまとめにあたり実施したものです。 |
| 今回の意見募集について企業内技術士会が全く知らないなど一般技術士への意見募集が不徹底。 | 60,187 | 技術士審議会は全て公開するとともに、審議会開催等必要な情報はプレス発表とともに、インターネットを活用し公開しているところです。 |
| 審議会の委員と専門委員の中には技術士資格の方はいるのか。また、技術士制度の過去と現状についてどの程度の情報をもっているか。更に審議するについて技術士の意見収集を行ったのか。この案の内容からみて、この点について非常に疑問。 | 61,187 | 審議会委員及び専門委員の中に技術士の資格を有している方も含まれています。また、全国を区域とする技術士により設立された日本技術士会からの意見聴取、今回実施した意見募集など、必要な意見収集は実施しています。 |
| 年輩の技術士の意見をまとめるのではなく、これらか試験を受けようという年代の人達を対象にもっと広く意見を収集してほしい。 | 69 | 今回の意見募集において、数多くの方より意見をいただいています。 |
| 技術士審議会のメンバーには企業に属する技術者は遠慮すべきである。委員には各方面で活躍している独立したコンサルタントにも参加してもらい、まずコンサルタントとしての国際化、技術士業務の拡張のステップを踏み検討すべきである。 | 115 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このため、各界各層からの幅広い人材により技術士審議会は構成されるべきであり、また、このような幅広い業態に対応した検討が必要と考えます。 |
| 技術士の資格基準・審査等については、学識経験者、学術団体代表者並びに産業界の意見が十分に反映される第三者機構の設置が必要。 | 116 | ご意見の第三者機構として技術士審議会があり、今回の検討は、技術士法により技術士審議会の審議事項として付託されている「技術士制度に係る重要事項」であるので、技術士審議会において審議を行っているものです。 |
| 工業高校の代表を「改善案」策定の委員会に参加させること。 | 137、159 | 技術士審議会は、技術士制度について各界各層公平な第三者機関として検討を行う有識者により構成された審議会です。各界各層からのご意見は、実際の審議会の場合や、今回行った意見募集などの機会により審議内容に反映させることができると考えています。 |
| 資格基準の制定及び審査にあたって関係分野の学識経験者、関係産業界の意見を学協会を通じて十分反映する必要がある。 | 149 | " |

| | | |
|---|-----|---|
| 技術者資格は、単なる称号、特定の機能の実行能力を証明する資格、特定の機能の実行を許可する資格、所定機能の独占的实施を許可する資格等、定義づけをあらかじめ明確にすべき。 | 162 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このことを明確にするため、第2章の第2段落において、明記することとしました。 |
| 検討に際しては、結果が出てからの意見聴取ではなく、多くの項目を出しておき意見希望を得るようにすることが肝要。 | 168 | 技術士審議会報告書(案)参考2にありますように、審議過程におきまして各界各層のご意見を幅広く聴取して参りました。また、今回の意見募集により数多くの方のご意見を頂戴いたしました。これらご意見につきましては、適切に審議に反映させていただいております。 |
| 修習技術士の履修プログラムの内容・総合監理部門の性格にも疑問あり。公開討論を求める。 | 174 | 修習プログラム、総合的な技術的監理に関する部門の内容につきましては、現在技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。検討結果につきましては適宜公開して参ります。 |

報告書(案)の明確化

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|--|----|---|
| 我が国において科学技術創造立国を目指すという前提、技術革新による産業フロンティア創出と国際競争力強化を図るといった目的は企業の利益になることは説明されるが、個人の利益になることは説明されない。むしろ、個人の基本的な人権の尊重及び人材の自由化(移動、転職の実質的な自由)を国が援助するという姿勢が必要。 | 10 | 知的創造力が最大の資源である我が国が、安全・安心な生活ができる国、あるいは、豊かで潤いのある生活を実現するためには、技術革新や国際競争力の強化による科学技術創造立国の具体化により可能なるものと考えます。 |
| 我が国の技術水準は現在世界最高レベルにあり、すでに科学技術創造立国は実現している。しかし、今後ともこれを維持し、さらに発展させるために質が高く十分な数の技術者を育成、確保することが重要な課題であることは賛成。 | 10 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
| 1-3 質が高く、十分な数の技術者の育成、確保 における技術士資格付与は技術者資格付与でなければならない。 | 10 | 幅広い学識があり、高等の専門的応用能力を認定する技術者資格は、我が国においては技術士制度しか存在しません。このようなことから、ご意見の箇所は技術士制度でよいと考えます。 |
| 序と第1章の記載順序が一致しておらず読者の思考順序を乱す構成。 | 21 | 序は、今回の検討の全体の背景を説明するものであり、第1章は、改善にあたって設定された基本的考え方を述べたものですので、必ずしも順序が一致する必要はないと考えます。 |
| 1-3について、現存する大学には今回の答申に危惧の念をもっている向きが多いのではなかろうかと感じる。 | 60 | 今回の報告書(案)は、大学関係者も参画し、また、ご意見を伺ってとりまとめたものです。 |
| 序文：目的が明確に述べられていない。表題を序文ではなく文書の目的にすべき。 | 67 | 「序」は今回の検討にあたっての背景について記したものです。 |

| | | |
|---|-----|---|
| 科学技術創造立国：科学、技術、創造、科学者、技術者、科学技術、科学技術者等の言葉の定義がない。他にあるのであれば参照し、参考文献として付録して欲しい。 | 67 | ご意見の用語は、法律にも用いられているものであり、特に定義を添付する必要はないものと考えます。 |
| 技術者教育制度、専門分野見直しの方向性、試験制度、内容改革の内容など不明な点が多い。 | 111 | 修習プログラム、総合的な技術的監理に関する部門の内容につきましては、公開の下現在技術士審議会一般部会で検討を行っているところです。 |
| 序3行目：技術系人材の育成、確保（及び昔に比べて官僚、政治家が技術を理解していないための失敗）が重要な... | 147 | ご意見の事実はありませんので、原案どおりとさせていただきます。 |
| 序8行目：「技術の変化」は「技術の進歩」と訂正すべき。 | 147 | ご意見の箇所は、閣議決定された「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」における抜粋部分ですので、原案どおりとさせていただきます。 |
| 序9行目：「より広範な技術者」とは何か不明。 | 147 | 現行の約4万人の技術士のみならず、約240万人存在する技術者全体に幅広く活用されるような技術士制度へ改善することを意味しています。 |
| 産業フロンティアの定義は何か。 | 147 | 技術革新等による、これまでにない新たな産業活動のことを意味しています。 |
| 継続教育により最新の技術、知見を備え...という文言は、倫理に関する事項について強調していると解釈してよいのだろうか。このへんの曖昧さがせっかく努力して改善すると称しているのと裏腹に官僚横暴・技術無視の根拠を与えているようにも見える。 | 147 | ご意見の内容は意図しておりません。 |
| 現行技術士制度のどの点に問題があるのか具体的に示すべき（職業倫理の社会性、企業内技術士の登録など） | 152 | 今回の改善の基本的な考え方の一つである国際的同等性の確保の観点では、例えば職業倫理や継続教育に係る規定が明示されていないことに検討課題があります。 |
| 序：我が国の社会基盤の整備に対する歴史的な認識がなく、国内における技術士のこれまでの及び今後の役割についての基本的認識が欠落している。 | 158 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 |
| 第2章記載の案について、試験方法や試験内容などより具体化が必要。 | 163 | 試験方法や試験内容につきましては、今後技術士審議会試験部会において検討を行い具体化していくこととしております。 |
| 基本的な考え方の最初に技術者の倫理問題を持ち出してしまったことが、全く問題の論点がぼけてしまった最大の原因。 | 187 | 職業倫理に係る事項は、技術士資格の基本的な考え方を設定する意味で、まさに基本となるべき内容であり、最初に記載すべきことと考えます。 |

技術士制度改善に係るスタンスに係る見解

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|-----|---|
| 技術士は技術系国家資格として極めて高い権威を有するものであり、単にAPECエンジニアとの相互認証や資格保有者の増加を図る施策としての試験制度改革はあまり意味がない。 | 11 | 技術者資格は、科学技術に関する高等の専門的応用能力を法律に基づいて認定するものであり、技術者資格の国際的な相互承認あるいは我が国の技術力強化に対応するものです。したがって、今回の検討に基づく技術士制度の改善は極めて重要であると認識しています。 |
| 国際的に整合性のとれた制度とするためにも、また、高い職業倫理を備えるようにするにも、海外で使用されているコンサルティングエンジニアとしての資格、要件がもてるように改正すべきであり、その最も重要な要件は技術士が独立性（中立性）を保持できるような制度にすべき。それにはある種の業務（例えば、社会、公益に大きな影響を及ぼすと予想される業務）について業務独占を求めることも必要。 | 48 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このように非常に幅広い業態においては、技術士に限らず様々な方が現に係わっている現状をかんがみれば、業務独占資格と改正することは難しいと考えています。 |
| 技術士制度の改善は、技術者の国際資格化を意図したものであり、大いに評価。技術士制度が技術者の国際的地位向上、産業界にとっても意義ある制度となり、若手の技術者育成につながる制度となるよう、さらにはアジアからの留学生も本制度が積極的に活用できるような制度となるよう希望する。このために、産業界の意見を十分汲み上げて、改善策を策定いただきますよう要望する。 | 50 | 今回の審議会での検討には、産業界からの参画を得ており、また、経団連から意見を聴取しています。 |
| 技術士制度は、技術士が社会との関わりを有し、自己の有する技術の活用先を積極的に開拓するような活動を維持・発展させることを支える制度とすべき。（日本技術士会の活動も、内部向けの勉強会となってしまっており、もっと外に向かって技術発信できる組織運営と活動が期待される。） | 51 | ご意見につきましては今後、検討を行う際の参考とします。 |
| 技術者の養成を求めるのか、高度な技術者を認定する制度なのかが明確でない。 | 91 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識経験を有し、自律して業務を行える水準に達した者の能力を認定するものです。 |
| 工業化社会の発達に対応しうる技術者の水準、権利、義務等を法的に規定する、という技術士制度本来の趣旨を生かすために「技術士」が中心となって、他の有資格技術者等との連携を図り、共に科学技術の進展更に国際社会への貢献を果たす具体策を、業務提携方法並びに制度面の改革を含めて検討すべき。 | 104 | 日本技術士会から意見を聴取するなど、必要な検討を行っているところと考えています。 |

| | | |
|--|-----|---|
| 技術士は歴史的にみてもコンサルティングエンジニアであり、現在の技術士を日本版 P E にすることに反対。 | 121 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用される資格であると認識しています。 このことを明確にするため、第 2 章の第 2 段落において、明記することとしました。 |
|--|-----|---|

意見募集の結果等を公開すること。

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|--------|--|
| 各意見を貴課で処理した内容を発表されることを願います。 | 60 | 本資料を公開することにより対応させていただきます。 |
| 今回提出された意見に対する見解とその具体的な対応を明示するとともに、技術士法の改正案が作成された段階でも国民の意見を聞くようにしてもらいたい。 | 68 | 本資料を公開することにより対応させていただきます。なお、法律改正につきましては国会においてご審議いただくこととなります。 |
| 全ての意見書を公開するとともに、それらの意見に対する審議委員の意見、討論を全て公開すること。 | 77 | 本資料を公開することにより対応させていただきます。また、技術士審議会の議事は公開いたしております。 |
| どのような意見が出たか公表して欲しい。またその意見を改善方策にどう盛り込んだか、また盛り込めなかった場合はどういう理由でしなかったのか返事をいただきたい。 | 26,187 | 頂きましたご意見は全て資料化して公開しております。また、ご意見に対する回答は本資料により対応させていただきます。 |
| 審議会の審議内容の議事録はどこで見ることができるのか明らかにしてほしい。 | 187 | 技術士審議会の議事要旨につきましては、科学技術庁ホームページまたは科学技術庁にお越し頂ければご覧いただけます。 |

その他の意見

| 意見等の概要 | 番号 | 回答 |
|---|----|--|
| 技術士資格の有効活用、技術者の地位向上のために国など公的機関による技術者教育システムの確立は是非とも必要。 | 12 | 今回の改善の基本的な考え方の一つとして、1 - 3 に示しておりますとおり、ご意見の視点は重要な課題と認識しています。 |
| 公務員（国立大学教員）であるが故に技術士に登録できるのを拒絶されている現状を改善してほしい。 | 14 | 公務員であっても技術士に登録されている方は大勢おられます。制度として公務員の方を登録の際に排除する規定はありません。 |
| 科学技術創造立国、国際競争力強化に対する基本的考え方と具体策が希薄。 | 21 | ご意見の内容につきましては、科学技術基本法、科学技術基本計画をはじめ、基本的考え方と推進方策が示されているところですので、改めて記載することとはしておりません。 |

| | | |
|--|--------|---|
| <p>現状の技術士はそもそも何のために存在するのか不明。技術士は本来の意味での技術力や問題解決力を保証しない。だから活躍している人が少ないし、合格率を決めているから人数も少ない。また、よく知られているように年配者が多く数学や現場の新技术に暗そうな人が多く馬鹿にされているものも少なくない。昔のペーパー試験で一度合格しただけで技術の更新要件もないからこれも当然。</p> | 27 | <p>技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されております。 多くの技術士の方は、このように幅広い分野、業種において、科学技術の最前線で活躍されておられます。</p> |
| <p>建設部門でいえば別途建設コンサルタントという資格を新設し、現行の技術士制度をリセットすることが根本解決。PEにある資格更新が重要。また、どうしてもない年寄りの技術士を再試験することも必要。新制度により旧来の技術士を救う必要はないし、なくなる部門が出て仕方がない</p> | 27 | <p>建設コンサルタントは、建設分野における具体的な業務を行う際に必要な資格として、技術士制度とは独立して運用されています。 また、今回の改善により、継続教育に係る規定が技術士法上明定されることにより、能力の維持・向上に努めることが明確になります。</p> |
| <p>今回の制度改善なるものはAPECとの相互承認が先行され、それはあたかも悪徳営業マンの手法のごとく、APEC諸国との損得を強調し、最も基本とすべきところが吟味されていないように感じる。</p> | 61 | <p>今回の改善の基本的な考え方は、報告書の第1章にお示ししているところです。</p> |
| <p>現行制度の技術士に対してインセンティブを与えるため、技術士登録番号は新制度で取得したものは10001から付与する。</p> | 65 | <p>技術士登録証には、登録年月日が記載されます。 なお、現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。</p> |
| <p>国際化が進展する中で当制度の改善は時宜を得たもの。</p> | 66,125 | <p>技術士資格について国際的な整合性を確保すること等は重要な課題と考えます。</p> |
| <p>残念ながら、現行の技術士制度ではPEと呼ばれる条件を満たしているとはいえない。</p> | 67 | <p>今回の改善の基本的な考え方の一つは、技術士資格について、国際的な同等性を確保するため、技術者資格に求められる主要な要件に関し、国際的な整合性を確保することとしています。</p> |
| <p>ScienceとTechnologyは科技庁の管轄であろうがEngineeringは通産省の管轄にした方がよいと思われる。特に新政府機構のもとではなおさらである。</p> | 67 | <p>技術士制度の技術部門をみてもわかるとおり、通産省に限らず、建設省、運輸省、農林水産省等数多くの省庁が係わっております。 また、中央省庁再編にあたり、技術士に関する業務は、文部科学省が行うこととなっております。</p> |
| <p>ある業務をする能力があるからEngineeringを業として行えるのであれば、歯を抜くことができる人はそれを業とでき、家を設計できる人は要求されている学校の単位がなくてもそれを業とできることになる。資格はそれを明確に定義しているものであるべき。科学者がEngineeringを行いそれに技術士を与えるのは外国人に理解されないことである。</p> | 67 | <p>技術士制度は、試験により、高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定し、それに合格した者が登録すれば、技術士の名称を名乗って業務が行えるというものです。 試験では、受験者の業種により受験資格を制限してはいたませんが、試験に合格することで、技術士としての能力は保証されています。 また、資格取得後においても、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務等の義務を課すことにより、その業務の適正が図られると考えています。</p> |

| | | |
|--|----|--|
| <p>実務能力はEngineeringには当然必要であるが、業務を達成するに十分な（高い）実務能力があるかどうかは自己と顧客が判定するのであり、第三者は最低限の能力があることの確認をすることができることの最大限であろう。技術は新しいものを造る業務であり第三者が将来の業務をする人の能力を何日間の試験で判定することは不可能。実務能力がなかった技術士が現れた場合、例えばロケット打ち上げに失敗した技術士はその資格を剥奪するのか。能力を保証した人達、制度はどうなる。</p> | 67 | " |
| <p>大切なのは各技術士が、技術士として何をなすべきか考え、実行し、さらに技術士の倫理要綱に基づきボランティア的な活動をすることを規定すること。活動の受入態勢を作るのが政府の役目。</p> | 67 | <p>今回の改善により、職業倫理や継続教育に係る規定を技術士法上に明定することとしていますが、これらが真に実のあるものとなるには、個々の技術士の自覚と実行が必要です。 国は、そのような技術士の活動が円滑に行われるよう必要な環境整備等を行うことが重要と考えます。</p> |
| <p>間違いなくEngineeringを業務としている人であると確認するための公正な判断をできる程度の筆記テストと十分な倫理観を持っていることの教育を確認してP Eによる推薦を重視した米国P Eスタイルの試験制度にすべき。既得者には、再試験ではなく、倫理の特別講座、継続教育を受講することによりカバーしていただく。</p> | 67 | <p>技術士制度は、試験により、高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定し、それに合格した者が登録すれば、技術士の名称を名乗って業務が行えるというものです。 試験では、受験者の業種により受験資格を制限してはいませんが、試験に合格することで、技術士としての能力は保証されています。 また、資格取得後においても、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務等の義務を課すことにより、その業務の適正が図られると考えています。</p> |
| <p>技術面の視線が構造物などのハード面にむいている気がする。計画、政策及び情報などソフト分野の充実が必要。</p> | 72 | <p>技術士は、技術士の名称を用いて、科学技術に関し高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者であり、その業態は幅広いものと認識しています。 今回の改善にあたって、この点を十分認識した上で検討を行っているところです。</p> |
| <p>一部土木、建設関係のことにのみを考えていて後の部門のことは煮詰められていないように見受けられる。今の制度をそのまま活かして、国際化に対応する方法を分野毎に実施することが現実的であり、この案に反対。</p> | 73 | <p>建設部門を中心とした建設分野の技術士は、他の分野に比べて活用が進んでいることはそのとおりですが、今回の改善の基本的考え方の一つとして、現在活用が進んでいない部門を中心に全部門にわたって活用の促進を図ることが重要と考えています。 また、A P E C技術者資格相互承認プロジェクトに対しては、当面、土木、建築の分野で対応することとしていますが、その他の分野についても、拡大していくことが必要と考えます。</p> |
| <p>総合学科に在籍する生徒に対して、専門教育の学習に目的意識を持たせるためにも、彼らの目に届く高さにある「技術士の基礎資格」の創設を強く希望する。</p> | 75 | <p>新たに「技術士の基礎資格」を設けることについてのご提案ですが、今後、検討を行う際の参考とします。</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| 職業技術者の能力評価（PE）とコンサル能力（CE）を同一に扱うのは反対。 | 82 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されているもので |
| 技術者の評価を高めるためにも「大学卒業時の一律的な評価制度」があつてほしいと考えている。ましてや国際的なハーモナイゼーションの立場からはそうだと思う。 | 84 | 高等教育機関の技術者教育の専門認定について、現在、日本技術者教育認定機構（JABEE）による認定が準備中です。 このような認定が機能する段階には、技術者教育と資格付与の整合性、一貫性をとることの重要性より、認定の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じることが適当と考えています。 |
| 我が国の技術士も技術者の一員ではあるが、科技庁のホームページにみられるようにコンサルタントを養成しようとして設けられた制度に従い高難度の試験を合格したものに名称が与えられている。一方米国のPEにみられる試験制度に合格したものは単なる技術者でしかない。この点を考慮すればこの改善方策は改悪案であり反対。 | 85 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されているものです。 |
| 日本技術士会内に「苦情処理機関」の設置を要望。不可能ならば「指導技術士」の紹介制度を確立してほしい。 | 87 | 「苦情処理機関」の設置につきましては、（社）日本技術士会にご意見を伝えております。また、（社）日本技術士会においては、技術士のあっせんを業務の一つとしておりますが、今回の改善により、技術士に限らず優れた技術者の指導の下での実務経験を積むことにより、第二次試験の受験資格を得ることが可能となります。 |
| 新制度の周知徹底並びに体制整備には、相当長期の準備期間と高額な資金投入を必要とするであろうことは想像に難くない。望むらくは新制度の移行にあたって、社会的に透明なプロセスを経て無理なく実施体制が整備できるよう配慮されん事を望む。 | 104 | ご意見につきましては、今回の改善を実行する段階において、十分留意すべき点であると考えます。 |
| 大学と産業界との人事交流を活発にし科学技術の発展、産学協力の実を有効ならしめることが肝要。 | 106 | 質が高く、十分な数の技術者の育成、確保のためには、技術者教育の段階から、技術士資格付与、継続教育までの生涯に亘り、一貫した整合性のあるシステムを構築し、これが十分に機能することが重要と考えています。 このためには、産学官が連携、協力して取り組んでいくことが重要と考えています。 |
| フィーの計算（定額積算等）において技術等級別、定額積算するが、その場合の各等級別、名称をどうするか。 | 108 | 今回の改善を踏まえ、関係機関において検討が行われるものと考えています。なお、現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。 |

| | | |
|--|-----|---|
| <p>技術士法54条については、全国の技術者は一つの団体に集まって社団法人たる日本技術士会のもとで活躍することにより、技術士法制定の目的を果たすものとするとの解釈で誤解されぬよう改正されることが必要。</p> | 117 | <p>技術士法第54条の趣旨は、技術士制度の健全な発達を図るという技術士法の目的を達成するためには、技術士が名称独占資格だけに、技術士自体の自主的な積極活動に待つところが大きく、この意味において地域や専門の業種にこだわることなく、技術士が団結して全国一円の社団法人を形成し、技術士の品位の保持と業務の進歩改善に努力することが望ましいということにあります。</p> |
| <p>既存の技術士をどう扱うかよくわからない。至急明確にすべき。</p> | 120 | <p>現在の技術士と制度改善後の技術士の専門分野に係る技術能力は同じ水準であります。ただし、両者の違いは、制度改善後の技術士においては、幅広い分野の技術に係る一般的な学識や職業倫理等が試験により明確に確認されているという点にあります。</p> |
| <p>技術者の資格や業態を変更することで科学技術創造立国がはかれることを期待できない。</p> | 122 | <p>科学技術創造立国の実現を目指し、技術革新による産業フロンティア創出と国際競争力強化を図るため、これを支える技術系人材の育成、確保が重要な課題となっていることは、科学技術基本法、科学技術基本計画等の趣旨から必要なことと考えています。 今回の改善の基本的な考え方の一つは、これに適切に対応するためのものです。</p> |
| <p>国家としての技術競争力の向上を、利益追求の私企業に負いすぎているのが我が国の現状であり、技術士制度を含めて技術者の技術的独立が可能な社会を実現させることが先決。</p> | 122 | <p>科学技術基本法にあるとおり、科学技術の振興の目的は、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的としております。</p> |
| <p>技術士をPEと改称してその位置に据えるというのはあまりにも安直。他の技術資格を含めて既存資格との整合性や、技術分野、技術部門への配慮がなさすぎて各業界にいる技術者にとって不満足な要因が多すぎる。</p> | 122 | <p>技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されております。 従って、諸外国の技術者資格に対応する資格です。</p> |
| <p>今回の改善のポイントが 技術者資格の国際的整合性の確保 多くの技術者、学生が目指す普遍的資格への移行 社会的認知度が高く社会的活動に不可欠な資格への移行 にあることは今までの技術士制度に欠落していた重要なポイントであり、今回の改善には大賛成。</p> | 123 | <p>国際的な整合性の確保や数多くの技術者、学生が取得を目指す制度への改善は、極めて重要な課題と認識しています。</p> |
| <p>職掌が明確に定義される米国では、PEは倫理に関して独立性を保つことができる一種の職業資格として機能するが、日本においては会社の単なる評価システムにしかない。</p> | 133 | <p>今回の改善により、公益に対する責務を明示することとしています。</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| 技術士という制度は、選択肢が比較的単純な工学系においてよりも、むしろ複雑な判断を要する生物系の技術業務においてこそ権威付けのための資格制度として必要である。 | 136 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、技術士資格は特定の技術分野によるものではなく、幅広い技術分野横断的かつ基盤的な性格の資格であると考えています。 |
| 工業高校生が将来「技術士に挑戦しよう」という意欲がもてるものにする。現行の「技術士制度」は高等教育機関の卒業者しか対象にしていな。工業高校生でも将来がんばれば「技術士」の資格が取得できるよう試験制度や受験資格の改善を図る必要がある。 | 137 | 現行の制度でもそうですが、受験資格に制限は設けておりません。 |
| 建設部門のためだけに技術士全体の制度、英文呼称、試験問題まで変えることは反対。 | 140 | 今回の改善は、第1章の基本的な考え方で述べておりますとおり、特定技術部門のための改善ではありません。 |
| 仮に技術士制度が今の思想で維持されるとすれば、教育制度と一貫性のある技術士制度にすることはよいこと。ただし何をするのかははっきりしない。教育制度も改革しないと一貫性のある技術士制度にならない。文部省と合同するのだからその程度の配慮は実現すべき。 | 147 | ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、高等教育機関の技術者教育に関する専門認定との連携や、履修課程と受験科目の一部免除など、技術者教育との整合性、一貫性を図ることが重要と考えています。 |
| 前文の趣旨にそって矛盾無く構成し、仮にも東海村の事故のごとき、その技術の基礎知識の無い者が運営するような結果にならないようにし、各部門の頭初予算を認めたら、その保守予算を認める義務は当然と考えるような、世の中の風潮を生み出すような制度にしたいものである。それには教育制度が重要。 | 147 | 技術に携わる者は、実務担当能力を有することはもちろんのこと、高い職業倫理を備えることが必要と考えます。 |
| 技術士制度の改善の方向について賛成。 | 159 | — |
| 高等学校卒業者が、諸外国とも対応できる大学学部の教育プログラムに追従できる学力を有するように、初等教育の内容を見直すべき。 | 162 | ご意見につきましては、報告書案における検討の対象外と考えます。 |
| 大学学部の入学試験は、定員制に拘ることなく、当該教育プログラムに追従できる学力を有す学生の選別である必要がある。 | 162 | ” |
| 技術者資格は、基本的に技術者の生涯キャリアの中核として位置付けられるべき。 | 163 | 質が高く、十分な数の技術者の育成、確保のためには、技術者教育の段階から、技術士資格付与、継続教育までの生涯に亘り、一貫した整合性のあるシステムを構築し、これが十分に機能することが重要と考えています。 |
| 技術者資格は、社会に対する技術者のもつ実力の保証であるが、その資格保持者が社会において技術者としての実力を高く評価され、資格が社会に積極的に活用される制度でなければならない。そのためには、社会のニーズにフレキシブルに対応できる制度であるべき。こうした観点から、技術者資格問題は、技術者の生涯教育を担う産学の専門家集団である専門学協会自らが率先して取り組むべき問題。 | 163 | 継続教育の実施等において、専門能力等を有する学協会の役割、機能は重要と考えます。 |

| | | |
|--|-----|--|
| 現在の技術士法の内容は、我が国経済社会が大転換をしつつある現在、未来のあるべき姿等に適合するように考慮されて制定されたものではない。したがって、社会的に認知された自立する高度専門職業人として、経済新生を担う技術者資格への改革を望む。 | 163 | 経済社会のグローバル化に伴い、技術業務の実施にあたり、単なる技術者ではなく、有資格の技術者が求められる局面が増加していること等を踏まえ、技術士制度の国際整合性の確保等について改善することは極めて重要と考えます。 |
| 技術の進歩と産業社会の要請が急速に変化しつつある中で、職業人としての使命と責任を有する資格制度としての認定において、それらを自覚する倫理観あふれる技術者の資格制度となるよう改革することを求めたい。 | 163 | 今回の改善により、公益に対する責務を明示します。 |
| 技術士審議会の使命、役割、責任等ならびに組織化についても、関係する諸活動機関との関連ならびに関係する行政・産業・国民に納得いくものへと改組再編する必要がある。 | 163 | 今般の行政改革の一環で、技術士審議会の機能は、文部科学省において、科学技術・学術審議会に受け継がれることが決定しております。したがって、これまでの技術士制度だけに係る審議から、より幅広い科学技術・学術の一環として技術士制度を捉えられることとなります。 |
| 大学工学教育の問題でも、小中高校教育問題にまで取り組まないと足元が崩れる危険性大。現在の教育制度を根本的に見直す時期が到来していると考えられる。 | 163 | ご意見につきましては、報告書案における検討の対象外と考えます。 |
| 現行制度の枠内で合格率を現在の倍以上に上げる改善をし、特に技術士の継続教育を充実させていく改善の方が現実的。 | 163 | 今回の改善に関しては、第1章に示しておりますとおり、倫理要件、国際的な相互承認への対応等の観点より必要な対応を行うものです。 |
| 日本の技術士試験は難しいとされている現在、海外のPEと同じということに技術士一般では肯定できないとしている。単なる大学年数の差だけではない。倫理だけでなく実務の中にある哲学も重要な因子と考える。 | 168 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されております。従って、技術士制度は、諸外国の技術者資格に相当するものです。 |
| 制度改善の前に制度の目的を今一度明確にすることが第一。 | 177 | 技術士法第1条において明確となっております。 |
| PEグループをCEグループに入れ替えようとしていることには賛成できない。 | 184 | 今回の改善の目的はご意見のような内容を意図しているものではありません。 |
| PE,CEを含めた1つの団体とする。例えば新名称「技術者連絡会」職業資格は自分で決めないで発注者が決める。としてはどうか。 | 184 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 教育、資格（実務）、及び継続教育の一貫システムの確立が望まれる。したがって認定技術士をA（短大、高専レベル）、B（大学レベル）、C（大学院レベル）の3段階に分類することも必要。 | 186 | 技術者教育の段階から、技術士資格付与、継続教育までの生涯に亘り、一貫した整合性のあるシステムを構築し、これが十分に機能することが重要であると認識しております。 しかしながら、技術士は、高等の専門的応用能力を必要とする業務を行う者であり、これを3段階に分類することは適当ではありません。 |

| | | |
|---|-----|--|
| 日本コンサルティングエンジニア協会A J C E及び国際コンサルティングエンジニア連盟F I D I Cと技術士の関係を明確にすべき。 | 187 | 技術士資格は、高い職業倫理を備え、十分な知識、経験を有し、自律して業務を行える専門職としての技術者資格であり、コンサルティングエンジニアから、建設業、製造業等の企業に勤務するエンジニアまで、幅広い分野、業種において、種々の業態により活用されております。 |
| 受験資格に一定以上の学歴を設けることや、職業倫理を重視するように技術士法を改正することは必要であろう。 | 188 | 受験資格に学歴による制限を設けることは適当ではありません。また、公益に対する責務については明示していくことが重要と考えます。 |
| 現行の制度を廃止するような形でPE同等の制度と入れ替えること（資格取得者に対する優遇措置を付加する前に、資格の位置づけを見直すこと（案によると資格取得者拡大のために試験は易しくならざるを得ないと思われる。）は、技術士資格の魅力を薄くし、ひいては現状以上に機能しない制度となってしまうと思われる。 | 192 | 今回の改善は、国際的な整合性の確保等の観点より必要な改善であり、これにより資格取得志望者は拡大するものと考えます。 |
| 最近の流れから、倫理要件や継続教育の必要性は十分理解でき、指摘のとおりと思う。 | 192 | 倫理要件や継続教育は、技術士制度改善において重要な事項と考えます。 |
| 小・中・高校の一貫した技術教育カリキュラムを確立する。 | 193 | ご意見につきましては、今後、検討を行う際の参考とします。 |
| 技術士養成の一端として、ものづくりに親しみ実践できる環境づくりを整備する。 | 193 | 〃 |
| 例えば、中・高・大学の10カ年教育、あるいは高校・大学での7カ年教育、あるいは中学・高校での6カ年教育を編成して、体験的技術教育を最重視したカリキュラムで技術者育成を追求しているが、こうした教育を実施する学校等において、技術上の資格が有利に取得できる制度、また、技術士の資格が我が国において正当に評価される改革を是非考えていただき | 207 | 〃 |
| 最近40才代の技術士を中心に技術コンサルタント自営希望者が急増している。また、中立の技術士への期待と社会的要請が増大している今日、改正後も従来以上の明確な位置づけと振興策が望まれる。 | 208 | 技術士制度の普及拡大、活用の促進は重要な課題と考えます。 |
| 本改善案自体未定要素を少なからず含み、中長期的対応となるのだから歴史的重みを考えた、多くの反対者の意向を無視する形で決を急ぐ必要があるのだろうか。 | 210 | 今回の改善にあたっては、関係省庁、関係団体、有識者をはじめ、今回の意見募集も含め、幅広くご意見を聴取して行っているところです。 |